

平成28年9月定例会会議録（第1号）

平成28年9月9日 金曜日 午前10時00分開会  
 議長 清水清秋 副議長 石川正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	小松孝	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	渡辺安志	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	関宏之	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会  
事務局 局長

滝口英憲

農業委員会  
事務局 局長

荒澤精也

### 事務局出席者職氏名

局長	森隆志	総務主査	三原恵
主査	沼澤和也	主査	早坂和弥

### 議事日程（第1号）

平成28年9月9日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第10号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第11号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第12号平成27年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第50号新庄市教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第51号新庄市表彰について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第10 議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第53号市道路線の認定について
- 日程第12 議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第55号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第56号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第57号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第58号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第59号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第60号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第61号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第21 決算特別委員会の設置
- 日程第22 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第23 議案第63号平成28年度新庄市一般会計補正予算(第3号)  
日程第24 議案第64号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第25 議案第65号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
日程第26 議案第66号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第27 議案第67号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第28 議案第68号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
日程第29 議案第69号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第30 議員派遣について

**本日の会議に付した事件**

議事日程(第1号)に同じ

## 開 会

清水清秋議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより平成28年9月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第1号によって進めます。

### 日程第1 会議録署名議員指名

清水清秋議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において遠藤敏信君、小野周一君の両名を指名いたします。

### 日程第2 会 期 決 定

清水清秋議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 森 儀一君。

(森 儀一 議会運営委員長登壇)

森 儀一 議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る9月2日午前10時から、上下水道庁舎会議室において議会運営委員6名の出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局

職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成28年9月定例会の運営について協議をしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております平成28年9月定例会日程表のとおり、本日から9月26日までの18日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告3件、諮問1件、議案4件、平成27年度決算の認定等9件、補正予算7件の計24件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告3件の後、諮問第1件及び議案第50号、第51号の議案の議案2件につきましては提案説明をしていただき、委員会への付託を省略して、本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第52号から議案第62号の議案11件につきましては、本日、本会議に上程し提案説明の後、平成27年度決算の承認等9件を除いた議案2件につきましては総括質疑を受け、所管の常任委員会に付託し、審議をしていただきます。平成27年度決算の認定等9件につきましては、本日、全員で結成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をしていただきます。

議案第63号から議案第69号までの補正予算7件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、9月26日、最終日の本会議において審議をしていただくことをお願いいたします。

次に、一般質問についてでございますが、今期定例会の一般質問通告者は6名であります。よって、1日目4名、2日目2名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含めて1人50分以内といたします。質問者並びに

答弁者の御協力を特にお願い申し上げます。

また、御承知のとおり本9月定例会につきましては、会場を市民プラザに移しての議会となりますので、インターネットによる議会中継や電子表決システムを使用することができませんので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。よろしくお願いいたします。

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月26日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、会期は9月9日から9月26日までの18日間と決しました。

### 平成28年9月定例会日程表

会期	月日	曜	会議別	場所	開議時刻	摘要
第1日	9月9日	金	本会議	市民プラザ 大ホール	午前10時	開会。行政報告。報告(3件)の説明。諮問(1件)及び人事案件(2件)の上程、提案説明、採決。議案(2件)及び決算(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。決算特別委員会の設置。議案の決算特別委員会、常任委員会付託。補正予算(7件)の一括上程、提案説明。
			決算特別委員会	市民プラザ 大ホール	本会議 終了後	正副委員長の互選
第2日	9月10日	土	休 会			
第3日	9月11日	日				
第4日	9月12日	月	本会議	市民プラザ 大ホール	午前10時	一般質問 小嶋富弥、佐藤義一、奥山省三、高橋富美子の各議員
第5日	9月13日	火	本会議	市民プラザ 大ホール	午前10時	一般質問 小関淳、佐藤悦子の各議員
第6日	9月14日	水	常任委員会	総務文教 (市民プラザ3階第5 研修室)	午前10時	付託議案、請願の審査

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 7 日	9 月 15 日	木	常任委員会	産 業 厚 生 (市民プラ ザ 3 階第 5 研 修 室)	午 前 10 時	付託議案、請願の審査
第 8 日	9 月 16 日	金	決 算 特別委員会	市民プラザ 大 ホール	午 前 10 時	平成 2 7 年度一般会計及び特別会計 決算の審査、水道事業会計利益の処 分及び決算の審査
第 9 日	9 月 17 日	土	休 会			
第 10 日	9 月 18 日	日				
第 11 日	9 月 19 日	月				
第 12 日	9 月 20 日	火	決 算 特別委員会	市民プラザ 大 ホール	午 前 10 時	平成 2 7 年度一般会計及び特別会計 決算の審査、水道事業会計利益の処 分及び決算の審査
第 13 日	9 月 21 日	水	休 会			(本会議準備のため)
第 14 日	9 月 22 日	木	休 会			
第 15 日	9 月 23 日	金	休 会			(本会議準備のため)
第 16 日	9 月 24 日	土	休 会			
第 17 日	9 月 25 日	日				
第 18 日	9 月 26 日	月	本 会 議	市民プラザ 大 ホール	午 前 10 時	決算特別委員長報告、採決。各常任 委員長報告、質疑、討論、採決。補 正予算（7 件）の質疑、討論、採 決。

### 日程第 3 市長の行政報告

清水清秋議長 日程第 3 市長の行政報告をお願い  
いたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。9 月定例会、

まことにありがとうございます。

昨今の天候、気象状況によりまして、各地域  
において大きな被害が出て、またお亡くなり  
になられた方もおいでのことということで、心か  
らお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、私からの行政報告であります。平成  
28 年度の新庄まつりについてであります。本年  
の新庄まつりは、期間の前半は天候に恵まれ、  
ユネスコ無形文化遺産候補としてのマスコミ掲

載やテレビなどでのPR、首都圏や県内外でのキャンペーン、飾り山車の時間拡大などにより、人出は260年記念事業を行った昨年並みの51万人となりました。

24日の宵まつりは天候にも恵まれ、沿道には昨年より多くの人垣ができ、昨年より2万人増の21万人の人出となりました。

25日の本まつりは、午後に天候が崩れ、また昨年実施した山車夜間運行がなかったことなどから、昨年より2万人減の18万人の人出となりました。

16日の後まつりは、飾り山車の時間を拡大し、午前中から人出がありましたが、午後の雨天の影響により昨年並みの12万人の人出となりました。

いよいよ本年秋にはユネスコ無形文化遺産の登録審議が行われます。登録となれば、有形無形を問わず、県内初となります。さらに関係団体と連携を強化し、世界に誇れる祭りとして発信していきたいと思っておりますので、これからも皆様の御協力を何とぞよろしくお願いしまして報告とさせていただきます。

#### 日程第4報告第10号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について

**清水清秋議長** 日程第4報告第10号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、報告第10号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市体育協会の経営状況を報告する書類として、平成27年度事業決算報告書を議会に提出するものでございます。

市体育協会の報告書2ページに記載しておりますが、平成26年度に新庄市施設振興公社と統合したことに伴い、市の体育館施設を指定管理者として管理運営するとともに、市の都市公園や公有財産の管理業務を受託しております。

また、平成27年度からは県の最上中央公園も指定管理者として管理運営するなど事業の拡大を図り、経常収益が1億5,080万2,656円、経常費用が1億4,761万8,850円となっております。

なお、市体育協会の平成27年度事業及び決算については、平成28年6月21日に開催されました同協会の定時評議員会において承認されたものであり、詳細につきましては後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告といたします。

**清水清秋議長** 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

#### 日程第5報告第11号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

**清水清秋議長** 日程第5報告第11号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、報告第11号新庄市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

す。

この経営状況の報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして議会に報告することとなっております。平成27年度新庄市土地開発公社の決算でございます。

なお、この決算につきましては、去る4月27日に公社監事による監査を行い、5月18日の理事会におきまして御承認をいただいております。

平成27年度の事業につきましては、小桧室2期地区における5区画の宅地分譲のうち、残り2区画につきまして販売促進に努め、うち1区画が売却に至りました。残る1区画につきましては、今年度に入り申し込みがあり、今後土地売買契約を締結する予定でございます。

平成27年度の損益につきましては157万3,368円の当期純利益となっております。

なお、お手元の決算書の1ページから9ページまでが事業報告及び決算の内容であり、10ページ以降につきましては決算附属明細表を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、平成27年度新庄市土地開発公社の決算についての報告とさせていただきます。

**清水清秋議長** 本件につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承願います。

## 日程第6報告第12号平成27年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

**清水清秋議長** 日程第6報告第12号平成27年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、報告第12号平成27年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率について御報告申し上げます。

本比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して議会に報告し、市民に対して公表することとなっているものであります。

初めに、健全化判断比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年度同様、全ての会計が黒字決算でありましたので、数値はございません。

実質公債費比率につきましては、前年度の10.9%より1.2ポイント改善の9.7%でございました。前年度は県内13市の中では5位の比率となっておりましたので、今年度も同程度の順位になるものと思われま。

将来負担比率につきましては57.9%となり、前年度の74.4%より16.5ポイント改善しております。こちらの数値については、前年度は県内13市の中では7位の比率となっておりますが、今年度についてはより上位の順位になると思われま。

次に、資金不足比率についてであります。繰り出し基準に基づき一般会計から適正に繰り出しを行っておりますので、全ての特別会計で不足額はございませんでした。

算定結果は以上でございます。健全な財政運営により順調に改善しております。

以上で、健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。よろしく御願申し上げます。

**清水清秋議長** 本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御了承願います。



## 日程第7 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

**清水清秋議長** 日程第7 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて御説明申し上げます。

御提案申し上げますのは、平成28年12月31日をもって任期満了となります本市の人権擁護委員1名につきまして、山形地方法務局長より候補者の推薦依頼がありましたので、その推薦に当たり人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

推薦する方は、引き続きになりますが、松田好功氏であります。参考といたしまして経歴を添付しておりますが、人権擁護委員として人格、識見から適任の方であると存じますので、御審議いただき御意見賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これ

に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、諮問第2号はこれに同意することに決しました。

## 日程第8 議案第50号新庄市教育委員会委員の任命について

**清水清秋議長** 日程第8 議案第50号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで教育委員長山村明德君の退席を求めます。

(山村明德教育委員長退席)

**清水清秋議長** 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 議案第50号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員の委員5名のうち、平成28年9月30日をもって山村明德委員が任期満了となり、また平成28年9月30日をもって小山貞子委員が辞任されますことから、新たに2人の教育委員を選任するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定により、なお効力を有することとされる同法による改正前の主要教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により御提案申し上げます。

任命しようとする方は、引き続きとして山村明德氏、新たな委員として斉藤浩昭氏であります。また、斉藤氏の任期につきましては現委員の残任期間となりますことから、本年10月1日から平成30年9月30日までとしております。

参考といたしまして経歴を添付しておりますが、市の教育行政を推進していく上でまことにふさわしい方々であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**清水清秋議長** お諮りします。

ただいま説明のありました議案第50号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第50号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第50号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時22分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 日程第9議案第51号新庄市表彰 について

**清水清秋議長** 日程第9議案第51号新庄市表彰についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、議案第51号新庄市表彰について御説明申し上げます。

本案は本市の隆盛発展に長年寄与され、市政に対する功労が特に顕著な方を表彰するため新庄市表彰条例に基づき議会の同意をお願いするものであります。

このたび表彰しようとする方は平向岩雄氏であります。氏は平成7年5月から平成27年4月までの連続5期、20年もの長きにわたり市議会議員として幅広く活躍されたことは皆様も御承知のとおりでございます。その卓越した識見により、新庄市議会議長、副議長として力を尽くされ、さらに最上広域市町村圏事務組合議会議長などを歴任するなど、多年にわたり地方自治に貢献されました。

これら市政における功績に対しまして、新庄市表彰を行いたく御提案するものであります。

氏の略歴、功績につきましては、表彰候補者調書を添付しております。

御審議の上、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**清水清秋議長** お諮りします。

ただいま説明のありました議案第51号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第51号新庄市表彰については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第51号はこれに同意することに決しました。

## 議案 1 1 件一括上程

**清水清秋議長** 日程第10議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第20議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11件を、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの11件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** 議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、お金のかからない選挙の実現と立候補の機会均等や候補者間の選挙運動の機会均等を図るための選挙の公営について定めたものであります。

具体的には、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターやビラなどの作成に要した費用を一定の条件のもと市が負担することを規定しており、金額については公職選挙法施行令に定められた額を基準としております。

このたび公職選挙法施行令の一部が改正され、選挙の公営に要する経費の限度額について引き上げられたことから、本市条例においても所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、選挙運動用自動車の使用のうち一般運送契約以外の契約の場合、1日当たりの借入金額及び当該車両使用に係る燃料代金、選挙運動用ポスター及びビラの作成に係る公費負担の限度額を同施行令の規定に準じて引き上げるものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行することとし、同日以降、その期日を告示される選挙について適用することとします。

続きまして、議案第53号市道路線の認定について御説明申し上げます。

提案の理由といたしましては、道路網の整備を図り、市民福祉の増進に資するため、市道として認定する必要があることから提案するものであります。

内容といたしましては、1路線について認定をお願いするものであります。常葉町1号線につきましては、民間の宅地開発により整備され

た路線であり、市に帰属されたことから認定するものであります。

以上のとおり、道路法第8条第2項の規定により御提案申し上げます。

次に、議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第61号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案につきましては会計課長より、議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については上下水道課長よりそれぞれ御説明申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員より決算審査意見書の提出を受けておりますが、監査委員から賜りました意見については今後十分に留意いたしまして、効率的な行政運営になお一層努力してまいる所存であります。

私のほうからの説明は終わりますが、御審議をいただきまして、御決定賜りますようお願い申し上げます。

**清水清秋議長** それでは、続いて議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第61号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件を会計管理者兼会計課長伊藤洋一君より説明願います。

会計管理者兼会計課長伊藤洋一君。

(伊藤洋一会計管理者兼会計課長登壇)

**伊藤洋一会計管理者兼会計課長** 議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてより議案第61号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案につきまして、お配りしております平成27年度歳入歳出決算書をもとに御説明申し上げます。

初めに、5ページの会計別歳入歳出決算総覧をお開きください。

全会計の合計額は一番下の合計欄に記載して

おりますが、予算現額が276億8,953万6,000円、収入済額が273億7,403万2,884円、支出済額が264億2,248万3,867円。収入済額から支出済額を差し引いた全会計の歳入歳出差引残額は9億5,154万9,017円で、予算現額に対し収入率は98.86%、執行率は95.42%となっております。

なお、一般会計と公共下水道事業特別会計で繰越明許が生じておりますので、後ほど御説明いたします。

続きまして、会計ごとの歳入歳出決算書を御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。

歳入につきましては、1款市税から10ページの21款市債まで、予算現額が172億9,664万4,000円、調定額が175億3,655万7,370円、収入済額が171億1,574万2,673円、不納欠損額が3,814万4,684円、収入未済額が3億8,267万13円であります。不納欠損額の内訳は、9ページ、1款市税が3,473万3,694円、12款分担金及び負担金が334万5,290円。11ページの13款使用料及び手数料が1万2,700円、20款諸収入が5万3,000円となっております。収入未済額の内訳は、9ページ1款市税が2億1,353万5,451円、12款分担金及び負担金が1,283万7,877円。11ページの13款使用料及び手数料が463万3,518円、14款国庫支出金が1億4,659万8,000円、20款諸収入が506万5,167円となっております。

1款市税の収入済額は44億4,893万6,658円であり、調定額46億9,720万5,803円に対する収納率は94.71%であります。

歳出は12ページになります。

1款議会費から14ページの14款予備費までは、支出済額が165億6,122万7,909円であります。翌年度繰り越しが生じており、2款総務費、3款民生費、8款土木費の合計額は1億6,092万円であります。不用額は5億7,449万6,091、歳

入歳出差引残額は5億5,451万4,764円となっております。

16ページから国民健康保険事業特別会計であります。

歳入1款国民健康保険税から11款諸収入までの合計は、予算現額が46億8,710万3,000円、調定額が50億4,518万6,299円、収入済額が47億2,694万2,779円、不納欠損額は1款の4,228万7,780円、収入未済額は1款と11款諸収入を合わせまして2億7,595万5,740円であります。

1款国民健康保険税の収入済額は10億4,272万4,617円であり、調定額13億5,932万291円に対する収納率は76.71%であります。

歳出は、18ページ1款総務費から20ページの12款予備費まで、支出済額が44億6,555万4,399円であります。翌年度繰り越しはなく、不用額は2億2,154万8,601円。歳入歳出差引残額は2億6,138万8,380円となっております。

22ページから、交通災害共済事業特別会計であります。

歳入1款交通災害共済事業収入から5款諸収入までの合計は、予算現額が840万1,000円、調定額と収入済額が同額の751万3,693円であり、不納欠損額、収入未済額はございません。

歳出は24ページ。1款事業費の支出済額が751万3,693円、翌年度繰り越しはなく、不用額は88万7,307円であります。収入済額と支出済額が同額のため、歳入歳出差引残額はございません。

26ページから、公共下水道事業特別会計であります。

歳入1款分担金及び負担金から7款市債までの合計は、予算現額が15億4,075万9,000円、調定額が15億3,485万1,411円、収入済額が14億8,494万1,538円、不納欠損額は1款と2款、使用料及び手数料を合わせて154万5,803円、収入未済額は1款と2款及び3款国庫支出金を合わせて4,836万4,070円あります。

歳出は28ページ。1款総務費から3款公債費まで、支出済額が14億7,681万4,309円あります。2款建設費におきまして、一般会計と同様に翌年度繰り越しが生じており、繰越額は4,931万5,000円、不用額は1,462万9,691円で、歳入歳出差引残額は812万7,229円となっております。

30ページから、農業集落排水事業特別会計であります。

歳入1款分担金及び負担金から、5款諸収入までの合計は、予算現額が8,453万1,000円、調定額が8,498万337円、収入済額が8,281万239円、不納欠損額は2款使用料及び手数料の5万4,495円、収入未済額は1款、2款合わせて211万5,603円あります。

歳出は32ページ。1款農業集落排水事業費と2款公債費を合わせて、支出済額が8,281万239円、翌年度繰り越しはなく、不用額は172万761円あります。収入済額と支出済額が同額のため、歳入歳出差引残額はございません。

34ページから、営農飲雑用水事業特別会計であります。

歳入1款分担金及び負担金から5款諸収入までの合計は、予算現額が5,399万6,000円、調定額が5,384万1,211円、収入済額が5,353万2,679円。不納欠損はなく、収入未済額は2款使用料及び手数料の30万8,532円あります。

歳出は36ページ。1款営農飲雑用水事業費と2款公債費を合わせて支出済額が5,353万2,679円あります。翌年度繰り越しはなく、不用額は46万3,321円。収入済額と支出済額が同額のため、歳入歳出差引残額はございません。

38ページから、介護保険事業特別会計であります。

歳入1款保険料から10款諸収入までの合計は、予算現額が36億2,845万5,000円、調定額が35億4,224万5,099円。収入済額が35億2,275万241円、不納欠損額は1款の459万2,403円。収入未済額

は1款と2款、分担金及び負担金、10款を合わせて1,490万2,455円であります。

歳出は40ページ。1款総務費から8款予備費まで、支出済額が34億390万5,972円であります。翌年度繰り越しはなく、不用額は2億2,454万9,028円。歳入歳出差引残額は1億1,884万4,269円となっております。

42ページから後期高齢者医療事業特別会計であります。

歳入1款保険料から5款諸収入までの合計は、予算現額が3億8,964万7,000円、調定額が3億8,115万5,982円。収入済額が3億7,979万9,042円。不納欠損額は1款の10万4,060円。収入未済額は1款の125万2,880円であります。

歳出は44ページ。1款総務費から4款諸支出金まで、支出済額が3億7,112万4,667円あります。翌年度繰り越しはなく、不用額は1,852万2,333円。歳入歳出差引残額は867万4,375円となっております。

以上、歳入歳出決算書の御説明でございます。

52ページからは各会計の事項別細書を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、296ページをお開きください。

296ページからは実質収支に関する調書でございます。

296ページ、一般会計につきましては、4、翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)繰越明許費繰越額が362万1,000円ございます。そのため、実質収支額は歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額を差し引いた5億5,089万3,764円となり、この金額が平成28年度への繰越額となります。

297ページ、国民健康保険事業特別会計では、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額が平成28年度への繰越額となります。

298ページ、交通災害共済事業特別会計では、

翌年度へ繰り越すべき財源はなく、歳入と歳出も同額のため平成28年度への繰り越しはございません。

299ページ、公共下水道事業特別会計では、繰越明許費繰越額が661万5,000円ございますので、歳入歳出差引額から差し引いた151万2,229円が平成28年度への繰越額となります。

次の農業集落排水事業特別会計及び営農飲雑用水事業特別会計は、翌年度へ繰り越すべき財源はなく、歳入と歳出も同額のため平成28年度への繰り越しはございません。

302ページの介護保険事業特別会計及び303ページの後期高齢者医療事業特別会計は、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、歳入歳出差引額がそのまま平成28年度への繰越額となります。

306ページからは財産に関する調書を掲載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、平成27年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書についての御説明といたします。議案第54号から議案第61号につきまして、十分なる御審議の上、御認定賜りますようよろしくお願いいたします。

**清水清秋議長** ただいま説明のありました議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第61号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの各決算について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員大場隆司君。

(大場隆司代表監査委員登壇)

**大場隆司代表監査委員** それでは、お配りしております決算審査意見書により御報告いたします。

一般会計、特別会計決算審査意見書1ページをお開きいただきたいと思います。

地方自治法の規定に基づき審査に付されました一般会計、各特別会計の決算、財産に関する

調書及び各基金の運用状況について、新田道尋委員ともども審査をいたしましたので、その概要と結果について御報告いたします。

審査の方法は、諸帳簿、書類などを照合調査し、関係職員の説明を聴取するなどにより、法令その他の規定に従って処理されているか、予算の執行が適正であるかに主眼を置いて実施いたしました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施をいたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました各会計の決算及び附属書類は法令等の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれ設置の目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正と認められました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから21ページにわたり記載してございます。その主要な点は、22ページ、第6、むすびで言及してございますので、こちらで説明をいたしたいと思っております。

22ページをお開きいただきたいと思っております。

第6、むすびでございます。

平成27年度の一般会計及び各特別会計の総数の決算額は、2ページの表にございますが、歳入が273億7,403万2,884円で、前年度に比べ2億4,034万1,079円、0.9%の増加、歳出が264億2,248万3,867円で、1億4,034万6,239円、0.5%の減少となりました。その結果、実質収支は9億4,131万3,017円の黒字で、単年度収支も3億8,036万4,985円の黒字となりました。

収入未済額は一般会計では市税が2億1,353万5,451円で、前年度に比べますと223万4,220円、1%減少しました。

保育所入所負担金等が大きな割合を占める分

担金及び負担金、公営住宅使用料等が大きな割合を占める使用料及び手数料の未済額は1,747万1,395円あり、前年度より133万6,985円、7.1%減少しております。

特別会計では、国民健康保険税が2億7,430万7,894円で、前年度に比べ526万2,517円、1.9%の減少、公共下水道使用料が1,927万212円で203万1,114円、11.8%の増加、介護保険料は1,484万6,380円で177万4,697円、13.6%の増加、後期高齢者保険料は125万2,880円で、54万170円、75.8%の増加となっております。

全体としては減少傾向にあるものの、収入未済額の圧縮につきましては、歳入確保のためだけではなく、市民の受益者負担の公平性を高める観点からも、改善に向けたより一層の努力を期待するものであります。

市債残高は227億6,344万8,274円で、内訳は一般会計148億8,320万5,458円、公共下水道事業特別会計74億3,166万9,508円、農業集落排水事業特別会計4億2,206万8,526円、営農飲雑用水事業特別会計2,650万4,782円で、前年度より2億9,903万5,096円、1.3%の増加となっております。

平成20年度4月1日から施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律により算定した実質公債費比率は、平成27年度決算では9.7%（過去3カ月の平均値、前年度は10.9%）となる見込みで、前年度より1.2ポイント改善され、地方債を発行する際に県知事の許可を必要としない18%以下となっておりますが、今後学校建設や老朽化した施設の改修等により実質公債費比率が再び上昇することも考えられますので、限られた財源をより有効に活用し、引き続き健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

また、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率は90.4%となる見込みで、前年度より0.3ポイント良化しましたが、依然として高

い水準にあり、弾力性に欠ける財政構造であることは否めず、改善へのさらなる努力を期待するものであります。

少子高齢、人口減少社会の中、効率的で効果的な行政運営を行うため、新庄最上8市町村が相互に連携・協力し、人口定住の促進、住みやすい地域社会の形成を目的とし、新庄最上定住自立圏の形成に関する協定を昨年6月に締結しました。ことし3月には、定住自立圏共生ビジョンが策定され、今年度から平成32年までの5年間の計画期間で具体的な取り組みを実施していくこととなり、中心市である本市の役割はさらに大きなものとなります。第4次新庄市振興計画、新庄市まちづくり総合計画の重点プログラムである雇用・交流の拡大、安全・安心の充実、子育て・人づくりへの取り組みの強化を柱としながら、定住環境の充実に向け健全な財政基盤の整備を図りつつも、計画に掲げられた施策、各事業の着実な推進を望むものであります。

次に、別冊の平成27年度新庄市財政健全化・経営健全化審査意見書をごらんください。

先ほど、市長からも報告がありましたが、財政健全化審査意見につきましても、実質赤字及び連結実質赤字は生じておらず、健全な状況であると認められます。先ほども申し上げましたが、実質公債費比率は9.7%であり、早期健全化基準25.0%と比較するとこれを下回っており、良好であります。なお、前年度と比較しますと1.2ポイント改善しております。

将来負担比率は57.9%となっており、早期健全化基準である350%を下回り、良好であります。なお、前年度と比較すると16.5ポイントと大きく改善しております。

次のページ、経営健全化審査意見につきましても、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、営農飲雑用水事業の各特別会計とも資金不足は生じておらず、健全な状況にあると認められます。

以上が平成27年度一般会計及び特別会計の決算審査の概要並びに健全化の意見でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

**清水清秋議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時09分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

次に、議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、上下水道課長松坂聡士君より説明願ひます。

上下水道課長松坂聡士君。

(松坂聡士上下水道課長登壇)

**松坂聡士上下水道課長** 議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

お配りしました新庄市水道事業会計決算書をごらんいただきたいと思ひます。

まず最初に、2ページ目をお開きください。

新庄市水道事業決算報告書により御説明申し上げます。

最初に(1)収益的収入及び支出でございます。収入の第1款水道事業収益の予算額合計は10億8,761万2,000円、決算額は10億8,990万1,725円で、予算額に比へまして228万9,725円の増額でございます。

次に、支出の第1款水道事業費用の予算額合計は10億6,499万円、決算額は10億5,658万2,728円で、執行率は99.21%でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出でございます。収入の第1款資本的収入の予算額合計は2億943万5,000円、決算額は2億843万3,977円で、予算額に比へまして100万1,023円の減額でございます。

次に、支出の第1款資本的支出の予算額合計



は6億2,040万円、決算額は6億1,857万765円で、執行率は99.71%でございます。そのうち、第1項建設改良費は工事の精査等によりまして182万6,657円が不用額となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億1,013万6,788円は、過年度損益勘定留保資金等で補填してございます。

続きまして、6ページをお開き願いたいと思います。

損益計算書について御説明申し上げます。

営業収益においては、前年度比約2,636万円の減となり、営業外収益においては、高料金対策費の繰出基準に該当しなかったこと等によりまして、前年度比約6,674万円の減となっております。

営業費用においても、資産減耗費等の減少により前年度比約5,546万円減額しております。経常利益は861万3,671円となっております。また、当年度純利益は345万6,782円、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度末処分利益剰余金は8億144万383円となっております。

続きまして、7ページをお開き願いたいと思います。

剰余金計算書でございますが、最初に、利益剰余金としまして1、減債積立金は、(2)の前年度繰入額を繰り入れ、(4)当年度末残高は1億477万6,719円となっております。

2の建設改良積立金は、繰り入れ等はございませんので、(4)当年度末残高は1億2,417万1,826円となっております。したがって、積立金の合計は2億2,894万8,545円となります。

続きまして、8ページをお開き願いたいと思います。

次に、資本剰余金の部として、これまでに資本として調達いたしました国庫補助金等の内訳でございます。翌年度への繰越資本剰余金は420万3,780円となっております。

続きまして、隣9ページでございます。剰余

金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

平成27年度末処分利益剰余金が8億144万383円となっておりますので、(1)の減債積立金へ1,000万円を積み立て、起債償還に充てることとし、残額の7億9,144万383円を平成28年度へ繰り越すものでございます。地方公営企業法の規定に基づき、利益の処分についても議決をお願いするものでございます。

続きまして、10ページをお開き願いたいと思います。

貸借対照表でございます。資産の部として、固定資産、流動資産、繰延勘定の資産の合計は、125億5,426万7,358円となります。

次に、負債の部でございますが、11ページの負債合計で56億5,909万5,765円となります。また、資本の部として資本の合計は68億9,517万1,593円となり、負債資本合計は125億5,426万7,358円となります。

なお、12ページには、法改正による会計基準の見直しに伴い、1会計期間の現金の流れをあらわしており、収入と支出の実態を把握するため、平成27年度の会計キャッシュフロー計算書を記載してございます。

続きまして、13ページには、法改正による会計基準の見直しに伴う会計方針を記載してございます。

以上が水道事業会計決算書についての説明でございます。

なお、決算附属書類でございますけれども、14ページには事業報告書、21ページには収益費用明細書、26ページに資本的収支明細書、28ページに固定資産明細書、最後に30ページに企業債明細書を記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算についての説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく  
お願いいたします。

**清水清秋議長** ただいま説明のありました議案第  
62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分  
及び決算の認定について、監査委員の報告をお  
願ひいたします。

代表監査委員大場隆司君。

(大場隆司代表監査委員登壇)

**大場隆司代表監査委員** それでは、同じように、  
お配りしております水道事業会計の決算審査意  
見書により御報告いたします。

1ページをお開き願ひます。

地方公営企業法の規定に基づき審査に付され  
ました水道事業会計の決算について御報告申し  
上げます。

審査の方法は、決算報告書、損益計算書、剰  
余金計算書及び貸借対照表並びに事業報告書、  
収益費用明細書、資本的収支明細書、固定資産  
明細書、企業債明細書などを照合調査し、関係  
職員の説明を受けるなどにより、法令その他の  
規定に従って処理されているか、財政状況及び  
経営成績を適正に表示しているか、公共性と経  
済性が確保されているかに主眼を置いて実施を  
いたしました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査に  
つきましては、別に地方自治法の規定に基づく  
例月出納検査において実施をいたしました。

審査の結果でございます。審査に付されまし  
た決算書類及び附属書類は、地方公営企業関係  
法令の規定に基づいて作成されており、経営成  
績及び財務状況を適正に表示しており、計数も  
正確であり、適正な決算と認めました。

決算審査の概要及び詳細は2ページから11ペ  
ージに記載しております。その主要な点は12ペ  
ージ、7、むすびで言及しておりますので、こ  
ちらで説明をさせていただきたいと思ひます。

12ページをお開き願ひます。

平成27年度水道事業会計の決算審査の概要は

次のとおりであります。

給水状況を見ますと、給水世帯は1万2,669  
世帯で、前年度より38世帯増加しております。  
外国人を含めた平成28年3月末の市内の人口3  
万6,833人に対する給水人口は3万4,418人で、  
前年度に比べ391人減少しております。普及率  
は93.4%となり、前年度の93.1%より0.3ポ  
イント増加しております。また、総配水量のうち  
有収水量の占める有収率は84.2%と、ここ数年、  
同じ割合で推移しておりますが、漏水対策等  
によりさらに向上しますよう努力をお願いしたい  
と思ひます。

平成26年度から、新会計基準に基づく決算は  
2年目となりますが、経営状況を見ますと、収  
益的収支は前年度と比べ給水収益の減少により  
収益が9,310万4,581円、8.4%減少し、費用は  
原水及び浄水費、配水及び給水費、減価償却費  
が増加したものの純資産減耗費の大幅な減少に  
より6,736万779円、6.2%減少し、当年度純利  
益は345万6,782円、前年度に比べて2,574万  
3,802円、88.16%減少しております。給水人口  
の減少や節水志向の高まり等、給水収益の大幅  
な増収は見込めない中、営業費用の38.5%を占  
める県からの受水費は3億5,532万353円(税抜  
き)で、前年度より247万2,166円上がっており、  
2年連続で増加しております。現在の給水協定  
は平成29年度に満了することから、新たな給水  
協定締結時には他の受水団体等と連携しながら  
負担軽減に取り組んでいただきたいと思います。

給水原価と供給単価を比較しますと、1立方  
メートル当たりの給水原価は276円90銭、供給  
単価は260円11銭で、給水原価が供給単価を16  
円79銭上回っており、前年度の差額21円9銭と  
比べると4円30銭の減少となっております。

また、営業未収金は過年度分が2,625万3,881  
円となっており、前年度に比べ234万3,629円ほ  
ど多くなっており、現年度分は3,666万2,667円  
で、前年度より25万4,274円少なくなつてはい

るが、依然として高い水準にあることから、負担の公平性が確保されるよう効果的な徴収体制を整備するとともに、関係機関との連携を図り改善に向けた一層の努力を期待するものであります。

資本的収支においては、前年度と比較すると資本的収入は国庫補助金、出資金等の増により6,890万8,503円増加し、資本的支出は建設改良費の減少により1億2,072万7,307円減少しました。

以上の結果、資本的収支不足額は前年度より1億8,963万5,810円減少し、4億1,013万6,788円となっており、この不足額は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金により補填されております。

施設や設備の老朽化が進む中で今後も必要な住民サービスの確保と経営の健全化を両立し、人口減少社会に対応した投資のあり方に取り組んでいただきたいと思います。

財政状況においては、資産合計は固定資産、流動資産及び繰延勘定の減により前年度より1億1,356万6,273円、0.9%減少しました。負債合計は前年度より2億473万4,032円減少し、資本合計は自己資本金の増により前年度より9,116万7,759円、1.3%増加しました。

平成26年度より新地方公営企業会計制度が始まり、経営状況をよりの確に把握することが可能となったことから、今後とも専門的知識を有する職員の養成及び新会計基準に基づく適正な財務処理を進めていき、一層の経費削減と財源確保による経営基盤強化に取り組み、水道事業経営の安定化を図るとともに市民生活に欠くことのできない安心・安全な水道水の安定的な供給に努められることを希望しまして意見といたします。

以上が平成27年度水道事業会計の決算審査の概要並びに意見でございます。よろしく願い申し上げます。

**清水清秋議長** これより、ただいま説明のありました平成27年度の各決算を除く議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第53号市道路線の認定についての2件について総括質疑を行います。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について質問いたします。

これは選挙用の公費負担の限度額を、選挙運動用自動車を500円上げる、それから燃料代も若干上げる、そしてビラのお金も上げる、ポスターの代金も上げるという内容になっております。今までのままでも選挙をやったときにこれらの金額は十分なものだったような気がいたします。新庄市民の経済状況の厳しい中にありまして、あえて上げる必要がないのではないかと考えますが、その点についてどうでしょうか。

また、一方で、あれだけお金がなくても立候補できるようにというのが、その点については私は大事なことだろうと思っております。そう考えましたときに、例えば選挙運動として必須と考えられているのが、やはりうぐいすさんなどの運動員の手当とか、あるいはまた事務職員としてやはり事務所に1人ぐらいはいてほしいわけですが、そこら辺の手当を公費というような考え方にはならなかったのだろうかと考えますが、その点についてはどうでしょうか。

**滝口英憲選挙管理委員会事務局長** 議長、滝口英憲。

**清水清秋議長** 選挙管理委員会事務局長滝口英憲君。

**滝口英憲選挙管理委員会事務局長** ただいまの質問、2点ほどあったと思いますけれども、私の

ほうから答弁をさせていただきます。

このたびの条例の改正案でありますけれども、先ほど市長のほうからも説明がありました、この本市の条例につきましては公費負担については公職選挙法の施行令に基づいた金額によって条例を制定しております。

今、佐藤議員のほうからありましたように、この見直しについては限度額を定めたものでありますので、その枠の中で立候補される方が対応されるということであれば、それはそれとしてよろしいのではないかなということでありませ

ず。あくまでもその単価の基準というものをどこに置くかというようなことがありますので、客観的な基準としては、この公職選挙法の施行令の額を適用するのが妥当であろうということをお

も思っております。あと、そのほかに公費負担ということで、選挙のうぐいす嬢の経費がならないかというようなことなんですが、この条例につきましてはあくまでも公職選挙法の規定によって制定しておりますので、うぐいす嬢の公費負担については、市選挙管理委員会としては考えていないということ

でございます。以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） うぐいすとか事務所の職員については選挙法の規定にないということ

で、わかりました。あと、限度額なので、枠内でその方々で対応していいのだという話ではありますが、その金額を上げる必要があるのか。今まで選挙をやってみて、私が感じるところでありますが、限度額が大きいような部分も見られるような気がいたしますが、これまでも限度額で抑えることができなかつたのか、よかつたのではないか。どう

でしょうか。

滝口英憲選挙管理委員会事務局長 議長、滝口英

憲。

清水清秋議長 選挙管理委員会事務局長滝口英憲君。

滝口英憲選挙管理委員会事務局長 先ほどのお答えの中でもちょっと申し上げましたけれども、この改正案につきましては、あくまでもその限度額を見直させていただきたいというようなこと

でございますので、その枠内で候補者の方が対応していただくということで御理解を願いた

いと思います。

清水清秋議長 ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よっ

て、総括質疑を終結いたします。

## 日程第 2 1 決算特別委員会の設置

清水清秋議長 日程第21決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第54号から議案第62号までの平成27年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計利益の処分及び決算の審査をするため、委員会条例第6条第1項の規定により決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よっ

て、決算特別委員会を設置することに決しました。

## 決算特別委員会委員の選任

清水清秋議長 これより、ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきますので、御参集のほどよろしくお願いいたします。

## 日程第22議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

清水清秋議長 日程第22議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案、請願の委員会付託につきましては、お手元に配付しております平成28年9月定例会の付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いたします。

### 平成28年9月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
決算特別委員会 議案(9件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第55号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第56号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第57号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第58号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第59号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第60号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第61号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について</li> <li>○議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について</li> </ul>
総務文教常任委員会 議案(1件)	○議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の

付託委員会名	件名
請願（2件）	制定について ○請願第5号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続についての請願書 ○請願第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について
産業厚生常任委員会 議案（1件） 請願（2件）	○議案第53号市道路線の認定について ○請願第4号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書提出についての請願 ○請願第7号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願

## 議案6件一括上程

**清水清秋議長** 日程第23議案第63号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から日程第29議案第69号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算7件につきましては、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第63号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から議案第69号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算7件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

**山尾順紀市長** 議案第63号から議案第69号までの平成28年度新庄市一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第63号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ3億1,021万2,000円を追加し、補正後の予算総額を

168億4,350万8,000円とするものであります。

8ページからの歳入についてであります。14款国庫支出金に新規に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び推進交付金を補正しております。また、臨時福祉給付金給付事業費補助金を計上しております。

15款県支出金では、産地パワーアップ事業費補助金を新規計上しており、17款寄附金にはふるさと納税寄附金を増額補正とし、市債にはこのたびの補正に充てる一般財源として臨時財政対策債を計上しております。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説明申し上げます。

まず、1款から10款を通して人件費に係る予算の補正を計上しておりますが、4月の人事異動等に伴う各款の調整によるものであります。また、各款を通して市民から寄せられました相談などに対応したものを初め、学校、各種施設や道路、側溝などの維持補修や機能強化に係る経費をそれぞれ計上しております。

2款総務費にふるさと納税推進に係る経費を増額しております。また、町内防犯灯LED化補助に係る経費を増額補正しております。

3款民生費には国庫補助金を活用した地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金及び推進補助金を、また臨時福祉給付金等給付事業費を

計上しております。

7款では観光費寄附金を財源としたエコロジーガーデン交流拡大プロジェクト実行委員会負担金を増額補正とし、10款では若者の地元定着を目的とした県若者定着奨学金返還支援事業出捐金を新規に計上、またユネスコ無形文化遺産登録記念事業実行委員会負担金を補正しております。

続きまして、27ページの特別会計からですが、議案第64号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第68号介護保険事業特別会計補正予算までの5特別会計及び議案第69号水道事業会計補正予算につきましても、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な補正を行うものであります。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させていただきますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

**清水清秋議長** 財政課長小野 享君。

(小野 享財政課長登壇)

**小野 享財政課長** 議案第63号から議案第68号まで御説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

議案第63号一般会計補正予算(第3号)につきましても、歳入歳出それぞれ3億1,021万2,000円を追加しまして、補正後の総額を168億4,350万8,000円とするものでございます。

2ページから4ページまで、第1表歳入歳出予算補正としまして各款各項の補正予算額並びに補正後の額を掲載しております。

次に、5ページをお開きください。

第2表地方債補正でございますが、市有施設耐震化事業債につきましては本庁舎耐震化工事の財源としまして、臨時財政対策債につきましては補正財源として、それぞれ増額補正するものでございます。

8ページからの歳入について御説明いたします。

14款国庫支出金でございますが、2項2目民生費国庫補助金のうち4節老人福祉費補助金の地域介護・福祉空間整備費等施設整備交付金及び推進交付金につきましては、民間の介護施設におきますスプリンクラー整備に対する補助金でございます。

続く臨時福祉給付金給付事業費補助金に、このたびの給付金に係る3件の補助金、計4,145万6,000円を補正しております。

9ページに移りますが、15款県支出金でございますが、2項4目の農林水産業費県補助金に産地パワーアップ事業費補助金273万1,000円を新たに計上しております。これは効率的・高収益的な生産荷体制の実現を図るものとしております。

下段の17款寄附金でございますが、ふるさと納税寄附金2億円を増額補正しております。続く観光費寄附金100万円でございますが、これはエコロジーガーデン事業の推進に対し御寄附いただいたものでございます。

10ページをお開きください。

最後の21款市債につきましても、地方債補正に基づく増額となりまして、上段の19款繰越金につきましても、補正財源として増額補正したところでございます。

続きまして、11ページからの歳出について御説明いたします。

まず、全体を通しまして、4月の人事異動に伴います職員給与費の補正を計上しております。また、各課を通しまして市民から寄せられました相談などに対応した経費、それから学校や各種施設、道路、側溝などの維持補修や機能強化に係る経費を計上したところでございます。

まず、11ページの下段になりますが、2款総務費1項7目企画費におきまして、ふるさと納税事業費の増額補正を計上しております。これはお礼費に係る経費、事業効率改善等PR強化の経費を盛り込んだところでございます。

また、12ページの中段になりますが、11目市民生活対策費では町内防犯灯LED化事業費補助金を6月に続きまして増額補正しております。

15ページに移りますが、15ページ上段の3款民生費1項5目老人福祉事業費に、民間の介護施設のスプリンクラー整備の事業費に対する補助金504万5,000円を計上しております。9目には臨時福祉給付金等給付に係る事業費4,145万6,000円を補正しております。

下段に移りますが、2項1目児童福祉総務費におきましては、放課後児童対策事業委託料668万6,000円、これにつきましては入所児童の増加と安全確保のための人件費を増額補正しております。続く2目の児童福祉措置費の児童扶養手当給付費の807万1,000円につきましては、制度改正による増額を行ったところでございます。

16ページをごらんいただきたいと思っております。

16ページの最下段になりますが、4款衛生費1項6目環境衛生費の修繕費361万3,000円につきましては、曙町の公衆トイレの改修費用となりますが、今年度当初予算で改築済みの箇所に加えまして、さらにもう1カ所について機能改善に要する経費を計上したところでございます。

続く17ページ、上段の8目水道費になりますが、水道事業の経営安定化を図るための経営戦略策定経費等に対する繰出金を補正したところでございます。

6款農林水産業費でございますが、1項3目農業振興費におきまして、産地パワーアップ事業費補助金273万1,000円を計上しております。

次に、19ページをお開きください。

19ページの7款商工費でございますが、1項2目商工振興費に商業地域空き店舗等出店支援事業費補助金を増額補正しております。

3目観光費には、エコロジーガーデン交流拡大プロジェクト実行委員会負担金100万円を、観光費寄附金を財源として増額計上しております。

す。

20ページからの8款土木費になりますが、2項2目の道路維持費を初めとしまして、全般にわたります。この間のまちづくり会議等、市民からの要望に早期に応えるための修繕料等の経費を増額補正しております。

23ページをお開きください。

23ページ、10款教育費でございますが、1項2目事務局費に県若者定着奨学金返還支援事業費出捐金307万8,000円を計上しております。これは山形県と市町村が新たに基金を造成しまして、若者の地元回帰と定着を図るための制度発足に伴う出捐金でございます。

25ページになりますが、5項社会教育費、それと続く6項文化財保護費にはユネスコ無形文化遺産登録記念事業経費として、まず5項社会教育費におきまして実行委員会の負担金150万円を計上しております。

続く26ページになりますが、8目ふるさと歴史センター費にユネスコ登録記念の企画展に係る経費を補正しております。

以上で一般会計を終わります。特別会計について御説明いたします。

27ページでございますが、議案第64号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出のおおの2,434万5,000円を減額しまして、補正後の予算総額を43億1,783万5,000円とするものでございます。

補正内容について、32ページをごらんください。

歳入につきましては、3款国庫支出金及び6款県支出金に高額医療費共同事業負担金を増額しております。5項の前期高齢者交付金、11款の診療報酬支払基金預託者返還金につきましては、それぞれ交付決定に基づく補正としております。

それで、これに伴いまして33ページの3款、4款、6款、歳出におきまして、それぞれの負



担額の決定に基づいた拠出金等の補正を行っており、34ページに移りますが、9款財産費におきまして、国民健康保険給付基金への積立金を計上しております。

35ページ、議案第65号公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出のおの296万5,000円を追加しまして、補正後の予算総額を13億285万3,000円とするものでございます。

補正内容については、39ページをごらんください。

39ページからの歳出につきまして、職員給与費の補正のほか、2款の建設費の管渠建設事業におきまして、事業の執行に必要な予算の組み替え、増額を計上しております。その財源としまして、上の38ページの歳入におきまして、一般会計繰入金と前年度繰越金の増額を計上したところでございます。

41ページをごらんください。

議案第66号農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出のおの48万7,000円を追加しまして、補正後の予算総額を8,208万7,000円とするものでございます。

補正内容は44ページをごらんください。

歳出におきます職員給与費及び施設修繕の補正に対応し、歳入において一般会計の繰入金を増額補正したところでございます。

45ページでございますが、議案第67号営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。歳入歳出のおの92万7,000円を追加しまして、補正後の予算総額を2,813万6,000円とするものでございます。48ページに補正内容を記載してございますが、施設の修繕の補正に対応しました一般会計の繰入金を補正したところでございます。

最後に49ページ、議案第68号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出のおの1億2,249万6,000円を追加

しまして、補正後の予算総額を38億8,885万3,000円とするものでございます。

54ページをお開きください。

歳入につきましては、主に職員給与費の補正にあわせまして、地域支援事業関連の交付金を補正しておりますが、55ページに移りますが、下段において前年度繰越金の増額を計上させていただいております。

56ページからの歳出になりますが、職員給与費を全般にわたって補正しておりますが、57ページ上段となりますけれども、4款2項5目の任意事業費におきまして、おむつ支給事業の単価増に伴いまして事業費を増加しております。

また、5款基金積立金の給付費準備基金積立金の増額、それから7款諸支出金の国庫及び支払い基金への返還金の増額補正を組んでいるところでございます。

以上で、一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**清水清秋議長** 上下水道課長松坂聡士君。

（松坂聡士上下水道課長登壇）

**松坂聡士上下水道課長** それでは、議案第69号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

お配りしました補正予算書をごらんいただきたいと思っております。

補正予算書1ページをお開きください。

第1条、平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第1条）は次の定めるところによります。

第2条、平成28年度新庄市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正します。収入の第1款水道事業収益の既決予定額11億537万7,000円を補正予定額500万円増額し、11億1,037万7,000円とします。これは平成28年度地方公営企業繰出基準に基づき経営戦略の策定等に要する経費の一部を

増額するものでございます。

支出の第1款水道事業費用の既決予算額10億7,062万円を、補正予定額120万9,000円を増額し、10億7,182万9,000円といたします。これは人事異動等に伴う職員給与費の増額でございます。

次に、2ページであります。

第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正します。

支出の第1款資本的支出の既決予定額6億9,923万6,000円を補正予定額85万3,000円増額し、7億8万9,000円といたします。これは人事異動に伴う職員給与費の減額並びにトウメキ地区測量設計業務委託の設計変更に伴う負担金の増額でございます。

次に、第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としての職員給与費について、既決予定額5,841万2,000円を補正予定額53万2,000円増額し、5,894万4,000円とするものでございます。

以上、平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げました。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算7件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第69号までの補正予算7件については委員会への付託を省略し、9月26日月曜日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

**清水清秋議長** 日程第30議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しております名簿のとおり、議会報編集委員6名を山形県市議会議長会主催の議会報研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、山形県市議会議長会主催の議会報研修会に議会報編集委員の6名を派遣することに決しました。

散 会

**清水清秋議長** 以上で本日の日程を終了いたしました。

9月12日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時59分 散会

日程第30議員派遣について

平成28年9月定例会会議録（第2号）

平成28年9月12日 月曜日 午前10時00分開議  
 議長 清水清秋 副議長 石川正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	小松孝	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	渡辺安志	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	関宏之	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会  
事務局長

滝口英憲

農業委員会  
事務局長

荒澤精也

### 事務局出席者職氏名

局長 森隆志  
主査 沼澤和也

総務主査 三原恵  
主査 早坂和弥

### 議事日程（第2号）

平成28年9月12日 月曜日 午前10時00分開議

#### 日程第1 一般質問

- 1番 小嶋富弥 議員
- 2番 佐藤義一 議員
- 3番 奥山省三 議員
- 4番 高橋富美子 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成28年9月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 嶋 富 弥	1. 学校教育について 2. 新庄まつりについて	市 長 教育委員長
2	佐 藤 義 一	1. 6次産業化の進捗状況を問う 2. 都市計画道路の見直しを問う 3. ごみや不燃物の不法投棄対策を問う	市 長 教育委員長
3	奥 山 省 三	1. 道の駅について 2. 河川敷の支障木の伐採について 3. 臭気問題について	市 長
4	高 橋 富美子	1. 食品ロス削減に向けての取り組みについて 2. 災害に強いまちづくりについて 3. 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援「新庄版ネウボラ」の推進について 4. 部活動の休養日導入について	市 長 教育委員長

## 開 議

**清水清秋議長** 皆さんおはようございます。  
ただいまの出席議員は18名でございます。  
欠席通告者はありません。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

**清水清秋議長** 日程第1 一般質問。  
これより一般質問を行います。  
今期定例会の一般質問者は6名であります。  
質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。  
なお、質問時間は答弁を含めて1人50分以内といたします。  
本日の質問者は4名であります。

### 小嶋富弥議員の質問

**清水清秋議長** それでは、最初に小嶋富弥君。  
（17番小嶋富弥議員登壇）  
**17番（小嶋富弥議員）** おはようございます。  
本9月定例議会1番目に一般質問をさせていただきます、議席番号17番起新の会の小嶋富弥でございます。よろしく申し上げます。  
今回、この定例議会において通告いたしました質問は、学校教育と新庄まつりについての2点でありますので、発言の要旨に沿ってお尋ねいたします。

それでは初めに、学校教育についてであります。

市立沼田小学校の改築の件についてお伺いたします。

この沼田小学校は、明治35年、沼田尋常小学校として創立され、113年の歴史を刻んでおります。その間、現校舎の教室棟が昭和38年、管理棟及び体育館が昭和39年に改築、現在に至っております。

しかし、当時の改築から五十二、三年を経過し、校舎内の亀裂、白華現象、雨漏りと結露等々の老朽化が著しく進んでおります。それに、児童が校舎の水道の蛇口不足、水道管の劣化で水筒持参での通学は、衛生上の問題が子供たちに及ぼす影響の危惧は払い去ることができません。

沼田小のPTAからも、再三改築の要望書が当局に出されてきた経過もありますし、ことしの2月18日、議会総務文教常任委員会で校舎等学校施設の視察を行いました。まさに私が述べたとおりでありまして、委員各位からは「よく今まで我慢したな」「想像以上の環境だ」との話もたくさん出ました。

また、体育館の床も波打ち状態にありまして、委員で改築を早急に進める事態を確認し、そして議会全議員の協議を経て3月23日に議長、副議長、総務委員長が議会の総意として、市長、教育長に老朽化の著しい沼田小の校舎の早期改築を求めた申入書を提出いたしました。

それ以来、市としては具体的な基本構想計画はどう図られておるのか詳しくお聞きしたいと思っております。

次の質問に進みます。

国際化が進む中で、新庄市の英語教育についての考えをお尋ねいたすものであります。

2020年から、小学校3年生から必修化、小学校5年生から教科化が完全実施されます。この年には東京オリンピックが開かれますし、また

インバウンドとともに、いろいろな国々の人との交流が進みます。また、国内を飛び出して外国にも行く機会も当然多くなります。国際的に文化経済を含めグローバルな社会になっているわけであります。

今年度の学校教育の主要授業の一環として、ALTの1名の増員が図られ、8月17日、市役所でアメリカ国籍チャールズ・ストリートさんの辞令交付の新聞記事がありました。大変評価のできる事業であります。

しかし、ほかの市町村でも、これらの大きな変化の国際化社会を見据え、ALTの増員を含め、義務教育の英語能力を高めております。当市における義務教育生徒児童に対し、英語教育の指導方向性の考えを質問いたします。

次は、児童生徒の放課後安全確保のため、自転車に乗るときのヘルメット使用着用はどのように教育委員会で各学校に徹底指導をなされておられるのか質問であります。

この件に関しましては、昨年6月の定例議会においてお尋ねいたしました。答えとしては、教育委員会として校長会議の場で話題にしたり、11月14日の教育の日を活用して、ヘルメット着用を呼びかける場面を設定したりするなど、命を守るヘルメット着用の運動が推進されるよう、学校を支援するとの答弁でありました。

しかし、まだまだ着用が徹底しないのが現状ではないでしょうか。このことについて、再度お尋ねいたします。

次に、発言事項の2番目の新庄まつりについて質問いたします。

今定例会初日に、市長からの行政報告をいただきました。報告の中で、今後、さらなる関係団体と連携を強化し、世界に誇れる祭りとし、発信を強めていくとの力強い報告をいただきました。

さて、ことしはあいにくの雨もありましたが、8月24日から26日の3日間、関係各位の連携と

努力がもたらし、51万人の多くの人出にもかかわらず、さしたる事故もなく安全に終わったことに敬意と感謝を申し上げるものであります。

市の職員の皆さんも大活躍でありました。職員が笑顔で頑張れば、市民の喜びと勇気をもらえます。これも市民一体のお祭りだと評価されるものではないでしょうか。

祭りのため、郡内の学校が一斉に休むことなど、我々にとっては当たり前のことと捉えますが、よその方々が聞けば、とても驚きます。これも、まさに市民参加の祭りのあかしです。

このように、市民のよりどころであり、財産の新庄まつりのことしの総括評価をお聞きいたすものであります。

次に、この新庄まつりが11月28日から12月2日にエチオピアの首都アジスアベバにおいて、新庄まつりを含む18府県33件の「山・鉦・屋台行事」が、ユネスコの無形文化遺産に登録可決される可能性がほぼ決定のようであります。大変待ち遠しいわけでございます。これは、県内初の快挙であり、この記念すべき偉業を市民とともに喜び合える計画はあるのか、ないのか、あるとすれば、どのような考えかお伺いいたします。

次に、ふるさと歴史センター、駅ゆめりに展示される山車についての質問でございます。

選考委員の投票によって、上位の山車が1年間名誉ある展示がなされます。それらは、制作した若連の誇りと喜びでもあり、多くの市民、観光客を楽しませております。さらに、ユネスコ世界遺産の登録になれば、新庄市の国内外に向けた大きな情報の発信が期待されるわけであります。

当然、外国人も含め、国内の観光客の入り込みも増すと思います。それらの方々の期待に応えるためにも、よりよい山車の制作は大事であり、今ある20町内の若連は、毎年展示を目指し技を競っております。

昭和58年に歴史センターができ、2台の山車が展示が行われてから、新庄まつりの山車は画期的な進歩を歩んできました。選考に関しての確かな審査要綱、審査基準はないのではないのでしょうか。ことしは自分たちの山車が、どこがよくてどこがだめだったかの基準がないので、評価はできません。

世界遺産になり、さらなるまつりの原点を基本に携えた、質の高い制作を維持するために、審査要綱、審査基準を多くの関係者ととも検討し、山車のつくり手が納得し制作する新庄まつりの伝統と高い格式を保持すべきものではないかと思っておりますので、この内容のことについてお伺いいたします。

以上で、私が通告した質問は終わりますので、御答弁のほど、よろしく願い申し上げます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** おはようございます。

それでは、小嶋市議の御質問にお答えさせていただきます。

学校教育に関する沼田小の改築、国際化、それから安全確保のための自転車ヘルメット、それから最後の新庄まつりの投票の件については教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、新庄まつりに関する総括であります。あいにくの雨もありましたが、市内外から大勢の観光客が来訪され、事故もなくまつりが成功裏に終えましたこと、改めて関係各位に感謝申し上げます。

今年度の取り組みにつきましては、新庄まつり実行委員会において、まつり団体の意見を十分に取り入れながら検討を重ね、まつり当日に備えました。新庄まつり山車行事として、ことしの秋にユネスコ無形文化遺産の登録が期待されていることから、今後の誘客を視野に入れ、

山車囃子若連のさらなる充実を目的に、交付金の増額を行いました。全ての山車において昨年を上回る絢爛豪華な山車となり、各若連のユネスコ無形文化遺産登録に向けた意気込みが感じられました。

後まつりを行っている飾り山車につきましては、山車囃子若連からの強い要望もあり、開始時間の前倒しと時間帯の拡大を行いました。また、初めての取り組みでしたが、各若連による山車見どころ解説や囃子体験、観光客の記念撮影用に若連のはつぴを準備するなど、創意工夫を凝らしたものとなりました。

飾り山車当日は、雨天のため途中で中止となりましたが、午前10時の開始とともに多くの人出でにぎわい、山車と囃子の魅力の大きさを改めて感じるとともに、今後、大きな可能性を秘めていると感じております。

今後も、各若連と観光客との交流を展開することで、観光客に新庄まつりへの愛着を持っていただき、リピーターをふやしながら新庄まつり誘客100万人構想の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

PR活動につきましては、新たな取り組みとして高速道路のサービスエリアにまつりポスターを有料広告として掲示するとともに、新庄まつり公式ロゴイラストを、新庄市出身で現在東京で御活躍のイラストレーター、樋渡氏の御協力をいただきながら公式グッズとして活用し、おみやげ品としてまつりのPRに努めました。

また、県内での人気度をさらに高めるため、一般社団法人山形県旅行業界会員の方々13社を招聘し、本まつりを観覧していただくとともに、旅行企画の商談なども行いました。会員の方々からは「新庄まつりは初めて見た。来年はぜひ商品化したい」などの声も聞かれ、今後、本まつり観覧の商品化に向けて具体的な調整を行ってまいります。

警備態勢につきましては、市職員及び山車連



名理事を増員し連携を強化するとともに、昨年  
に続き、山車に位置情報システムのGPSを設  
置するなど、安全な山車運行に努めました。こ  
の山車のGPSにつきましては、観光客からは  
好評でありましたので、今後も機能強化に向  
けて取り組んでまいります。

環境整備につきましては、ことしも仮設トイ  
レ22基を男女別に設置し、また商店街連合会と  
連携し、トイレ協力店として昨年より6店多い  
38店に参加いただきました。大変ありがたく、  
また観光客から便利だと好評をいただきました。

ごみ処理については、6カ所設置し、ことし  
から回収のために大型の台車を導入し、ごみ回  
収の回転率を上げる対策を行うとともに、実行  
委員会により、早朝から随時ごみ拾いを行い、  
観光客が気持ちよくまつりを楽しめるよう努め  
ました。

新庄まつり実行委員会では、既にまつり専門  
部会を開催し、本年のまつりの評価と来年に向  
けた課題検討に取り組んでおります。市におき  
ましても、引き続き、ユネスコ無形文化遺産候  
補としてふさわしいまつりとなるよう、地域の  
皆様とともに取り組んでまいりたいと考えてお  
りますので、今後とも御支援のほど、よろしく  
お願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、私のほうから学校教育  
について、まず沼田小学校の改築の件について  
お答えいたします。

沼田小学校の現校舎は、議員がおっしゃると  
おり老朽化対策、多様な学習内容、学習形態に  
応じた教育環境への対応が課題となっていて、  
平成24年12月と平成28年1月に、沼田小学校P  
T A会長及び学区内区長より早期改築の要望書  
が、また、平成28年3月には、市議会から改築  
の申入書が提出されたところでありました。

新庄市の小中学校整備計画の基本的な考え方  
につきましては、昨年10月の新庄市総合教育会  
議での協議結果として、中学校区ごとに小中一  
貫教育校の整備を図っていきたいという考えに  
ついて、総務文教委員協議会と全員協議会にお  
いて御報告申し上げてまいりました。

したがいまして、沼田小の改築については、  
明倫中学校区における小中一貫教育校義務教育  
学校の整備の中で進めていくことを基本に、こ  
の考え方を、ことし2月から4月にかけて北辰  
小、沼田小、明倫中の各校区の保護者や地域  
の方を対象に、計5回の説明会を開催いたし、  
御意見もいただいたところです。

また、7月には明倫学区内の地域代表、小中  
学校のP T A会長及び校長、有識者などから参  
加いただき、明倫学区小中一貫教育校推進委員  
会を設置し、目指す児童生徒像、目指す学校像、  
地域特性、設置形態、設置場所、必要諸室、建  
設年度計画など、具体的に明倫学区の小中一貫  
教育校における基本構想の協議検討を鋭意進め  
ているところでございます。

また、これまで明倫中学校区の小中一貫教育  
を推進するために、学校と地域の方々に構成し  
設置されている明倫中学校区小中一貫教育推進  
協議会においても、推進委員会での協議内容を  
報告し、御意見をいただきながら構想をまとめ  
ていきたいと考えておりますので、御理解のほ  
どよろしくお願いいたします。

次に、英語教育についてお答えいたします。

国際化が進み、グローバル社会の中で生き抜  
くこれからの子供たちにとって、英語教育は欠  
かせないものとなってまいりました。それに伴  
って、新学習指導要領では、議員もおっしゃっ  
ておられましたけれども、小学校5、6年生で  
は英語の教科化が予定されており、また、3、  
4年生から外国語活動がスタートすることにな  
ります。

今後、ますます学校教育の中でも英語教育が

大切なものとなってきました。また、英語教育でも、読む、書く能力とともに、さらに話す、聞くという能力も大事になってまいりました。これまでも、ALTを配置することによって、小学校の先生方からは「ネイティブな発音を教えていただき、児童も意欲的に活動に取り組めた」「外国に興味を持つことができた」「外国語活動を楽しみに待っている」「CDではわからない口の開き方がわかった」といった声が寄せられています。

また、中学校の教員からは「ALTの訪問時は生徒がより積極的になる」とか「英語の弁論大会にも指導いただき、大変助かっている」という声もいただいています。

こうした中で、もっと訪問回数をふやしてほしいとの声があり、まずもって、今年度8月より1名増員し3名体制をとらせていただきました。このことにより、ALTの各学校への派遣回数がふえることになりました。

2学期の授業日数が、大体各学校では84から85日程度ですが、このうち、昨年度、小学校では2学期の間に子供たちは1学級四、五回ほどしかALTの授業を受けられなかったのが、ことしの2学期には八、九回ほど授業を受けることが可能になりました。

また、中学校では、昨年度の2学期に10回程度の授業しか受けられなかったのが、十七、八回程度の授業を受けることが可能になりました。

今後も、新学習指導要領の方針を受けながら、新庄市の英語の教育の充実のため、教職員の英語教育の充実を図り、推進してまいりたいと考えております。

次に、児童生徒の自転車のヘルメット着用についてでございます。

各学校において、交通安全について適宜指導をいただいているところです。特に、夏休み等の長期休業の前や休み前の金曜日には、交通安全については繰り返し指導をいただいていると

ころです。

ヘルメット着用については、平成20年6月の道路交通法改正により、幼児及び13歳未満の児童に対する着用努力義務が施行され、各学校でも、着用について保護者への呼びかけを行ってきたところです。

着用率が100%になっている学校もありますが、まだそこまでいっていない学校もあります。しかしながら、少しずつ、各学校でヘルメットの着用率は上がってきているところです。

教育委員会としましても、校長会等をお願いをし、各学校でもさまざまな取り組みをしていただいているところです。

例えば、警察官を招いて、学校や学年行事で実際にヘルメットをかぶって自転車の交通安全教室を行ったり、PTA会長が直接児童に呼びかけたり、PTA総会で議決して義務化をしている学校もあります。

さらには、市のPTA連絡協議会でも共通理解のもと取り組むなど、市内小学校全校が同じ意識で取り組むようになっていきます。

そのおかげもあって、昨年度の調査では約40%だったものが、現在では約70%の着用率になっております。保護者の意識も、昨年度と比べて大分高まってきているところですが、今後もさらに高められるよう、努力してまいりたいと思います。

教育委員会としても、ヘルメット着用は子供の命を守るとても大切なものであると捉え、今後もヘルメット着用の運動が推進されるよう学校を支援してまいります。

最後に、山車選考についてでございます。

山車の選考基準に関して、ふるさと歴史センターに展示する山車につきましては、今現在、選考要領及び選考基準を設け、40名の選考委員にお示しし、展示山車を選考していただいております。

その基準につきましては、全体性、表現性、

造形性という3つの視点としております。

全体性につきましては、風流に示した歌舞伎表現や歴史性、物語性がバランスよく語られているか。

表現性につきましては、美しく深みのある色使いや、動きと静止の表現、昼夜の光の効果を十分考慮しているか。

造形性につきましては、山車の空間を生かし、山、川や人形、創作物などが一体となって構成されているかという基準であり、選考委員が余り制約なく山車を町中のいろいろな場所で自由に見て選考していただけるような基準としております。

ふるさと歴史センターに展示している山車は、どなたからもその年を代表する立派な山車として納得いただけるものでありますが、ユネスコの無形文化遺産として世界から認められるまつりとして、新庄まつりの保存と継承を図り、さらに価値を高めていくためには、この機会を契機に、山車のありようが今のままでよいかということを変更して問うことも必要になるかと考えております。

ふるさと歴史センターに展示される山車は、その年の最もよい山車であるべきであり、展示される山車の選考基準は、そのまま若連が山車制作として目指すべきものであると思っております。

そのため、山車の選考に当たり、もっと具体的な基準を設けるべきなのか、設けるとすればどこに重点を置くのか、時代に合わせた手法を取り入れながらも、継承すべき譲れない山車制作の約束事をいかに守っていくべきのかなど、山車のづくり手である各町内若連との意識の共有を図ることが重要であるかと思われま。

来年度以降、山車連盟や新庄まつり山車行事保存会等の意見を踏まえ、多少時間を頂戴しながら、ユネスコの無形文化遺産として継承していくにふさわしい山車制作につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

**山尾順紀市長** 失礼しました。答弁漏れがありましたので、再度答弁させていただきます。

新庄まつりについての2点目、ユネスコ無形文化遺産登録に関して、市民と喜びを分かち合うための計画をどのように考えているかという御質問でございました。

御承知のとおり、新庄まつりは「新庄まつりの山車行事」として平成21年3月に国の重要無形民俗文化財に指定されております。新庄まつりと同様に、山・鉦・屋台の巡行を中心とする祭礼行事を行う全国の重要無形民俗文化財33件が「山・鉦・屋台行事」として、今年11月から12月にかけて、エチオピアで開催されます政府間委員会において、ユネスコ無形文化遺産の登録の可否について審議される予定になっております。

当初は、平成26年3月に国からユネスコに提案しておりましたが、ユネスコ内の審査件数の関係から1年先送りされ、昨年3月に再提案されたという経緯もあります。私自身、ユネスコの無形文化遺産登録の吉報を心待ちにしているところであります。

これまで市では、新庄まつりがユネスコの無形文化遺産登録候補であることの意義を知っていただくため、新庄まつり実行委員会を対象とした講演会や、市民を対象にしたシンポジウムを開催したり、新庄まつりのクリアファイルの全戸配布、広報誌によるまつり特集や、市出身漫画家のイラストを表紙に掲載するなど、事あるごとに市民に対する周知を図ってまいりました。

また、今年のまつりにおきましても、ポスターやテレビCM、まつり開催中のアナウンスなどでも新庄まつりがユネスコの無形文化遺産候補であることをPRし、悲願とも言える無形文化遺産登録に向け、その機運を高めてまいりま

した。

登録後の祝賀行事につきましては、文化財、観光、広報などの関係部署による連絡調整会議を組織し、現在調整協議を進めているところでございます。

まず、考えておりますのは、審議結果の第1報をふるさと歴史センターの山車の前で受け、まつり関係者の皆様とともに喜びを分かち合いたいと考えております。

それとともに、ふるさと歴史センター、ゆめりあ、市庁舎に垂れ幕や看板を設置するとともに、広報誌などにより市民の皆様にも周知を図ってまいりたいと考えております。

また、祝賀関連事業といたしましては、ふるさと歴史センターにおいての企画展、多くの来賓やまつり関係者を招待しての登録を祝う会の祝賀イベントなどの開催、この快挙のお祝いができるような企画を、知恵を絞りながら考えていきたいと思っております。

また、登録後の祝賀行事とともに、来年のユネスコ無形文化遺産登録後初の新庄まつりを、世界に認められるまつりにふさわしいまつりとするため、いかに盛り上げていくのか、新庄まつり実行委員会など関係機関と一体となって考えてまいりたいと思っております。以上であります。

**17番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**清水清秋議長** 小嶋富弥君。

**17番（小嶋富弥議員）** ありがとうございます。

沼田小学校の改築の件ですが、先般、明倫中学校、小中学校一貫教育の協議会というものがございまして、広く地域の方々も参加、私も参加させていただきました。

その中で、大いに気になったのが、資料の中で、開校予定が平成33年度というようなことが出てきております。また、その中で、教育長は、やるとすれば7年半ぐらいまで時間、長いスパン

でやるというようなこととお話しになったと思うんですけれども、その後、スケジュールが既にもうお決まりになっているんですか。

もう一つは、これ沼田小学校単独ではない。新庄市の教育方針で、小中一貫教育校義務教育校でやるというようなことは、これで進めるわけですね。この辺、まず答弁をいただきたいと思います。そのスケジュールが、平成33年開校予定というようなのも、どのようなことで進められたのかなと思うんです。

ということは、私も総務常任委員会に所属しておりますし、委員長のほうにも平成33年というようなことは事実として報告として上がっているんですかというようなことをお聞きしましたら、聞いてないというようなことなんですので、この辺、せっかく私、一般質問させてもらうので、その辺をお聞きしたいわけでございますし、これは私だけでなく、やはり地域の方々、関係者の今の現状は、とてもじゃない。地域の方ばかりでなくて、恐らく多くの市民の皆さんは、「そうだよね。直さなきゃいけないよね」というような気持ちが強いと思いますので、その辺のスケジュールは、平成33年開校というのは、もうお決まりで進んでいるのでしょうか。この辺のスケジュール、もう少しはっきり教えてください。

**荒川正一教育次長兼教育総務課長** 議長、荒川正一。

**清水清秋議長** 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

**荒川正一教育次長兼教育総務課長** 今の御質問、沼田小学校を含めた施設整備の件でございますけれども、今お話しいただきましたように、市内の小中一貫教育、これを推進していくために、学校施設整備、これを小中学校をくりとして市内全域を考えてまいると。その中で、中学校区ごとにそれを図ってまいりたいと。その施設整備の推進の仕方について、総合教育会議とか、

あるいは庁内調整をした中で、6月定例会の中でも申し上げましたが、6月の定例会の中で、設置推進のための予算の議決をいただきましたので、それに基づいて組織化をいたしました。

その中で進めてまいっているお話でございますが、施設一体型の義務教育学校というようなことで、明倫学区の場合につきましては2小学校1中学校の区域で進めさせていただくと、このようなことを推進委員会の中では一本化しまして、庁内のほうに報告をし、原則その方向で、今、推進を図っているところでございまして、先月末に、推進委員会の2回目がございました。

その中でも、建設候補地あるいは目指す学校像というようなところまで議論が進んできております。その都度ごとに作業部会を開きながら、研究あるいは整理を行い、それを推進協議会という学校、地域の方々との組織の中で図っているところに御報告申し上げた。それも2度行っているところでございますけれども、今、小嶋議員が言われたとおりの進め方をしておるところでございます。

その道々、やはり責任ある御案内の仕方、あるいは討議を行っていただくために、建設の推進スケジュールというようなものをお示しさせていただいてきたところでございますが、その中に、今、お話のありました平成33年4月、これを最大直近の目標として進めてまいりたい。その過程の中におきましては、基本構想をこの年度の中で終わらせまして、基本設計、実施設計、これを基本計画、実施計画の中で2年間、皆様方との御意見の交換をさせていただきながら進めて、着工というようなことを考えてまいりますと、平成33年4月なんだろうと。ここを最大の円滑に進めていくための直近の開校の目標というようなことで進めさせていただいているところでございます。

6月議会から推進委員会が2回開催することができました。そのような経過につきまして、

また詳しくは明後日の議員協議会もしくは全員協議会、今回の最終日の中で予定をさせていただきたいと思います。

**17番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**清水清秋議長** 小嶋富弥君。

**17番（小嶋富弥議員）** それでは、平成33年春開校というような受けとめ方でいいわけですね。いいんですか。その辺、はっきりとお聞きしたいと思います。

**荒川正一教育次長兼教育総務課長** 議長、荒川正一。

**清水清秋議長** 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

**荒川正一教育次長兼教育総務課長** 最大の課題であります進め方の進捗状況、これが円滑に参れば、さらにもう一つ大きな財政措置、これが諸課題がありますので、それを踏まえて乗り越えていって平成33年4月にこぎ着けたいというような目標でございます。

**17番（小嶋富弥議員）** 議長、小嶋富弥。

**清水清秋議長** 小嶋富弥君。

**17番（小嶋富弥議員）** いろいろな課題はあるといいましても、新庄市は小中一貫校の方針でいくというわけですので、大方聞いておりますと、進むべきだろうというような地区の方々の声は当然ですので、これは万難排すのは、これ行政の方々の努力をお願いするわけですので、やはり地区の生徒、学校の今の現状を見れば、いかなることがあっても平成33年、前倒しでやられるような進め方を地区の方々には望んでいるわけですよ。

こんなこと言うておかしいですけども、日新小学校は、かなりなりますけれども、あそこに一旦、地元出身の国会議員が見えたそうです。そうしたら日本一の小学校だというようにお褒めになりました。萩野学園も、中学校が火事になって、大変不自由なところで勉強したから、あそこもやはりするのが当然であって、よかつ

たなど思っていますし、今度は小中一貫校は萩野学園の事例もあることですので、そんなに難儀なんていうことはないと思います。

土地だって、あそこの土地を新しく求めなくても、現状のままで十分できるわけですので、やはり、心を一つにして、地域の方々、地域の子供のために、ぜひ平成33年といわず前倒しても結構ですので、お金のことを言うと知恵ありませんけれども、金は後からついてくるという言葉もありますので、ぜひ、お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

次、ALTですね。このALTの問題は、非常によかったなど思っています。実は、私も沼田小学校のほうに行って見てきました。最初、黒人のレネーさんという方がおりますね、女性の方。あの方が夏休み前ですけれども、沼田小学校がこれで最後だなというようなことで、4年生の授業でした。

大変、私ももう少し若いときに、そういった勉強をしていればなという雰囲気のございました。あと、チャールズ・ストリートさんという方は、若い方で、沼田小学校6年生のほうに行っていました。

非常に、子供たちが生き生きと授業をやっていますし、先ほど、教育長が答えられましたけれども、大変、新庄のALTは当たりだなと、先生方が言っていました。大変いい方々だな、今回来てよかったなど、私も思っていますので、もう少し、ほかの市町村を見ますと、山形市は断然人数が多いわけで、13人ですね。鶴岡市が6人、新庄市と寒河江市が3人、長井市が6人、天童市が4人、東根市が5人というようなことで、非常に国際化に備えてやっていますので、大変いいことは大いにやるべきだと思いますので、今後、もっと増員というようなことはお考えにならないでしょうか。その辺、お聞きします。

**齊藤民義学校教育課長** 議長、齊藤民義。

**清水清秋議長** 学校教育課長齊藤民義君。

**齊藤民義学校教育課長** ALTの配置につきましては、やはり各学校のほうから、非常に効果性が高いという評価をいただいております。

特に、我々ができないネイティブな発音ですとか、あるいは口の開き方といった点で、どうしても、そういったALTということの必要性というのを感じているところです。

また、議員がおっしゃるように、これから新学習指導要領が発表され、英語教育の英語の教科化、あるいは3、4年生まで早期化ということで始まってまいります。

そういった、今後新学習指導要領の内容等を見ながら、あるいは今回3名体制になりましたので、各学校の様子等を聞き取りながら、今後、どのような形での配置がいいかということの研究してまいりたいと思っております。

**17番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**清水清秋議長** 小嶋富弥君。

**17番(小嶋富弥議員)** ありがとうございます。引き続き最大の御努力をお願いしたいと思います。

ヘルメットのほうも聞きましたが、40%から70%というようなんですけれども、実際そうかなというような思いもありますので、やはり、もう一回、徹底的に、沼田小学校の子供が飛び出しで交通事故に遭ったそうです。幸いにして、ヘルメットをかぶっていて難を逃れたなというようなメール配信もございましたので、やはり、そういったこともヘルメットの重要性が改めて示されているわけですので、ぜひ、やっていただきたいと思っております。

それでは、新庄まつりの件について総括いただきました。大変、ことしのおまつりはあいにくの雨でしたけれども、盛り上がってきました。その一つに、若連に対する補助率を上げた、市長が施政方針の中でも上げるというようなことが、やはり若連にとっては非常にインパクトが

強かったのではないかなと思うんです。そういった意味で、新庄まつりの最大の行事であります。

ただ、24日、うちの町内が、ある程度中心街から外れているわけですが、帰りが遅かったですね。10時ごろまできたので、やはりその辺、もう少し早く帰れるような措置も必要ではないかな。なぜかという、25日の日を見ますと、朝7時からなんですけれども、子供たち、幾ら子供といっても疲れて、25日の引き手が出発するときはバラバラだったんです。

やはり、そういった意味で、この辺も遠いところはもう少し早く帰すような段取りを、ひとつ、やってもらいたいと思います。

あともう一つ、私も何回も言うんですけれども、新庄まつり51万、52万人出るんだけれども、経済的な分析というのは、本当になされているのかなど。やはり、きちっとした経済分析をなされて、お祭り騒ぎのようでなくて、経済が回るような仕組み、どこの場合が売上げとか、どういうもの、お金の動きをもう少し調べたらいいんでないですかと、私も前に言ったんですけども、ことしはちゃんとなさっていますか、課長、お願いします。

**渡辺安志商工観光課長** 議長、渡辺安志。

**清水清秋議長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** ただいま2点御質問いただきました。

まず初めに、14日の宵まつり帰りが大変遅かったということで、私も今聞いて、ちょっと驚いたんですけれども、この運行につきましては、やはり遠い町内のほうを早目に宵まつりのほうに進入していただいて退出していただけるような形で、若連のほうの運行のほう、かなり御協力いただいております。

前ですと、恐らく北側、南側交互にとかってあったと思うんですけれども、今、そういった形で随分配慮になっているかと思われましたので、

今後、そういった事例があったということで、遠いところはやはり、引いている間でも、いろいろな、子供さんが疲れるとか、いろいろなことがあるかと思しますので、その辺は、私も次の朝早いというのは十分わかっていますので、その辺はしっかりとお伝えして、また委員会の中でも、そんなことがあったということは反省点として伝えてまいりたいと思っています。

あと経済効果につきましては、御存じのように新庄まつりというのは、3日間ですけれども、観光客、人出数が非常にふえておりまして、あとそのほか、実際、若連をやっていると、新庄まつり2カ月間ほど制作しているんですけれども、今回も補助金のほうを若干ですが上げさせていただきましてけれども、当日だけではなくて、例えば、山車をつくるときに、それぞれの町内から買ったり、市内から制作資材を買ったり、例えばはっぴを買ったり、床屋に行ったりと、この新庄まつりという大きな行事があることで、相当数、市民の方々が、この行事にかかわったものを行っていると思います。

親戚が来る、友達が来るということで、料理の準備から、また友達を呼ぶとか、友達を泊めるとか、そんなことも含めますと、やはり市内だけでも、相当新庄まつりというものが持っているポテンシャルというのは相当なものがあるんだろうなと思っています。

あと観光客の消費につきましては、細かく誰がどう買ったとは言えないんですけれども、日帰り客はおよそこのぐらいだろうと、泊まりであれば、一定程度、このぐらいの平均単価で泊まっていくだろうと。また、泊まりの方が買っていくお土産はこのぐらいだろうと、過去の事例を分析して積算させていただいておりますので、今、申し上げましたように、新庄まつりというものが新庄市にあるということで、相当、まつり当日だけでなく、その前から経済は大きく動いているということ、私どもは実感して

おりますので、そういう意味で新庄まつりのさらなる発展に向かって準備を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 課長は、現場で山車つくってるから、大変詳しく、そのとおりで思うんですけども、数字をきちんと出さなければだめなのではないんでしょうか。今までは、26億円のつかみなんですけれども、やはり、どこにポイントを置いて支援すれば、もっと経済が動くというようなことがなされてないのではないかなと思うんです。

だから、その辺を、せっかくのお金を回す、生かすために、分析をきちっとやって、そういう機関もあるんですよ、分析する機関が。自分たちではできないから、シンクタンク。そういうのを活用しながら、新庄まつりのよさをさらに導いて、さらに皆さんの経済が、商店街の方々が回るような構築というのも大事ではないんですか、というようなことを思いますので、数字、わかりますか。あったら教えていただきたいと思います。

清水清秋議長 暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 私どものほうで試算させていただいております新庄まつりの経済効果ということでは、この総額で25億から26億円になろうかと思っております。

先ほど申しましたように、市内のほうで既に準備のために若連が物を買ったり、つくったり、市内の方々がさまざまに準備するような市内消

費、あと観光客等の落とすお金、そんなことをトータルで大体25億から26億円ぐらいの経済効果があるというふうに試算しております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

清水清秋議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） やはりそれだけお金が動くというようなつかみの話だから、もう少し、内容的にも、本当にどこがどれだけというようなことを、データの取りそろえる必要がある。それが大事ではないかと思ひますので、お願ひいたします。

ユネスコ文化遺産登録のときは、市長のほうから、そういうふうな形でやるというようなことで、これもやはり、情報の発信になるわけですので、ぜひ、マスコミから注目されるわけですので、それだけでも情報発信になるわけですので、ぜひ、取り組んで、盛大に市民とともに喜び合うユネスコの遺産登録をしてもらいたいと思います。

9月9日、山形新聞の取材雑記というようなコラムがございました。涙が出るくらい、なるほどなと思ったんですけども、新庄市は山車ファーストが徹底されていると。小池都知事が都民ファーストと言ひますけれども、新庄市は山車ファーストが徹底されておると。

新庄まつりは、冬は目の前だが市民は冬眠しない。情熱を少しずつ蓄え、夏に爆発させるための準備期間だ。この時期に、来年の山車に関する議論を聞けば、市民にとっては新庄まつりは市民の一部なのだと思感させられる。市民の市民による市民のための新庄まつり。無形文化遺産に登録され、世界の新庄まつりになろうとも、その精神は何百年たっても変わらないという記事がございました。

うれしかったですね。やはり、私たちの気持ちを外部の目で見るとの感想というのは、私らの思いも同じだというようなことでござひますので、ぜひひとつ、新庄まつり、今後とも皆さん



とともに努力して頑張りたいと思います。ありがとうございました。

**清水清秋議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時58分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 佐藤義一議員の質問

**清水清秋議長** 次に、佐藤義一君。

(18番佐藤義一議員登壇)

**18番(佐藤義一議員)** 起新の会の佐藤義一であります。

**清水清秋議長** 暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時00分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

**18番(佐藤義一議員)** 平成26年11月に新庄市6次産業化推進委員会が設立されましたが、その後の活動が見えないと、今回一般質問させていただこうと思っておりましたところに、見透かされましたように、山新で「新庄の「いいにゃ」発信」と新聞報道されまして、肩すかしを食らわされた感を持っています。

申すまでもなく、農家への戸別補償も半減され、また、廃止が決定されており、さらに平成30年度よりは減反政策が廃止され、農家の不安は増すばかりであります。米以外での安定収入の確保が急務であることは、申し上げるまでもないことです。

そこで、お尋ねいたしますが、今回、新加工

品が18種類とされていますが、それらを教えていただきたい。あわせて、それらの原材料農産物をも教えていただきたいと思います。

また、今回、加工原料を作付された人数と、各原料の作付面積並びに各原料による反当たりの収入をお尋ねいたします。

また、当然、販路の確保は重要ですが、消費需要動向の把握はなされたのか。それによって、どれだけの供給量が必要か決まることですから、大事なことだと考えますので、よろしくお聞かせ願います。

販売、発信の方法についても、どのようになされるのか。ふるさと納税への返礼品として活用されるのも一つの発信。返礼品としての目玉になり得ると考えますが、いかがでしょうか。

また、組織に入らず個人として食品加工されて販売している人たちがたくさんおられますが、把握はなさっておられますか。この人たちと一緒に意見交換されたり、情報の共有はなされたのかお尋ねします。

前にも申し上げましたが、個人として知っているのは知識、多くの人が共有することで、その知識は情報になります。情報を共有することで、新たな展開が見られることもあります。

また、今回の18種類の加工品で一つのくくりができたとして、今後、新たな商品開発は考えていないのか。前にも申し上げた記憶がありますが、6次化推進委員会に官、産は加入されていますが、学がいません。産官学が協力して推進されたら、もう少し開発が進むと考えます。

せっかく新庄には、農林大学校があり、そこで学ぶ学生、先生方の実体験や意見が貴重なものとなり得ると思います。今後、さらなる新開発のためにも必要と考えますが、今後の対応をお尋ねいたします。

6次化と言えるかどうかですが、自然農法をやりたいと関東より移住してきた人がおりまして、今回、ヨモギの栽培で、農水省直轄ですけ

れども、農水省の産地活性化支援事業の予算がつきまして、大いに張り切っております。

ヨモギなどは、我々にとっては決して珍しくないものですが、彼にとっては貴重なものに見えたのだと思います。このことは、農林課にも申請書の写しが、私、届けてほしいということで届けておりますが、ヨモギの1反歩の大体収入が約10万円になるという試算を持ってやっております。

このように、視点を変える発想を持つことで、さまざまな展開が開けます。農水省のホームページにも、さまざまな補助制度が載っています。新庄でも該当させられるような事業があると思いますが、もっとアンテナを張りめぐらせるべきでないかと考えますが、目的は、生産者の収入増加であります。このヨモギの話とアンテナの張りめぐらしについて、どうお考えかお尋ねいたします。

次に、都市計画道路についてお尋ねいたします。

現在、都市計画道路は何路線あるのでしょうか。また、うち何路線が実在して未着工路線は何路線あるのでしょうか。また、それらの路線が計画された時期は何年ごろだったのか。時代背景も大きく変化し、また、居住環境も変わってきております。

そこでお尋ねしますが、着工が困難と思われる路線は何路線あるのでしょうか。それらの路線の廃止計画は持たないのか。また、その当時は必要とされましたが、現在では意味も道路機能の重要性も変化して、着工が困難であると思われる路線上にも、さまざまな規制がかけられているようですが、都市計画道路計画の廃止と同時に、規制の廃止を見直すことは考えられないのかお尋ねします。

3番目、最後にごみの不燃物の不法投棄対策についてお尋ねします。

6月の山新にも、なぜ山林にごみを捨てるん

だと題して新庄市の民有地5カ所で780キロのごみを撤去したとありましたが、金沢地区は新庄市における水がめでもあり、水質汚濁の原因にもなり重大な環境汚染にもつながります。

そこでお尋ねしますが、これだけごみや不燃物の不法投棄が注視されているような状況の中で、不法投棄されやすい場所等の把握はなされているのでしょうか。何カ所ほどと捉えておられるのか、またその対策はどのようになっているのか教えていただきたい。

また、啓蒙というのは大変大事なことだと思いますが、学校教育の中でも、環境保全等の教育はなされるとは思いますが、小さいころからの習慣は成人してもなかなか変わりません。学校教育において、どのように教育啓蒙されているのかも、あわせてお尋ねいたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

最後に教育委員会のお尋ねがありました。それは教育長のほうから答弁をお願いいたします。

質問の前に、実はきのう、おとといとフラワーフェスティバル2016がありまして、花いけバトルが東京から2名と市内の人が2名、4名で花いけバトルを行っていただきました。私はきのう、海づくりで酒田へ行っていたものですから見られなかったんですけども、大変な好評だったと。中央では会費が8,000円から1万円ぐらいを出して、会場1,000人ぐらいのところ満杯になる、そういう今、大変人気なイベントを、今回、市内郡内の若手の花卉生産者が、これまでのやり方を変えたということで、非常に力強さをもらったところあります。

また、トルコギキョウは全国でも新庄が非常

に有名な産地であるけれども、最近、生産量が落ちてきているのが残念であるというようなお話をいただきました。これなども、先々等、いろいろな事業開発するのはいいのでありますけれども、花卉販売している業者のお話からすると、もっとトルコギキョウが欲しいんだというお話を聞いたので、これなども、別の形でもう一回推奨することが必要だなと思った感想を初めに述べさせていただきました。

6次産業化の進捗状況に関する質問ですが、これまで6次産業化には稲作以外の収益性の高い農産物による経営の多角化、複合化を通じた農家所得の安定化対策の一つの柱として、6次産業化にかかわる多様な主体の横軸ネットワークの構築、農業者みずからによる6次産業化の支援、農業者と商工業者が連携する6次産業化の支援、流通、販売戦略の構築、新庄ブランドの確立などを通じ、農産物の付加価値向上を目指すことを目的に取り組んでいるところであります。

昨年度までの取り組みにより、米、豆、山菜、雪の下野菜などを原材料として、合わせて18品目の農産物加工商品の試作品を開発、検証しました。

これらの商品は、いずれも試作段階であり、本格販売は行っておりませんが、例えば、大豆に関しては10アール当たり10万円の反収を目標として開発に取り組んでおります。

また、需要動向の調査に関する質問でございますが、昨年度末に4回の消費者求評会を兼ねた試験販売を行いました。

こうした求評会活動を含めた販売戦略に関し、協議会では首都圏の市場動向に高い知見を持つ公益財団法人流通経済研究所に販路の開拓などに関するコンサルティング業務を委託しております。消費者の需要に合わせたマーケットインの視点で事業に取り組んでいるところであります。

また、6次産業化の一つの形態である農業者みずからが加工販売に取り組んでいる方について、市では35軒程度と把握し、情報の共有を含めスキルアップのセミナーや販路開拓の支援などを行っておりますが、世代交代や事業の継承を含め、3年後には40軒程度まで増加させ、新庄「いいにゃ」フード商品のつくり手として育成してまいりたいと考えております。

また、教育機関との連携の状況ですが、認定農業者の会の研修に、青森県の五所川原農林高校の校長であった佐藤氏をお招きし、教育機関との連携の方向性についてアドバイスをいただきました。

今後、6次産業化の推進に当たりましては教育機関の協力も必要であることから、県立農林大学校や神室産業高校の学生のアイデアを取り入れるなど、連携しながら新たな商品開発や既存商品のブラッシュアップをさらに進めていきたいと考えております。

先ほどお話しした自然農法のヨモギ栽培での農水省の補助制度を取得した事例についてですが、この方は、ヨモギの薬用作物としての需要に着目し、千葉大学との連携により補助事業の採択を受け、今年度、試験栽培に取り組もうということでもあります。

6次産業化の推進には、このような需要をつかむため協議会のアンテナを結集しながら、市場動向に関する知見を持つアドバイザーとの連携を強化することに加え、こうした柔軟な発想を持ち、実践力に富むプレーヤーの存在が不可欠であります。

市としても、このようなプレーヤーの育成に取り組むとともに、そうしたプレーヤーが必要とする支援を行いながら、引き続き6次産業化の推進に努力してまいりたいと考えております。

また、先ほどの18品目の農産加工物商品などを返礼品として考えてはどうかという御提案ですが、その点についても考えさせていただきました。

いと思います。

次に、都市計画道路の見直しについての質問にお答えさせていただきます。

都市計画道路は、22路線が計画決定されており、このうち全線改良済が5路線、計画幅員の3分の2以上が完成している概成済の区間があるものが13路線、未着工区間のあるものが4路線となっております。

未着工区間のある路線の計画決定の時期は、昭和21年12月27日から昭和40年11月16日までの間となっております。

都市計画道路の見直しにつきましては、これまで慎重な対応がとられてまいりましたが、都市計画を取り巻く環境が変化してきていることから、平成17年3月に山形県より都市計画道路見直しガイドラインが示され、代替道路のあるものや公共施設や密集市街地を通過する等の路線につきましては、周辺の交通に影響を及ぼさないか検証を行った上で見直しが認められるようになりました。

県内でも、4市で都市計画道路を廃止した事例が出てきており、新庄市におきましても、今後予定されている都市マスタープランの見直しの中で、都市計画道路の廃止と建築制限の解除について考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、不法投棄の件についてですが、不法投棄は、車が入ることができる道幅があり、かつ人目につきにくい場所、例えば人通りの少ない道路脇の林や草やぶの中に投棄される傾向があります。

昨年度、通報を受けて出動した比較的大きな事案は7カ所で、今年度は、9月1日現在で6カ所になります。そのほかにも、警戒ポイントを押さえている衛生組合長も多く、日々警戒に取り組んでいます。

毎年、新庄最上地区不法投棄防止対策協議会と合同でパトロールを行っておりますが、こと

しはパトロールで発見した場所を中心に、6月に衛生組合連合会や地権者等と協力して、大がかりな原状回復作業を行い、テレビやタイヤなど不法投棄物約780キログラムを回収しました。

不法投棄対策や啓蒙としましては、衛連だよりや市報、また野焼き禁止とあわせた秋の集中パトロールなどを通して、不法投棄禁止を啓発しております。

そのほか、衛生組合連合会の役員に清掃監視員を委嘱し、日々パトロールを行い、不法投棄されやすい場所に警戒ののぼり旗を設置しております。また、学校については、出前講座などでごみの適正処理の必要性や方法を啓発しております。

不法投棄は、同じ場所に繰り返しされる傾向があり、草刈りなど人の管理が行き届いているとのアピールが一番の対策となるため、地権者には環境整備の強化をお願いしておりますので、今後も地域と連携して不法投棄防止に努めてまいりたいと思います。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

**18番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番（佐藤義一議員）** 御答弁ありがとうございます。

それでは、市長の、今御答弁いただいたことに対して再度質問させていただきたいと思いません。

市長がおっしゃるとおり、生産者の収入増加が目的でありまして、それは6次産業化するということ、一つの手段だということは私も理解しています。つけ加えさせていただきますけれども、ヨモギが、薬屋さんなんですけれども、販路は。農水省に対しては薬屋さんなんですけれども、その話を聞いた新潟の餅屋さんが、ヨモギでヨモギ餅をつくりたいので、ヨモギを少し分けてもらえないかと、そういう新たなものも展開が見られるわけです、そういう展開をし

ていくことによって。

ですから、非常にいいことだなと、私、この人と1回、2回、酒飲んでその話をしたんです。「それはいい話ですね」と言って、私が一番気になるのは、農家の生産者の反収が何ぼになるんだというところが気になったものですから、10万円だったらそこそこですねという話をしましたので、いいことだと思っています。

先ほど市長のほうからも、大豆については大体10万円ぐらいというお話がありましたけれども、大豆だけでないですよ、今回加工しているのは。それについて、加工の作付面積はどのぐらいあったんでしょうか。この6次産業化するものについての作付面積、それから加入者、参加者、教えていただきたいと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 平成27年度のこの18品目につきましては、あくまでも試作ということで、これがどう都市部で、いわゆるマーケットの中で受けるかというところの、まず試作段階というようなことで、昨年は量的なものはない状態でございます。

その中で、今回農家をお願いしているのは黒大豆、それからニンジン、これらの作付をそれぞれ大豆は30アール、ニンジンはたしか10アールぐらいで、まず量的なものを確保しながら、ことしの秋口に量産しまして、それを販売に結びつけていきたいというようなことで、今、取り組んでいるところで、農家としましては、10事業者というようなことでございます。以上です。

**18番(佐藤義一議員)** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番(佐藤義一議員)** やはり販路をつくっても、売れなかつたらポシャるだけですから、販路確保していくということって、非常に大事なことだと思うんです。さっき、市長も考えてい

ますと言われましたけれども、ふるさと納税返礼品の中で、米とかあるいは牛肉とか、新庄の加工品、丸ごと新庄とか名前をつけて、そういうので結構確保できると思うんですね。今回補正予算で2億、ふるさと納税の、それだけ寄附者がいるということですから、それに対する対応というのは、やはり新庄をいかにして発信していくかということですので、丸ごと新庄、全部丸々新庄とかということで、そういうのができるのではないかと。

ただ、事業をやっていく中で、目標値を定めないで、売れるか売れないかわからないというやり方は、非常に民間で育った私にとっては考えられないことなんですね。大体、目標値をどのぐらいの作付と反収がどのぐらいで、総販売額がどのぐらいいくだろうというような、そういう目標値はお持ちではありませんか。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 現在、市長の答弁にもありましたように、いわゆる6次化に向かっている農家が35軒ございまして、その中の25軒の方で、大体今6,000万円ぐらいかなと把握してございます。

これを1億円ぐらいにもっていききたいという部分も考えておりますし、これから新たに18品目のものについて、どれだけヒットしていくかも、まだまだ予測はつきませんが、今回のある程度の売れる段階の量を確保しながら、それをテスト販売していくような形で、そちらのほうはどれだけ伸びていくのかという目標をこれから持っていきたいなど。

ふるさと納税の返礼品のお話もございましたけれども、総合政策課のほうからお話がありまして、今回、春先から両JAと協議をしながら、何とか数量を確保してもらえないかというような形で、あくまでも予約を受け付ける形で申し込みを受けたところ、相当の伸びがあったとい

うようなことで、例えば、お米の部分に、今回開発した試作品を、どういう形で梱包できるかはこれから具体的に詰めていかなければならないんですが、こういった商品の中に、試作品という形で1個、それを期間限定で、数量限定で、それをプレゼントしながら、その反応を見るとか、そういったことも考えていって、今、御提案があったような丸ごと新庄みたいな、そういったいいにゃフードを情報発信していきたいと、このように考えてございます。

**18番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番（佐藤義一議員）** ぜひやっていただきたいと思います。目的は、あくまでも自己満足で開発した、加工したということじゃなくて、いわゆる生産農家の収入を、いかにしたら上がるのか、安定収入につながるかというのが第1の目標でありますので。

それから、先ほど市長もおっしゃっていましたが、五所川原農林高校の佐藤校長先生、私、お会いしています。ほかの議員さんもお会いしています。私も五所川原農林高校に産業厚生常任委員会で視察に行っているんですよ。そのときに、佐藤先生が言われたのが、何で学を入れないんですかという話だった。産官学、新庄にあるじゃないですか。農業大学校もあるし神室産業高校もあるじゃないですか。何で、若い人方のそういう意見、あるいは先生方の現地体験を取り入れて6次化しないんですかねという話を聞いた。それで、何回もその話をされるんです。市長は、今後、認定農家に対しての講師として、佐藤先生をお招きして話をするということですけども、具体的に農林大学校あるいは神室産業高校とかというような、今後の商品開発について話し合いをなされていますか。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 推進協議会のメンバーである

J A新庄もがみが、このたびアスパラガスを原料とした加工試作に取り組んでおります。9月9日の新聞にも出ておりましたけれども、神室産業高校の女性の生徒さん6名をお招きして、学校で6次化に向けたアンケートをとったその情報をJ A新庄もがみがいただいたり、そのJ A新庄もがみが開発したアスパラの数種類の加工品を、実際にこの生徒さん方で食べていただいて、それで評価を聞いたというふうなこともありますし、今後、市長の答弁にありましたように、神室産業高校、農林大学校の6次化のコースの先生や生徒と、そういった機会を捉えて、いろいろ情報交換しながらアドバイスも受けていきたいなと思っていますところでございます。

**18番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番（佐藤義一議員）** きょうのチラシ、入ってました。農林大学校祭、あそこで加工品結構売るんですね。ケチャップ、ハンバーグ、さまざま。単価は高いと思いますけれども。

そういうノウハウも、彼らは持っているわけですよ。そういうところと提携して、お互いに補完し合っているものをつくって行って、新庄を発信していただきたいと思います。まずよろしくをお願いします。

次にですけれども、都市計画道路について、前お尋ねしたときには、なかなか県とのかかわりがあって、市自体独自では見直しができないんだという話を伺って、それはないだろうなと思っていましたが、今、市長の答弁で市で見直しをしますということですので、例えば、新庄南高のグラウンドを横断してつくろうという、金沢西山線てありますよね。今現在、可能じゃないわけですよ、南高のグラウンドをぶった切って道路をつくるなんていうのは。

それから、金沢から新庄南高のグラウンドのところまで来る中で、どれだけの住宅を移動させなければならないかという問題もあります。

それで、3階建てはつくってはいけない、あるいは地下をつくってはいけない、木造もしくは軽鉄骨による2階建てまでと規制がかかっています。

それで、ここは道路計画地ですよとなっていますので、そこに住んでいる人がいっぱいいるわけです、まだ。確認申請を出した時点で言われるわけですから。そうしたら、もしこれが道路が来たら、私たちはここから立ち退かなければならないのかという不安があるわけです。

その市民の不安、あるいはある空き地があります。そこにある業者が、約5反歩近くあるんですね、それを開発しようと思っても、都市計画道路上だと。ですから、それはちょっとうちは手を出せないと、業者は引いていくわけです。その土地がずっと空き地になって草ぼうぼうになって景観も悪くなる。

将来的に見直すということの市長の答弁だと思いますけれども、このようなところで暮らしている人方の不安を解消するために、一日も早く都市計画道路見直し、規制の撤廃をやりたいと思いますが、いかがでしょうか。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 都市計画道路の見直しについてお答えをさせていただきます。

都市計画についての見直しに関しましては、運用指針、それから県が示すガイドライン等によりますと、基礎調査等を踏まえて行いなさいというふうになっております。基礎調査というのは、人口世帯数、建築物の用途、面積、それから土地利用の状況などなど、いっぱいあるわけですが、こういうふうな基礎的数値をもとに、その道路が今後どうあるべきかというのを判断しなさいとなっております。

現在、県のほうで区域マスタープランを作成するに当たり、この調査を今やっております。したがって、このデータをもとに、市とし

ても市のマスタープランの作成に向けて、翌年度から取りかかってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**18番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番（佐藤義一議員）** 課長、来年度からかかるということですか。県のマスタープランを見て。それは確かに県からも規制を受けるのわかりますけれども、新庄市の計画道路だって、新庄市の管理下の中であって、新庄市独自で、逆に、私たちはここを見直したいと県に向かって手を挙げることはできないのでしょうか。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 個別路線の見直しについて、できないかできるかと言われれば、それはできます。ただし、先ほど申し上げましたとおり、その路線の今後の方向性については、いろいろ基礎的な数値をもとに判断しなければならないというふうになっております。

例えば、代替の路線が既に脇にできているので、もうその道路は無理してつくる必要はないかというような場合ですね。それから、先ほど議員御指摘のように、高校のグラウンドを通るなどという、非常に大きな負荷がかかるような路線についても、今後、見直しをしながら進めなさいということになっております。

県がどうだということではなくて、県が進めている基礎調査をもとに判断をしたいということですので、もう少し待っていただきたいということでございます。

**18番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番（佐藤義一議員）** だから、何回も繰り返しになりますけれども、県があつて市があつて、県の調査を、こっちから自主的に、県に対して、ここは見直したいと、そういうのは可能ではないのかとお尋ねしたわけです。もう一回お伺い

します。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 御指摘の路線につきましては、あくまでも市の裁量の中で判断できる路線というふうを考えておりますので、県に伺いを立てて判断する、協議は必要になってまいります。最終的なイニシアチブは市が握っていると思いますので、市の判断によって、今後判断してまいりたいというふうに思っております。

**18番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番（佐藤義一議員）** よろしくお願ひします。やりましょうね。

最後になりますけれども、さっき市長が、教育長から答弁、質問が終わってから、ぜひ答弁していただきたいと思ひます。

実は、山形県でやっているクリーンツーリズムってあります。飛島の裏側でごみを調査する。私と同僚議員と、それから新庄から8人ぐらいが行ってやってきたんです。そのときに、やはりごみは、昔は、日本海には北朝鮮が日本を疲弊させようとして、わざと日本海にごみを捨てるというふうなわさもあつたんですけれども、実際に拾ってみると、あるのは広島でカキの栽培に使っている漁具、それからあとプラスチック、その中で「MIDWAY」という短編の映画を見せられたんですね。ミッドウエーの島々にコアホウドリがいっぱいいると。そのコアホウドリが、なぜか餓死をするんだと。何で餓死するんだらうというふうにして、餓死したコアホウドリの遺体を見たら、胃袋の中に入っているのは、ほとんどがペットボトルのキャップなんです。親が海に飛んで行って、小魚だと思つてくわえてキャップを親は吐き出すわけです。子供は、親が与えるえさですから、120%信頼を持って食うわけです。そうしたら、消化しないですから、いつも子供は満腹で、親が実際と

ってきた魚も食えない。それで餓死する。

これを、私、当時の教育委員会にお話ししたんです。この映画を学校で見せてもらえないかと、子供たちに。大体15分ぐらいの短編なんです。私、その映画見たときに、物すごいショックを受けまして、衝撃を受けまして、これはぜひ子供に見せたいと。学校教育の中で、ごみを捨ててはいけないというのは、誰でも教えると思います。何で捨ててはいけないのか。捨てたらどういふ結果になるんだというところまで教えていくのが、私、教育だと思うんです。

ですから、そういうの言ったときに、当時の教育委員会では、ちょっと時間的に学校では無理でしょうと。校長会にお諮りしますと言うけれども、校長先生方も、中身がわからなかつたからなんでしょうけれども、それでちょっとできなかつたんですね。非常に残念で、今回、一般質問させてもらうときに、酒田にあるパートナーシップオフィスというNPO法人なんです。そこで、メールも空メールをやってくれればそれを送りますということですので、そういった教育というのは、時間的には無理なんですか、教育長、お尋ねします。

**齊藤民義学校教育課長** 議長、齊藤民義。

**清水清秋議長** 学校教育課長齊藤民義君。

**齊藤民義学校教育課長** まず、学校教育現場でのごみの不法投棄あるいはごみについての教育についてですが、市長答弁にもあつたんですが、環境課の不法投棄のそういった出前講座を活用しながら、まずは学習を進めているところがあります。

ただ、子供たちにとって、やはり公共の場所にごみを捨てないという気持ちを培っていくということが、何よりも大事だらうと考えているところです。

当然、一つは子供たちの心を育てていくというところが肝要なんだらうなというふうには思っているところです。



特に、道徳の授業では、公德心を育てるということを授業を行っているわけですが、全学年で行っております。高学年では、特に社会の生活上の決まりや基本的なモラル、倫理観を育成する観点から、決まりの意義を理解し遵法の精神を持つと。

あるいは、中学校では社会生活の中で守るべき正しい道として、公德を大切にす、さらには日常生活の中で生かすことによって、住みよい社会を実現すると、そういった面で、特にやはり心の面を育てていくということを大事にしながら育てているところです。

さらには、先日新聞にも載りましたが、新庄まつりの後に、中学校がボランティア活動ということで、清掃活動をしているというようなことがございました。ほとんどの学校で、そういった道路脇のごみを拾うクリーン作戦、あるいは自分の通学路をきれいにするという、そういった通学路のクリーン作戦、あるいは小中合同での清掃ボランティア等をしてながら、とにかくごみを捨てないといった気持ちを育てるところがございました。

今、議員のお話の中にもありましたように、そういった映画ということも、そういった教育の一つだろうと思っているところです。

校長会等にもお諮りをしながら、学校教育の中でそういったことができるかどうか、話をしていきたいと思っているところです。よろしくお願いたします。

**18番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番（佐藤義一議員）** だから、私が言っているのは、ごみを捨ててはいけません。確かに捨ててはいけません。だけれども、捨ててはいけない、それは公德心を養うということではなくて、それも教育上必要なことですが、ごみを捨てたら、こういうふうになっていくんだよというところまで、説得力を持たせた教育

ができないかと。

例えば、私どもがコーラか何か飲んでぽんと捨てた。ペットボトルのキャップが海に浮いた。それをコアホウドリの親が食った。そして子供が死んだんだ。だから、私たちの何気ない行為が生態系を壊すんだよというところまでの説得力、教条主義的にこうしてはいけないんだ、こうしなければいけないんだと、教条主義的教育は、私、嫌いですから、こういうふうなことになるんだよ、だからしてはいけないんだということを教えていかなければいけないのが学校だと思います。学校教育だと思います。家庭教育もそうですけれども。

一つ、今、課長、ボランティアという話をしていましたけれども、私も去年の11月に唐津に行きました。先輩議員と。唐津くんちというお祭りを見たんですよ。そのときに、女子高校生みたいなのが、ごみ拾いやっているわけですよ。それで、アルバイトって聞いたら、「いや、私どもはボランティアです」と。へえ、朝からやってるんだと、私、すごい感激したんですよ。

そういうことをして、やはりボランティアすることが当然なんだと行っていく子供を育てていけないといけないのだなと、そのとき、改めて思い知らされました。

それであと、実は、去年の11月から農業委員会の議会選出の農業委員として行っていますけれども、私も初めて知ったんですけども、農業委員会では、年1回ですね、かむてん公園の南側に流れる川の周辺の草刈り、それからごみ拾いをいっぱいするわけです。

ところが、今回は日新中学校の生徒の自転車、恐らく誰かが盗んできて川に捨てたんでしょう、それが1台、あとごみ袋が17袋ぐらいですか、集めたんです。その中に、非常に残念なことながら、ほとんどが農業用資材なんです。農薬の袋あるいは農事用の畑に使うマルチポリ等で、非常に、私、農業者が捨てたとは思いたくない

ので、風に吹き飛ばされて川に落ちたんだろう  
と思いたいんですけれども、農協では、販売者  
の責任として年2回、ビニールの回収をしてい  
ます。それは有料ですけれども。

そういうことで、やはり自分たちで使ったも  
のは、自分たちで処理しなければいけないんだ  
ということで、環境課長、農林課等と協議して、  
そういったごみの農事用のポリを処分するとか、  
そういうような方策は考えられませんか。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** 不法投棄、故意なのか、もし  
くは、今、議員がおっしゃられたとおり自然で  
来たのかは別として、環境を乱していることには  
変わりありませんので、検討させていただき  
たいと思います。

**18番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番（佐藤義一議員）** あと課長、ボランティ  
アで各市の施設周辺とか公共施設、お掃除をボ  
ランティアでやっていらっしゃる方がいらっし  
やいます、いっぱい。私もライオンズで1回さ  
せてもらって「えっ」と思ったんですけれども、  
全部自分たちで拾い集めたごみ、それを自分た  
ちが買って来た袋に入れて、自分たちでそれは  
処分するわけですよ。ごみの日に出したりして  
いるわけです。

これ、「それはおかしいべ」と私、話をしま  
して、もしそういう日がわかっていたら、環境  
課なり、あそこはたしか都市整備課の管轄でし  
たか、管理地でしたか、そこと話をして、掃除  
をしますよ、ごみを集めましたので、市の収  
集車を用意できませんかという話し合いが、私  
はできるんじゃないのと話ししたんです。ぜひ、  
じゃあ次回頼むと言われたんですけれども、そ  
ういったボランティアのサークルって結構ある  
と思うんですよ。それは、課長、把握してい  
らっしゃいますか。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** 全てとは言いませんが、環境  
課のほうに事前に御相談いただいている分は結  
構ございますので、その方々への対応としては、  
先ほど佐藤議員がおっしゃいましたとおり、町  
内なりボランティア団体で拾われたごみについ  
ては、原則的には拾った方の処理をお願いして  
いるわけですけれども、費用が発生しますので、  
ボランティア袋での対応を現在はお願してい  
おります。

そのボランティア袋は、青の印刷がされてお  
りますので、ステーションにそのまま出しても  
らってもいいようになっておりますので、ぜひ、  
御活用をお願いしたいと思います。

**18番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番（佐藤義一議員）** 私どもも、町内で年2  
回河川清掃等あります。私のところ、非常に多  
いのがまゆの郷の北辰小学校の通りの、あそこ  
を毎年やるんですけれども、ひどいです。空き  
缶、ペットボトル、ひどいのは赤ちゃんのおむ  
つ。あそこ人目がないので、面倒くさいからぼ  
んと捨ててしまうんでしょうけれども、その  
ときは、やはり市で収集は来ます。町内の事業  
です。

ただ、相談があったらということじゃなくて、  
そういう情報を持って、協議会みたいな、連絡  
会みたいなのをつくったらいかがですか。そう  
したら、例えば歴史センターのところは何月何  
日どこすると把握できるわけですよ。私、この  
間やったのが、駅前、駅の東口です。ひどいで  
すよ。犬のふんからペットボトルから、それ  
でごみ袋で、普通の大い袋で7つぐらいですか  
ね。枯れ葉も入っていますけれども。

そういうのと、市の環境課で連絡とり合っ  
ていたら、そういうやつできるでしょう。そうし  
たら、ボランティア袋等を配布できる。彼らは、

自分たちで袋を買って、その袋に詰めて自分で処理するわけです。金のかかるボランティアになってしまうわけです。そういうのを考えて、それこそ協議会みたいな連絡会みたいなのを立ち上げて組まれたらいかかと思えますけれども、どうでしょうか。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** ボランティア団体の方々の活動については、ずっと前からされている団体もございますし、あと、イベントの前にされている団体も、さまざまございます。

あと、毎日拾われている方も何名か存じ上げているわけですが、一つに連絡会をするというの、なかなか難しいものもあると思います。おっしゃるとおり、そういう協議会ができて、まとめれば、それはそれでできるかと思いますが、現在、市としては、都市整備課と環境課が事務局になっております春の河川清掃のときの一斉の清掃と、あと回収でございますが、秋については、ことしから一斉ではなくなりますので、その場合の収集については都市整備課のほうでというのは、前から申し上げているとおりでと思います。

あと、私のほうで環境課のほうとしては、ボランティア袋でと言っているわけですが、法的に言いますと、拾ったごみについては、拾った方の処理というのがございますが、それではやはり、市民の方への負担が大きくなりますので、ボランティア袋の制度を、今、とっておりますから、その御理解をいただきたいと思えますし、協議会のほうについては、一つになれるのであればということで、御意見として賜りたいと思えます。

**18番(佐藤義一議員)** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番(佐藤義一議員)** 全てのボランティアって市が管理する施設、市所有の施設等について

来てくださる方がいるわけですよ。今回、東口はたしか都市整備課の管轄ですよ。歴史センター等についてもするわけですよ。そういう市の公共施設に対するボランティアに対しての対応を、そういうふうにされたらいかかですかと聞いている。全ての町内のごみ拾いまで、道路のごみ拾いまで市と協議しろとは言いませんので。

大体、それを把握していて私は当然だと思うんですけども。市の施設に対して、どれだけのボランティアを受けているのか。全ての、その辺の一般道までしろとは言わない。市の施設に対して受けているボランティア活動に対しては、せめてボランティアの袋を渡す、あるいは把握をするというのが必要ではないかと、私、お尋ねしているんですけども。いいですね。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** 各施設については、一般予算でも委託料を出しているところもございまして、ボランティアの方が入っていただいているところも、いろいろなタイプがございまして、検討といいますか、考えさせていただきたいと思えます。

**18番(佐藤義一議員)** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**18番(佐藤義一議員)** わかりました。

以上で終わります。ありがとうございました。

**清水清秋議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

**奥山省三議員の質問**

清水清秋議長 次に、奥山省三君。

(10番奥山省三議員登壇)

10番(奥山省三議員) 穆清会の奥山です。

午後のお疲れのところ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、道の駅についてお伺ひいたします。

今まで、道の駅の設置について、多数の議員の質問がありました、執行部では、現在、どのような検討を行っているのかお聞きしたいと思ひます。

最近の山形新聞ですけれども、米沢市で道の駅建設に公募債を発行して建設費の一部に充当するとの記事が載っていましたが、当市では、現在の段階では、どのようにお考えなのかお尋ねします。

現在、日本全体で道の駅は1,093駅。東北で岩手県が31駅、秋田県が30駅、福島県が28駅、青森県27駅の次に山形県が19駅で、次の宮城県が13駅となっております。

山形県は駅の数少なく、配置の地域差があります。一体型が少なく、幹線国道に集中している傾向があります。東北中央道も平成23年3月に新庄北道路が供用開始され、さらに泉田道路も2020年の完成を目指して工事を進めている状況です。もし、道の駅をつくるとなれば、今がその時期だと思われ、どのようにお考えですか。お聞きします。

尾花沢市の道の駅を過ぎると、新庄最上では国道47号線の最上川沿いの「とざわ」があるだけです。東北中央道はガソリンスタンドが設置されている休憩施設がありません。道の駅の建設には多額の費用がかかり、さらに自治体で維持するとなると維持費もかかります。全体のうち985駅、すなわちほとんどが自治体で設置し、管理運営は44%が指定管理者、31%が第三セク

ター、16%が自治体直営となっております。これからの地域の発展のためにも、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

次に、市内の河川敷の支障木の伐採ですけれども、河川敷の支障木の伐採計画について、これは以前からお聞きしておりますけれども、河川の管理は県ということでの回答で、いつもこのように回答されておりますけれども、現状を見ますと、支障木がますます大きくなって、川の中が混み合って、熱帯のジャングルのようになっている状況です。早いうちに伐採撤去しないと、将来大変な事態になると思われ、これを見て、地域の住民も「自分たちも手伝うから何とかできないか」と言っている状況です。

河川敷の主な樹木は柳がほとんどです。ジャングルの状態を解消しない限り、大雨で洪水になったら、川の流れを阻害して大変な事態を引き起こすことは明白です。地域住民も協力すると言っている、早急に何らかの対策をとってほしいものです。災害が来る前に、できることをやるべきだと思いますが、どうでしょうか。

次に3番、臭気問題、悪臭問題です。

臭気問題についてお尋ねいたします。

最近、悪臭の問題が起こっております。隣の鮭川村の養豚場の悪臭について、以前から野中地区では改善の要求をしてきているようですが、一向に対策が講じられないとのこと。これらについて、当市から何らかの申し出は無理なのでしょうか。

さらに、金山町の養豚施設からも、二枚橋地区でも、ときどき悪臭がするとの声があります。山形県で悪臭防止対策条例が制定されており、平成24年4月より県が行っていた悪臭規制基準の設定に関する権限が市に移譲されているとお聞きしていますが、これらについて、何らかの対策を講じることはできないのか、お聞きいたします。

以上で質問を終わります。答弁よろしくお願

いします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、奥山市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、道の駅についてであります。平成27年3月に、地方創生を推進する道の駅の設置について市議会より政策提言をいただいたことなどを踏まえ、昨年度、国や県の担当者と道の駅の現状や今後の進め方などについて協議を行ったところであります。

今年度は、県内18カ所の道の駅について、建設規模や来客数、経営主体などの調査分析を行い、本市の目指すべき道の駅のありようについて取りまとめを行っております。また、調査結果を踏まえた関係各課による庁内検討会も現在数回開催しているところであります。

今後は、外部機関に委託し基本構想案を取りまとめ、それらの資料をもとに有識者会議を開催し、御意見を賜り決定してまいりたいと考えております。

また、それらを受けて、場所等につきましては、高速道路の無料区間にすべきか一般国道にすべきか、国県の関係部署と早期に調整も図る必要と考えております。

整備手法につきましては、建設費の維持管理費の軽減のため、道路管理者の協力が得られる一体型での整備を基本に進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、平成26年に示された国の方針や、平成28年に示された県のビジョンを踏まえ、時期を逸しないよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、道の駅につきましては、1,000を超える団体が、今、運営されておりますが、経営状況が決してよいという状況にはありません。こ

のことも大きな策定の基本要素というふうにご考えております。

2割ぐらいが何とか黒字ということで、8割ぐらいが大変な厳しい状況から、とんとんいかいかないかというふうな調査結果もありますので、それらも踏まえて、慎重かつしっかりとした取りまとめを行ってまいりたいというふうにご考えております。

次に、河川敷の支障木の伐採についてお答えします。

今回の岩手県の岩泉町における河川の氾濫、流木による川のせきとめ等による川幅の増大、そうしたことが大きな災害の原因の一つだと言われていることも承知しております。

県管理河川の維持につきましては、流下能力を最大限に確保するため、これまで支障木の伐採及び堆積土砂の撤去を実施してきております。昨年度は新田川、泉田川の支障木撤去、鍋倉川の堆積土砂撤去を実施し、今年度も泉田川については支障木の撤去を実施する予定となっております。

しかしながら、支障木の再生や洪水により、新たな堆積土砂が発生するなどにより、河川の回復が追いついていけない状況にあります。そのため、今年度より支障木の伐採と堆積土砂の撤去を具体的に示す河川流下能力向上計画を策定中と聞いております。

その中で、支障木の伐採については、5年サイクルの対策が盛り込まれており、それらを受け、市としましては、7月の県とのヒアリングにおいて、泉田川を含む6河川8カ所の支障木及び堆積土砂の撤去を要望したところであります。

今後においても、必要な河積断面を確保し、治水安全度の向上を図るため、県に強く要望してまいりたいと考えております。

以前は、川の中にこうした柳のような支障木はなかったわけですが、いつの時代からか、こ

れが繁茂するような状況になっております。県の話では、その対策が追いついていかないと、県全体に及ぶということも考慮しなければならないと思っています。

また、皆さんが地域で協力してくれるというお話もありますので、それらにつきましては、県のほうに報告させていただきたいというふうに思います。

次に、悪臭防止対策についてお答えさせていただきます。

悪臭という捉え方がいいのか、臭気問題という捉え方がいいのか、非常に難しい。受ける側にとっては悪臭でありますし、それを生活の糧だとしている人にとっては、その臭気であるというようなことなのかもしれません。

しかし、平成24年度から悪臭防止法による悪臭規制地域や臭気指数規制の設定に関する権限が県から市に移譲されました。これらは、工業団地や市街地における規制を想定しているものであり、県内では、平成20年度に米沢市が畜産業者に対し改善勧告を行った事例があります。

野中地区の悪臭問題については、原因者が鮭川村の養豚施設であるということで、本市の規制の及ばないところであり、規制はできません。また、養豚施設に併設する鮭川村堆肥センターは、国の助成を受け村で設置したものであり、平成17年度から同センター及び養豚施設は稼働しております。

平成24年にも、野中地区より悪臭対策に関する要望書の提出があり、関係機関と連携しながら悪臭軽減に向けた改善策について協議してきました。

本年8月、関係者の方々と鮭川村の養豚施設を視察してまいりました。長年、野中地区の方々が悪臭に苦しまれてきたことも把握しており、鮭川村にある養豚施設及び堆肥センターは、直接的には規制等はできませんが、臭気対策の改善については鮭川村を通して事業者にも改善を

求め、同村と情報共有を図りながら、野中地区住民の立場に立ち、改善を求めているところでございます。

先日、鮭川村長より野中区长宛てに改善対策として、今後の基本的な悪臭指数をはかり、それらによって養豚の数を減らす、そういうようなことを今後対応していきたいという旨の回答が野中地区長に寄せられたところであります。

また、二枚橋地区における金山町の養豚施設からの悪臭問題については、昨年、現地確認したところ、昨年春に養豚施設内の脱臭装置の変更を図るなど、対策を講じており、皆無とは言えないと思いますが、改善が見受けられます。

今後とも、慎重に住民の側に立った形で対応を図ってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

**10番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番（奥山省三議員）** 答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

まず、今の道の駅ですけれども、ただいま検討中のような感じですが、外部のほうに、今、委託して、これから検討して進めていくという感じですが、するとすれば、最初に聞きたいのは、要するにつくるのかつくらないのか、まずこの辺をお聞きします。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** これから、ますますふえるであろう道路利用者への利便を図る意味、それから地域振興に資するためにも、道の駅の設置については十分検討してまいりたいというふうに考えております。

**10番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番（奥山省三議員）** ということは、つくと考えてよろしいんですか。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 設置の方向で考えてまいりたいと思います。

**10番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番（奥山省三議員）** もしつくとすれば、それはいつごろで、場所ぐらひは、ある程度構想としてあるのではないかと私は思いますけれども、その点はどうでしょうか。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 先ほど市長の答弁にもありましたとおり、現在、関係各課による検討会を開いておるところでございます。

翌年度につきましては、外部のコンサル等を含めまして、そちらからいろいろな御提案を受けて手法、それから場所も、それから本来道の駅のコンセプトなども定めてまいりたいと考えております。

他の道の駅のスケジュール等を見ますと、実際の動き出しから四、五年というところが供用までの年数と聞いておりますので、そのような年数が必要だろうと考えております。

**10番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番（奥山省三議員）** 今の課長の話ですと四、五年となっていますけれども、私、国土交通省に問い合わせたら、計画できて仙台のほうさえ通過すれば、3カ月ぐらひで許可がおりるという話を聞いていますけれども、外部機関ですか、それと協議して行って、その時間はことし1年ぐらひでそれは終わるのか、その辺のところはどうですか。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 具体につきましては、例えば翌年度、外部機関を交えての検討会の設立

になるかと思ひます。その中で、基本計画として、先ほど申し上げました道の駅のコンセプトを定めたり、それから場所、それから規模等についての方向性を定めてまいりたいと思ひます。

その後、基本計画から実施設計へと移りまして、例えば用地の買収であるとか、それから振興施設等の建設となりますと、どうしても四、五年はかかるものと考えております。

**10番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番（奥山省三議員）** 私が思うには、今、まゆの郷がありますけれども、まゆの郷をそのまま道の駅として格上げさせるというか、もちろん整備することがいろいろありますけれども、休憩施設とか、いろいろなやつが必要ですが、それをもしやっていくとしても、新しくするというのは、今、箱物をつくる時代ではないと私も思ひますけれども、全国的には2億円未満の道の駅が全体の22%を占めているということになっていますけれども、普通は全国平均では7億円という建設費用の数値が出ていますけれども、こういう数字はちょっと無理、この7億円はとてもじゃないけれども無理だと思いますけれども、ある程度は、まず最低線のお金で、できれば農水省とか、休憩関係は国土交通省ですけれども、その補助金を受けて建設するというに持っていったらどうかと私は思ひますけれども、その点については、どのように考えているか、お聞きしたいと思います。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 建設に当たりましては、既存の施設を有効利用するという事は十分考えられるものだと考えております。

県内の調査をしましても、確かに1億円から最大で50億ぐらひの道の駅までございます。そもそも道の駅と言われる3要素の部分、ここに

かかる費用というのは、そんなに大きいものではないと考えております。

かかるのは、そこに附属する振興施設であったり、物販の施設であったり、そういうものが非常に大きな支出になっていると考えております。

これら今後の本市における道の駅のありようについて、いろいろな方面からの情報を得ながら検討してまいりたいと考えております。

**10番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番（奥山省三議員）** 今、課長の話がありましたけれども、道の駅で、県内でチェリーランドがトップで、一番多いときでは年間155万人の来客数があるという話を聞いて、全国で第3位ということで載っていましたが、そのような大きな駅でなくても、地域の地域の情報発信やら、地域と連携して最小限の道の駅で私はいいと思いますけれども、その点、まずよく検討していただきたいと思います。

それで、道の駅なんですけれども、去年で山形県の道の駅の観光客が630万人となっています。県全体の観光客数が、県の調査だと4,490万人で、去年より0.6%減少しておりますけれども、道の駅の集客数の増加については、観光客が減っているにもかかわらず増加しているという状況ですので、今後、この点をよく考えて、どういう道の駅をつくるかは、ちょっとまだ見えませんが、そういうのをはっきり示していただきたいと思います。

次、支障木の関係ですけれども、8月末の台風10号で大雨による被害が発生しまして、多くの人命が失われたことは記憶に新しいことですが、岩手県の状況を見ますと、多くの流木が住宅にひっかかって流れをせきとめて氾濫している様子がわかります。

市内の河川ですけれども、あちらこちら見ますと、川の中央に柳の木がどんと構えているの

も結構あります。これらが洪水のときに川の氾濫を起こすことははっきりしていると思います。

今回の台風では、県内に被害がなくてよかったのですが、今は10年に1回とか50年に1回とかという雨が降りますので、その点も考えて、これから、予算がないといえ、県のほうでは予算が今回、この泉田川に関しても100万円しかないということで、来年も100万円、100万円だったらイタチごっこの感じで、いつ終わるかわからないというか、そういうような状況のようですけれども、地域住民が協力するという点に関しては、行政としてもどのように捉えるというか、その辺をお聞きしたいと思います。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 河川の支障となる部分で、御指摘の支障木の件と、それから堆積土砂の件がございます。県としては、どうしても堆積土砂のほうに、現在、力がいっているということをお聞きしております。

先ほど示されました河川流下能力向上計画の中で、市の支障となっている堆積土砂であったり、支障木というものについての面積把握がなされておまして、これらを計画的に進めてまいると聞いておりますので、市としても、そこをお願いをしたいと思っております。

またあわせて、この支障木を県独自がやるのではなくて、個人の方が実際にその支障木を利用する、リサイクルをするという形で撤去するという方法もございますので、両方から支障木撤去について、今後進めてまいりたいと考えております。

**10番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番（奥山省三議員）** 年2回の河川清掃、ことしから1回になりましたけれども、私たちが泉田川ですけれども、河川清掃を見ますと、ほ



とんど大きなごみは余り落ちてないようです。たばこの吸い殻とかペットボトルとか空き缶等ですけれども、そこに参加している方なんですけれども、何も拾わないで、大きいごみが余り落ちていませんので、ただ歩いているという人がかなり見受けられますけれども、できればこういうときに、個人所有の小さなのこぎりを持ってきて、柳が小さいうちに切ってもらう、できるようなものは片づけてもらうというのが、私はいいように思いますけれども、少しでも小さいときに伐採して撤去したほうが簡単とは思いますが、このような考え方はできないのでしょうか。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 先ほども少しお話しさせていただいたんですが、河川支障木リサイクル推進事業というのがございます。これは、川の中にあります支障木について、リサイクルをするという形で公募をとって、住民の方から伐採処分をしていただくというものになっております。その支障木の密、粗なのか密なのかによって補助金も一緒に出るという制度でございます。

特に、支障木が中州の部分にあって、なかなか伐採がうまくいかないなどという場合につきまして、補助金を支出しての撤去ということも可能ですので、今後、これらについても広めてまいりたいと考えております。

**10番(奥山省三議員)** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番(奥山省三議員)** 私が言っていることは、そういう大きいことではなくて、堆積土砂なんかは重機がなければできません。ただ、住民でできることは住民でやるというか、協力してやるというので、河川清掃のときに、小さな柳の木、小さいやつから片づけて、できることはやっていったほうがいいのではないかという考えです。

県のほうにも、私も1回行ってきましたけれども、やはり泉田川、昨年ですか、川の右岸のほうの支障木が伸びているところ、公募でして業者2社のうち1社に入って処分したようですけれども、ことしも同じくらいの面積を公募で行うという話ですけれども、予算が100万円では、面積的には1ヘクタール弱しかできないから、どうしようもないという返事でしたけれども、さらに、抜根していないので、やはり四、五年たてば、また伸びてくる。

やはり、小さい柳のうちに切ってもらっておけば、ある程度は助かるという話はお聞きしましたけれども、そういう点については、市にこれを言ってもしょうがないことかもしれません。市では、県に対してそのような要望はできないのか、お聞きしたいと思います。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 支障木の撤去につきましては、先ほど県がやる部分、それからリサイクルでやる部分、それからもう一つ、今、議員のほうから御指摘のありましたように、緊急的に撤去しなければならぬようなもの、これについては、その都度、伐採をしていると。もしくはお願いをしているということでございます。その金額が、昨年度は約92万円だったから約100万円とお聞きしている、この部分だと思います。

これらにつきましては、なるべくそういうことが可能となるよう、市としましても県に積極的に働きかけをしてまいりたいと思います。

**10番(奥山省三議員)** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番(奥山省三議員)** 課長の話ですと、県にはある程度要望するというけれども、地域住民がやるということに関しては回答がありませんでしたけれども、この間、ちょっとお尋ねしたら、河床のほうにケーブルがあるということで、

切り倒した木の枝でケーブル線を切ったら、それこそ何千万円という賠償金が発生する可能性もあるので、許可は出せないということでしたけれども、それだとやはり、地元の方は災害が来るまで待てと言われているのと同じと考えますので、地域住民としては、これは何とかならないのかという考えですけれども、その点についてどう思うか、お聞きしたいと思います。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 今、御指摘のような支障物件がある場合の処理についてでございますけれども、確かにそれを何らかの形で損傷するとすると、多大な費用が発生することだろうと思います。

したがって、そういうものにつきましては、なるべく県の管理下のもと、処分される方向で調整を進めてまいりたいと思います。

**10番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番（奥山省三議員）** 課長にこれ以上言ってもしょうがないと思いますので、このぐらいにして、県に要望していただきたいと思います。

それから、臭気問題ですけれども、市長からも答弁がありましたけれども、ほかの地域だからできないという話ですけれども、この間の回答書がここにありますが、内容を見ますと、真室川町のワーコム農業研究所の製品を試験的に豚舎に使用してみるということですが、私は、牛と豚ではにおいが違うので、検証結果が出るまでも時間もかかるとは思いますけれども、やはり牛と豚の違いがあるから、においはやはり豚のほうが強いように思いますので、これはちょっと消すのは無理ではないかと考えますけれども、他地区だからと、そのまま新庄市の市民がただにおいを黙って受け入れるというか、その辺のところはちょっと納得いかないのですけれども、何らかの対策というのは無理

なんでしょうか。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** 家畜の使用でございますので、経済動物でございます。牛も当然豚も鶏も、それぞれいろいろなにおいを出すわけですが、豚のにおいは、確かに近くに行けば行くほど鼻を突くようなにおいがするというのは、私もこの前、かがせていただいて大変なんだろうと思います。

今回、9月6日に鮭川村長から、野中の今田区長に出されました回答の中で、新しく菌を使って堆肥舎への散布を行うということでしたので、その模様をまず見させていただければと思います。その後、それではおさまらない場合には、肥育頭数を減らすとかということまで踏み込んだ言及をされておりますので、鮭川村の対応を待っていきたくは思っております。

**10番（奥山省三議員）** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番（奥山省三議員）** このにおいは、私は泉田橋の近くですけれども、私のところまでははっきりとおってきているんです。それは前からですけれども、だから、あんなに遠くまでにおいが来るんですけれども、それでも今のところは対応ができないというか、私の近所の人たちも「何だこのにおいは」と言っていますけれども、鮭川村から来ると言っても、やはり信じない人もいますけれども、やはり豚のにおいというか、これをワーコムの研究所からのワーコム菌を使って消すという回答ですけれども、多分、私はこれは無理だと思います。それは検証結果を見ないと、はっきりできませんけれども、ただ、今後ですけれども、この回答書を見ますと、情報提供など随時行っていくとしかありませんので、今後の対応というか、その情報提供ということは、やはり、これからの、今の問題の解決にはつながらないと思うんです。

だから、この点について、問題を解決する方向というか、その辺が見えないというので、新庄市から何らかの対応というか、できないのか、もう一回お聞きしたいと思います。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** 鮭川村を通してお願いをするしかないと思っております。県内の中でいいますと、養豚だけではなく家畜を飼っている方がいますので、昔は郊外にあったんですけれども、家が出てきて住宅地の脇で飼っていた方が廃業しなくてはいけないという例もございます。

あと、養豚でいいますと、近年では、市長答弁にもありましたとおり、米沢市での対応が先進になろうかと思っておりますが、2つ養豚場がありまして、そのうち1つが廃業をし、もう一つ、今、営業されている方も半分に頭数を減らして、なおかつ移転先を探しているという状態だそうです。

今回、この何年間か、野中地区を含めて、西からの風が吹いてきたときに流れてくると。特に、野中の方々からは、朝晩の御飯の時期に、御飯を「いただきます」と食べるときにおいが来るんだということを伺っております。

これは切実な問題だと思っておりますので、そこは強く鮭川村に要望していくということしか、今のところは手がないかと思っておりますけれども、経営者の方にも直接いろいろなお話を聞く機会がございますので、鮭川村を通してばかりではなくて、ぜひ、経営規模なども考えながら、おいの発生が少しでもおさまるようなことをお願いしたいと思っております。

**10番(奥山省三議員)** 議長、奥山省三。

**清水清秋議長** 奥山省三君。

**10番(奥山省三議員)** 前回ですけれども、泉田のところにオールクリエーションが来るという話があって、今回、取りやめになったんですけれども、やはりそういう臭気の問題につきま

しては、地域住民とよく話し合いをして、地域の住民が納得して、その事業をするということだったらわかりますけれども、その点のところ、今後こういう臭気問題につきましては、環境問題として一番の問題ですので、地域住民の方とよく話をして納得のいったところで事業展開していくようなことを、今後の対応について、鮭川村に対しても強く要望するようお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

**清水清秋議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時33分 休憩

午後1時42分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 高橋富美子議員の質問

**清水清秋議長** 次に、高橋富美子君。

(12番高橋富美子議員登壇)

**12番(高橋富美子議員)** 市民・公明クラブの高橋です。

台風10号が東北北海道を中心に甚大な被害をもたらしました。心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

1点目は、食品ロス削減に向けての取り組みについてお伺いいたします。

食べられる状態なのに捨てられる食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなどあらゆる場所で見受けられます。平成25年度の農林水産省及び環境省の推計によると、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しており、

このうちの4割近い632万トンが食品ロスと  
なっています。

世界では、約9億人の人が栄養不足状態に  
あり、1人1日おにぎり一、二個分の食べ物  
が捨てられていることとなります。このよう  
なことを受けて、既に先進的な自治体では、さ  
まざまな食品ロス対策が行われています。

長野県松本市では、食育の推進、生ごみの削  
減の観点から「もったいない」をキーワードと  
して、あらゆる世代、家庭や外食などさまざ  
まな場面で食べ残しを減らす取り組みを進め  
ています。

会食や宴会などでは、乾杯後の30分間とお  
開きの前の10分間は、席を立たずに料理を  
楽しむことにより食べ残しを減らす「残さず  
食べよう!30・10運動」を進めています。

また、NPOの活動としては、消費期限が迫  
った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提  
供するフードバンクも有名です。国連は、2030年  
までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減  
させる目標を採択しています。

そこで、本市においても、まずは学校や保  
育所など、教育施設における学校給食や食育、  
環境教育などを通して、食品ロス削減のため  
の啓発を進めるべきであると思いますが、ど  
うでしょうか。

また、家庭における食品在庫の適切な管理  
や、食材の有効活用の取り組みを初め、飲  
食店等における、飲食店で残さず食べる運  
動や、持ち帰り運動の展開など、市民、事  
業者が一体となった食品ロス削減に向け  
た取り組みを進めることが重要と考えま  
すが、いかがでしょうか。

2点目に、災害に強いまちづくりについて  
伺います。

各地で震災が発生し、風水害でも土砂災害  
と洪水や竜巻が発生し、毎年のように多く  
の犠牲者とともに住宅や農業施設が被災  
して、生活や仕事の場が失われています。

本市は、ほかの自治体に比べ災害が少な  
いこともあり、災害に対する危機感が薄い  
気がします。災害の中でも、地震災害は  
常に全てが不意打ちで始まる。想定して  
いない事態が不意にあらわれる。不幸な  
結果とならないような取り組みが必要不  
可欠であると思います。

そこで、災害に強いまちづくりのために、  
どのような取り組みを本市ではされてい  
るのかをお伺いいたします。

また、自主防災組織率は、昨年11月末  
で約40%と伺っていますが、新庄市総  
合戦略においての数値目標は、平成31  
年に85.3%となっております。組織  
率の向上に向けての具体的な方策と、組  
織化されている町内の活動状況をお伺  
いたします。

また、防災士資格取得助成制度について  
伺います。

初めに、防災士制度が生まれた経緯を紹  
介させていただきます。

1995年の1月17日、阪神・淡路大震  
災では、地震直後に16万4,000人の  
人が瓦れきの下敷きになり、8割の人は  
自力で脱出しましたが、3万5,000人  
の方が生き埋めになりました。

この要救助者のうち、近隣の住民が救出  
したのは2万7,000人でした。その8割  
が生存していた一方、警察、消防、自衛  
隊が救出した約8,000人の半数が亡く  
なっていました。

災害発生から24時間以内の救出は、特  
に生存率が高く、家族や近隣の人たちが  
力を合わせて多くの命を救ったと言われ  
ています。

阪神・淡路大震災は、災害は思いもし  
ないところで、思いもしない形で突然発  
生し、大きな災害であればあるほど、国  
や地方公共団体の救助、救護がすぐには  
期待できず、地域の総合的な力により災  
害に備えることが必要であることを明  
らかにしました。

阪神・淡路大震災を教訓として、人と  
いう資源を活用して社会全体の防災力を  
高めるために、

防災士制度が生まれました。

防災士は、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する試験に合格することで得られる資格であり、防災に関する知識、技術を備えた人材として地域における防災リーダーとしての役割が期待されます。

防災士資格取得をするには、普通救急救命講習を受けた後、2日間の養成講座を受講し、修了後の試験に合格して得られますが、養成講座と試験で6万1,000円の費用がかかります。

山形県では、昨年度から山形県防災士養成研修講座が開催され、3年間に限って県の助成制度があり、受験料と登録手数料のみ個人負担となっておりますが、来年度で終了と伺っております。

多くの市民が、防災士の資格取得ができるよう、市で補助する考えはないかお尋ねをいたします。

3点目に、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援「新庄版ネウボラ」の推進についてお伺いたします。

妊娠中から子供が就学するまで、子育てのさまざまな支援を1つの窓口で提供するネウボラ。最近耳にする言葉ですが、フィンランドで生まれた制度で、助言の場、アドバイスする場所を意味しております。

フィンランドでは、子供の健全な発達だけでなく家族全体の心身のサポートを含め、保健師や助産師らが一貫したサービスを提供しています。同じ担当者が継続的に相談に応じるため、信頼関係が築かれ、問題の早期発見と対応につながるのが特徴です。

子育ての不安を取り除き、フィンランドではこの子育て支援により、合計特殊出生率が1.59から1.87に上昇しており、少子化対策としても効果的とされております。

山形県では、「山形版ネウボラ」についての取り組みを打ち出しております。妊産婦や母親

が孤立感、不安感を解消し安心できるよう、妊娠中の相談、産前産後の心身のケア、育児中の相談など、一人一人の相談者に丁寧に寄り添い、ワンストップ窓口での切れ目のない支援体制を全県的に展開する方向性を示しております。

寒河江市においては、出産後心身の不調を訴える母親を支援する産後ケアに重点を置いた寒河江型ネウボラを今年度よりスタートしております。核家族化が進み、地域コミュニティの希薄化が指摘される中、産後の母親は精神的に不安定になりやすく、心身のバランスを崩して産後うつに陥るケースも懸念されることから、市が利用料の補助をして、母子を日帰り、短期宿泊で受け入れながらサポートしていくものです。

また、天童市では、「天童版ネウボラ」として、婚姻届時から育児期まで切れ目のない支援を行うとして、母子保健コーディネーター「ママ&チャイルドコンシェルジュ」を配置しております。

このように、各地で取り組みが始まっております。新庄版ネウボラの取り組み推進などについてのお考えをお伺いたします。

最後に4点目に、部活動の休養日導入についてお伺いたします。

文部科学省は6月13日、教職員の長時間労働是正のための改善策をまとめ、公表いたしました。

学校給食費などの徴収業務の移管、部活動による負担軽減や休養日の設定などにより、教員が子供と向き合う時間の確保を推進するというものです。

部活動は、生徒がスポーツや文化に親しみ、練習や研さんを重ねる中で、礼儀や忍耐などを体得することができるため、健全育成に大きな効果があるとされています。

しかし、過密な活動が睡眠や学習時間の不足、家族とのコミュニケーションの低下をもたらす

との懸念があることから、文部科学省は、全国の教育委員会に対し、部活動に休養日を設けるよう促してきました。

しかし、同省が発表した調査結果によると、中学校の運動部の部活動に週1日以上というように休養日の基準を設定している市区町村教育委員会は、全体の3割に満たないことが判明し、同省は引き続き休養日の基準を設けるよう推奨する方針を示しているとの新聞報道がありました。

部活動に休養日を導入することについて、本市の考えをお伺いたします。

以上で質問を終わります。よろしくお伺いたします。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、高橋市議の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど、松本市の例を挙げていただきまして、30・10運動のお話は、先日、教育長からお話を聞きまして、今後、教育委員会の教員のそういう場で大きな声を出していきたいということをお願いしたところです。我々職員のそういう場も、今後そのような方向でしていかなければならないというような自戒をしているところであります。

さて、食品ロスの削減に向けて、現在、各学校で給食の際に出る残菜を減らすために、さまざまな努力をしているところです。

例えば、家庭科の時間や給食の時間を活用し、栄養の大切さを指導し、好き嫌いなく給食を食べるように話をしたり、たくさんの方の努力があって給食が食べられることを理解させ、感謝の気持ちを持たせたりしながら、食べ物を無駄にしない気持ちを培っています。

また、各自の食べる量に合わせて盛りつけをし、できるだけ残菜が残らないように心がけて

います。

保育所でも同じように、小さいうちから食べ物の大切さを指導し、食べ物を無駄にせず、感謝して食べる習慣を培っています。と同時に、保護者にも食育だよりなどを発行し、食べ物の大切さについて理解を図っているところです。

さらに、家庭科では消費者教育ということで、小学校5、6年生ではお金の使い方の学習の中で、必要なものだけを買ひ、無駄なものは買わないようにするということを学びます。中学校の家庭科では、もったいないということについて学びます。内容は、皮まで食べて廃棄物を少なくする、食べ残しをなくす、賞味期限内に食べる、地産地消にこだわるといったことを学び、食べ物を大切にすることを学びます。

新庄市では、こういった学習や活動を通して食べ物の大切さを理解し、食べ物に感謝、そして食べ物を無駄にしない子供を育ててまいりたいと考えております。

次に、食品ロス削減に向けた取り組みについてであります。また、3R、リデュース（抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の観点からお答えさせていただきます。

食に関する諸問題の解決のためには、食品、食材を無駄なく大切に使うことが重要であると認識しております。本市におきましては、ごみ減量化の取り組みの中で、学校教育にかかわるものとして学校給食の残渣、家庭から排出される生ごみ堆肥として再資源化する地域環境型生ごみ堆肥化事業を推進、食を大切にすることを育て、感謝の心を持つことを関係機関と連携して啓発しております。

食品ロスを削減するためには、食品製造業、卸売業、小売店、飲食店、家庭で積極的に取り組んでいくことが必要だと考えております。

食品製造企業においては、製造段階での製造過多、卸売段階での汚損、破損による廃棄、小売段階での需要予測のずれによる売れ残り、消

費期限切れによる廃棄などを減らしていく発生抑制が必要だと考えております。

家庭においても、適切な管理や食材の有効活用の取り組みを行っていただいていることとは思いますが、本来、食べることができるにもかかわらず捨てられる食品ロス、本市でも見受けられ、廃棄物排出量、最終処分量の増加と焼却炉の負荷が伴います。

このような食品ロスに伴う問題点に市民の方が関心を持っていただけるための手法などにより周知を図っていただきたいと思います。

近年、食品ロスに対する関心が非常に高まっているわけですが、その原因は、多くはコンビニの発達もあると言われております。

消費期限、賞味期限が切れると全て廃棄に回るということで、これは計算できる量ということで、その廃棄が非常に大きな問題であるというようなことも言われております。

昔の生活は、地産地消というようなことで、もったいない、もったいないということでした。食品ロスの問題は、先ほど申しあげました卸売業、小売店など流通業界の対応を急がなければならぬのではないかなと思っておるところです。

次に、災害に強いまちづくりについてですが、御質問いただきました災害に強いまちづくり、先日の台風10号により、岩手・北海道にて甚大な被害が発生したところであります。お亡くなりになられた方には、心から弔意を表したいと思っております。また、被害に遭われた方には、心からお見舞い申し上げたいと思っております。

近年は、ゲリラ豪雨や突然の地震などにより、想定外の被害が発生する傾向にあります。しかし、行政としてできることは限られており、自分の身は自分で守るという大前提のもと、自助、共助、公助を推進していくことが大事だと考えております。

その一つとして自主防災組織の充実が挙げられます。自助に続く共助は、地域内の助け合いの精神のもと、自主防災組織が中心となって行うこととなります。

昨年、地域リーダーに対し、防災に関する講座が開催されました。それを受講した町内の区長を中心に、自主防災組織の設立をお願いしてきており、今年度は既に4つの地域が設立し、4つの地域が設立に向け準備中でございます。準備中も含め64団体、6,323世帯、組織率は47.47%になる予定であります。

活動として、年1回の防災訓練をお願いしております。町内によって違いますが、安否確認訓練や初期消火訓練、炊き出し訓練など、地域を挙げて活動を行っております。今後とも、自主防災組織の重要性を啓蒙しながら、積極的に設立を準備してまいります。

また、防災士の資格取得への補助についての御質問でございますが、県におきましても、防災士の資格取得を目的として平成27年度から平成29年度までの3年間、県主催の講習会を開催し、その講習費用に対し補助金を出しておりますので、これを最大限に活用していきたいと考えております。

それに加え、消防団の分団長以上経験者には、移行措置もございますので、あわせて推進していきたいと考えております。

また、8月6日には新庄市の活断層に係る講演を鶴岡工業高等専門学校先生にお話をさせていただきました。熊本地震における想定は1%以内で、あれだけの地震が来たわけですが、新庄にも東西、また新たにわかった活褶曲という断層があるというようなことで、この断層があるところに地震の起こる確率は高いというようなことを先生がおっしゃってございました。

これまでは、確かに災害の少ないまちであるというようなことが体にしみついていますが、今後は、いつ起きるかわからないということの

啓蒙をさらに進めていかなければならないと思っております。

何といたっても、自助、自分の身は自分で守るということを最優先にしながら、共助、そして公助へと働きかけていきたいと思っております。

先日、警察署長さんとお話し合いの中でも、ほとんど災害のときに助け出されているのは、隣近所だと。隣近所の方の手助けだと。我々が行ったときは次の段階だというお話をしておりました。そういう意味では、市議のおっしゃる社会全体での防災組織の確立は急務だと思っております。

次に、妊娠・出産・育児についての支援の御質問にお答えさせていただきます。

妊娠・出産・育児の切れ目ない支援については、議員の御指摘のとおり、子育てについて子供の成長や育児に自信が持てないなどの悩みを抱える方も多いことから、総合的な相談窓口を設置するなど、不安を抱える方に寄り添う助言の場を提供することが重要であると捉えております。

現在行っている妊娠期の支援といたしましては、昨年度270人の妊婦の方に母子健康手帳を交付しております。その際、生活面などの状況をアンケートに記入してもらい、それをもとに保健師が一人一人に時間をかけて面談し、これらを通して家庭の状況や経済面で悩んでいないか、出産後の悩みを抱えていないかなど、さまざまな視点で支援が必要な方の把握を行っております。

支援が必要な方については、家庭の状況や健康状態に合わせて電話相談や自宅を訪問して個別相談に当たり、医療機関を紹介するなどの支援を随時行っております。

また、身体面では、母子の体調管理のため、出産まで14回の妊婦健診や子宮頸がん検診を行っております。早産を予防するため、今年度新たに超音波検査を妊婦全員に取り入れ、安心して

て出産できるよう体調面でのサポートも行っているところであります。

また、出産後間もない時期の支援としては、医療機関を退院してから生後2カ月以内に、保健師が全世帯を訪問する新生児訪問、乳児家庭の全戸訪問を行い、お子さんの栄養状態、体重増加などの発達状況の確認や指導を行い、また、子育てに対してお母さんの不安が大きい時期でもあることから、お母さんが育児に悩んでいないか、産後鬱になっていないか、虐待につながる兆候がないかなど、保護者に寄り添う気持ちで対応しております。

乳幼児期の支援としては、集団健診を4カ月、1歳6カ月、3歳時に実施していますが、保健師が子育ての状況を聞き取り、一人で悩んでいることがないか、将来に不安を抱えていないかなど、話しやすい相談の場になるよう心がけております。

このほか、離乳食の作り方や食べさせ方についての関心が高いため、栄養士による離乳食教室や乳幼児相談など、昨年度は30回以上実施させていただきました。

このように、さまざまな機会を通して支援しておりますが、医療機関の受診などの助言も適時に行っております。

発達障害などの心配がある場合などは、上山市にあるこども医療療育センターまで、担当保健師が受診に同行して、保護者が安心して相談できるよう対応しております。

御質問にありますように、山形版ネウボラでは、子育ての総合窓口である子育て世代包括支援センターの設置と、産前産後ケアなどのサービスの推進が重要とされています。本市においても、この制度の趣旨にのっとり、母子コーディネーターを配置した子育て世代包括支援センターの設置に向けて、今後検討してまいります。

また、産前産後ケアについては、昨年度まで県のモデル事業として県の9割の助成で助産師



の相談などを実施いたしました。昨年度市民の利用件数は、14件となっております。

この妊娠・出産・育児の支援、産前産後のケアにつきましては、子育て世代包括支援センターの設置も含め、今後におきましても母子健康手帳交付の際の面談に始まり、出産後の乳児家庭の全戸訪問、集団健診など、あらゆる機会を捉えて支援が必要な方を早期に把握し、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない子育て支援をしてまいりたいと思っております。

次の部活に関しては、教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

**武田一夫教育長** 議長、武田一夫。

**清水清秋議長** 教育長武田一夫君。

**武田一夫教育長** それでは、部活動の休養日について、私のほうからお答えいたします。

高橋議員のお話のとおり、部活動は子供たちの健全育成に資するものと考えております。しかし、過度な活動は、逆にさまざまな弊害も出てくるものと考えているところです。

そこで大切になってくるのが、休養だと思えます。新庄市教育委員会としては、今年度4月に山形県教育委員会から出されました、これまでも幾つかあったのですが「これからの運動部活動運営の在り方について」に基づいて、各学校にさらに指導をしているところです。

これによりますと、活動は原則として月曜日から金曜日までを基本とする。ただし、学校や地域の実態から、土曜日や日曜日に活動を行う場合は、どちらか土曜日か日曜日の一方を休養日とし、ゆとりと健康面に配慮した適切な運営に努めるとなっております。さらには、月1回は連続する土曜日、日曜日を部活動休止日とするとなっております。

新庄市教育委員会といたしましても、校長会等を通して県から示されている方針等を示しながら指導を行ってまいりました。

このようなこともあり、新庄市の中学校では

ほとんどの学校で月曜日は休養日にしているようですし、また、土日のどちらかは休むようにしているようです。

このように、市内の中学校においては過度の部活動運営にならないよう、適切に休養日を設けるよう取り組んでいただいていると理解しているところです。

今後も、児童生徒の健康面に配慮しつつ、調和のとれた児童生徒の育成に努めてまいります。以上でございます。

**12番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番（高橋富美子議員）** 御答弁大変にありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、食品ロスの削減に向けての取り組みについて、先ほど市長より本当にわかりやすく説明をいただいたわけなんですけれども、小中学校の学校給食において、食べ残しというのは年間どのぐらいあるのでしょうか。また、その食べ残しを減らすための具体策、先ほど伺いましたけれども、これは全て肥料化されているかどうか、その辺もお願いしたいと思います。

**齊藤民義学校教育課長** 議長、齊藤民義。

**清水清秋議長** 学校教育課長齊藤民義君。

**齊藤民義学校教育課長** 年間の残菜の量というのは把握はしておりませんが、学校規模等によってさまざまな量でございます。それから、その日の給食の献立によっても、さまざまな量でして、子供たちの好きな食べ物、例えばカレーライスですとか、あるいはパンですとか、そういうものですと、ほとんど残菜はないと。ただ、どうしても野菜ですとか、あるいは白い御飯というときには、少し多くなるということでございます。

ある日の和食の日の給食の残菜の量でございますが、大きい学校ですと、小学校で20キログラムから30キログラムぐらいの残菜、ただ小さ

い学校だとほとんどないというような残菜の量ということでございました。やはりどうしても、その日の献立等によりまして、残菜の量が変わってくるというのが実情のようでございます。

それから、先ほど堆肥化をどうしているかという御質問でございますが、残菜につきましては、全て先ほど市長の答弁にもありましたように、地域環境型生ごみ活用事業ということで、生ごみを回収していただいて堆肥化をさせていただいております。

そしてその堆肥については、各学校の花壇あるいは菜園のほうに利用させていただいているということで、循環させていただいているということでございます。よろしく願いいたします。

**12番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番（高橋富美子議員）** 先ほども取り組みを伺って、ある学校の残菜に対しての取り組みの記事が出ていたんですけれども、東京の足立区です。新庄市においても地産地消ということで地場でとれた野菜を使って、いろいろな面で食育にも生かしていると思うんですけれども、その学校では、食育を推進する、食品ロスの削減につながるということで、おいしい給食事業の取り組みをしたところ、区内の小中学校の残菜率が、2008年当初は11%だったそうなのですが、2012年度には5.2%と削減、またそれ以降年々減り続け、2015年度は4.4%までに下がり、食べ残しの量を年間230トン削減できたという記事も載っておりました。

今後とも、そういう削減に努力はしてもらいたいと思うんですが、先ほど、課長の答弁の中で献立の話が出ました。おいしい献立のときは残菜がない。もしかすると苦手なものだったときは出る。そういうことに関して、栄養士さんの方といろいろ検討はされておると思うんですが、献立に対するそういう残菜を見たときの献

立の仕方とか、そういう調整というか、どのようにされているんでしょうか。

**齊藤民義学校教育課長** 議長、齊藤民義。

**清水清秋議長** 学校教育課長齊藤民義君。

**齊藤民義学校教育課長** 献立につきましては、月1回、それぞれ学校の栄養士さんが集まりまして、次の月の献立を考えていただいております。当然、栄養のバランス、それからさまざまな子供たちの興味・関心、そういったものを勘案しながら、好き嫌いなく食べられるように、各学校ではそれぞれの学校の調理師さんと相談をしながらつくっていただいているところでございます。

**12番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番（高橋富美子議員）** わかりました。

あとは、先ほども市長の最初の言葉で、会食のときに30・10運動を徹底という話がありまして、ことしだったと思うんですが、教育委員会主催のそういうのに参加させてもらったときに、初めてやはり「10分ぐらいいは席について、皆さんお食事を残さないように」ということを話をされまして、私、今までいろいろなところに参加したんですが、そのような初めて聞いて「ああ、すごいことだな」と感心したところです。今後とも、続けてもらいたいと思います。

あと、家庭から排出される食品ロスというのも、600万トンの半分ぐらいが各家庭からということで、いろいろな取り組みを新庄市でもしていて、広報活動もこれからやっていくということなんです、食品ロスによって水分量が、本当に家庭から出るごみというのは大きなもので、そのエネルギーが大変なものになります。焼却することでCO<sub>2</sub>も増加してきます。また、処理費用は自治体の負担となります。一般家庭から排出されるごみの量というのは、わかる範囲でいいですので、年々ふえているのか減っているのか、お願いしたいと思います。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** ごみの量ということですので、私からお答えさせていただきます。

先般お配りいたしました主要施策の成果に関する説明書に記載させてもらっておりますが、全体的に見ますと、可燃ごみ、不燃ごみとも減っております。ただ、内訳としては事業系のごみが若干伸びている。家庭から出るごみは、人口減とともに、それに比例して減っているわけですが、事業系のごみが伸びているために横ばい状態にあります。

あと、それとは別に生ごみをモデル地域という形で回収させてもらっておりますので、その量が昨年ですと123トンになります。堆肥の量としては45トンですので、これが先ほど学校教育課長が答弁したとおり、学校の花壇でありますとか、野菜をつくっている農家のほうに回っておりますので、123トンから約36%の堆肥になりますので、地域循環をしているものだと思っております。

**12番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。なお一層、食品ロスを減らすような取り組みをともに行ってまいりたいと思います。

続きまして、災害に強いまちづくりについて伺います。

このたびの台風で、テレビにいろいろな情報が出まして、多くの自治体に避難準備情報というものが出ました。山形市とか米沢市、戸沢村においてもそうでした。新庄市は、幸いそういった情報は出なかったんですけども、これはどういうことかなと調べてみたところ、要援護者の方は速やかに避難所へということがありました。そしてまた、避難の準備をする。避難の持ち出し品、先ほどから自助という話がありましたけれども、最低3日分の食料とか、いろい

ろなものを準備する、そういうものだと思われました。

そこで、それは自助なので、自分の取り組みにはなるんですけども、例えば、新庄市民は一体どれくらいの方がそういったときに、こういう避難するための準備とかをやっているのかというのは、把握されていますでしょうか。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** 市民皆さんの割合というのは、私のほうではなかなか把握し切れていないわけですが、8月の講習会などでも、自助の部分でいうと、まず自宅を地震に強い建物に変えていくということもあるかと思えます。

あと小さいことでいえば、毎日の自分のバッグの中に、ホイッスルでありますとかファーストエイドなどを入れながら備えるということがあります。

あと、私も経験あるわけですけども、倒れている人を見たときに、実際手を出せるかというところ、頭の中ではわかっていても、血が出ていると、なかなか救急車を呼ぶというところまではできても、自分で心肺蘇生をするというところまでいきません。

日ごろ訓練をしていないとできないということもありますので、さまざまな機会を通して受けていただきたいと思っておりますが、何%の方が自分でということは、今のところ把握しておりません。講習会やパンフレットの中で、3日間の食料は自分の家で蓄えてくださいと言っているだけにとどまっておりますので、把握まではしておりません。

**12番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番（高橋富美子議員）** やはり、そういうことも必要なのではないかなと思いますので、広報などを通して啓発をしていただきたいなと思います。

あとそれから、自主防災組織ということで、先ほど市長から、今年度は47.47%まで組織率が向上したと伺いました。単年度ごとにといか、そういう目標を立ててはいらっしゃるのでしょうか。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** ことしは何%、来年は何%という段階的なものは持っておりません。ただ、昨年度、リーダー講習会の中で、自主防災組織の必要性を説明させてもらっております。そのおかげがありまして、平成27年度、今年度では10%ほど組織率が上がっておりますので、県の平均まではまだ遠いわけですが、いつ地震が来るかわかりません。幸い、洪水とか土砂災害については、ほかの地域よりは少ないかと思いますが、活断層はあるというのは現実でございますので、地震に備えた対応として、自主防災組織、両隣で支え合えるような組織を広げていきたいと思っております。

**1 2 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**1 2 番（高橋富美子議員）** 昨年12月の定例会でも、小嶋議員のほうから質問がありましたが、この組織を立ち上げているところの活動状況ということなんですけれども、先ほど避難訓練とかとありましたけれども、何カ所の町内会で行っているのでしょうか。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** 自主防災組織の数としては、現在、予定も含めて64組織になりますが、全てが自主的に避難訓練をやっているわけではございません。何カ所かに要請があって、その訓練のときに環境課の職員がお邪魔をさせてもらっております。その数はわかりますが、全てのところで、自主防災組織があるところで防災訓練だけやっているわけではございませんので、数

までは把握していないわけですが、内容としては、先ほど市長答弁の中で申し上げましたとおり、初期消火訓練から安否確認、炊き出しまでセットでされている町内も数ございますので、ぜひ、参考にさせていただきたいと思っております。

**1 2 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**1 2 番（高橋富美子議員）** やはり、自主防災組織を立ち上げただけでは、何の意味もなさないと思います。まずは、組織を立ち上げることで、そして訓練をしていないと、本当にいざ何かがあったときには、絶対に役に立たないと思いますので、しっかりと取り組むことも必要だと思います。

そしてまた、自主防災組織を立ち上げるときに、その組織にも補助が出ておりますが、そのときだけの補助ではなくて、そういう何か避難訓練とかをするときにも、そういう補助があってもいいと思うんですが、そういう点についてはいかがでしょうか。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** 現在、市の補助制度としては、議員がおっしゃいましたとおり、新設のときに20万円、2回目以降は半分もしくは上限10万円となっております。

先ほどの質問の中で、どれくらいの団体の方が避難訓練をしているのかという御質問もございましたが、避難訓練をすればするほど、やはりお金は町内から出ていきますので、今後、自主防災組織に避難訓練をというお願いをしているのであれば、反面、財政的な支援も視野には入れていかなくはないと思いますが、組織率を上げながら実効性のある活動も行っていたくように促していきたいと思っております。

**1 2 番（高橋富美子議員）** 議長、高橋富美子。

**清水清秋議長** 高橋富美子君。

**12番（高橋富美子議員）** ありがとうございます。

それでは最後に、ネウボラの取り組みについてお伺いしたいと思います。

先ほど市長から、本当に詳しくというか、新庄市では本当に一人一人に添ったいろいろな支援をしているんだなということを伺いまして、安心をしたところです。

ことしの1月に、新庄市の子育てハンドブックができて、本当に事細かに詳しく、本当に県内のどこよりもすばらしいハンドブックだなと思いました。

これを見ているお母さんたちも、一目でどこに相談に行けばよいか分かるということで、とても重宝しております。大変ありがとうございます。

先ほど、いろいろネウボラに対する各地域の取り組みも聞いたんですが、やはり、産前産後、また新庄市においては、これから母子コーディネーターの設置に向けて取り組むという話がありましたので、大変、うれしく思っているところなんですけれども、産前産後ケア、昨年開催されました、14名の方が参加された。

ただ場所は、これは戸沢村ということになっていたようです。今年度は、そういう県の事業がなくなりまして、例えば、予約をしてケアメニューがあるんですけれども、赤ちゃんの成長とか発達のこと、また、だっこの仕方など、そういう、10時から15時ということは5時間ぐらいですか、それで利用料金が1万円かかります。去年までは県の補助があったので1,000円だったんですけれども、今年度からは1万円です。

また、助産師さんが訪問ケアもしてくださるんですが、それも1回5,000円となっております。昨年度は、やはり県の補助があったために500円で済んでおりました。1万円、5,000円、その金額を聞いたときに、果たして利用する方が何人いらっしゃるのかなと思います。

本当に、「子育てするなら新庄」ということであれば、そういう本当に一番の小さいときの大切な時期に、いろいろな意味においてケアが必要なお母さんに対して、何とか補助があったらいいのではないかなと思いますが、その点いかがでしょうか。

**小松 孝健康課長 議長、小松 孝。**

**清水清秋議長 健康課長小松 孝君。**

**小松 孝健康課長** 新庄市の今現在の取り組みでございますけれども、先ほど市長答弁で述べました補足といたしまして、各種教室関係開催しているところであります。

まず、産前の取り組みとしましては、プレママ教室ということで、産後のイメージを持ってもらって、おむつの変え方とか産後鬱の予防、また沐浴の仕方などの講習を行っております。

また、産後の教室としましては、離乳食のとり方、食事の面からの教室の取り組みとか、また乳幼児相談として、年22回開催しておりますが、682名の方が参加しております。この中でも、個別に子供さんの状況などを確認しながら、お母さんの交流の場にもなっていると聞いているところであります。

また、最上学園の養育担当の保育士にお願いしまして、すこやかこども相談ということで、言葉が遅いとか、そういう部分での教室対応も行っているところであります。

やはり、新庄のネウボラ、今後の運営の仕方ということになっていきますけれども、やはり、産前産後のケアということが重要になっていきますので、今後、子育て世代包括支援センターの設置に向けて検討していきたいと思っておりますし、宿泊型のサービスを提供しているところもございますが、医療機関、産婦人科の入院できる環境にあるかどうかということも含めまして、今後、検討してまいりたいと考えております。

**12番（高橋富美子議員） 議長、高橋富美子。**

**清水清秋議長 高橋富美子君。**

12番（高橋富美子議員） 本当に、助産院とか医療機関と連携をしていただいて、本当に新庄のネウボラを、今以上にしっかりしたものにしていていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

清水清秋議長 以上で、本日の日程を終了いたしました。

## 散 会

清水清秋議長 あす9月13日午前10時より本会議を開きますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時31分 散会

平成28年9月定例会会議録（第3号）

平成28年9月13日 火曜日 午前10時00分開議  
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	小松孝	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	渡辺安志	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者 兼会計課長	伊藤洋一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	関宏之	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会  
事務局長

滝口英憲

農業委員会  
事務局長

荒澤精也

### 事務局出席者職氏名

局長 森隆志  
主査 沼澤和也

総務主査 三原 恵  
主査 早坂和弥

### 議事日程（第3号）

平成28年9月13日 火曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番 小関 淳 議員

2番 佐藤悦子 議員

### 本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ



平成28年9月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	小 関 淳	1. 市役所の職場環境について	市 長
2	佐 藤 悦 子	1. 市民の重要な財産である公共施設について、削減ではなく、長寿命化計画をということについて 2. 市の農産物の消費拡大と産業の振興、市民の所得を増やす取り組みについて 3. 子育て支援の強化について 4. 山交バス肘折線の廃止について	市 長

## 開 議

清水清秋議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

### 日程第1 一般質問

清水清秋議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は2名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

### 小関 淳議員の質問

清水清秋議長 それでは、最初に小関 淳君。

（4番小関 淳議員登壇）

4 番（小関 淳議員） おはようございます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

平成23年に策定された新庄市まちづくり総合計画は、前半の5年を経過し、今年度から平成32年度までの後半期に入っています。

その総合計画の初めには、計画の趣旨があり、そこには、社会経済情勢の変化に的確に対応し、住みよい地域社会を構築していくため、長期的展望に立って市政運営の根幹となる指針を定めるものと明記されています。

しかし、残念ながら、基本的な目標となる人口フレーム、平成32年に3万7,000人という数字は、もう既に有名無実と化し、昨年度までの

前期5年で3万6,000人台に突入しています。

これは、厳しい社会情勢や自然減ということもあると思います。しかし、この数字は、今まで進めてきた定住促進対策を初めとするさまざまな施策による人口抑制策は、ほとんど成果を上げていなかったと言わざるを得ない状況ではないでしょうか。

これから先、ぜひ計画の趣旨に記されているとおり、長期的展望に立って市政運営の根幹となることを肝に銘じて、後半の期間、市民のために住みよい地域社会の構築を目指してもらいたいと願っております。

ただ、目標とする平成32年度に人口3万7,000人を達成するためには、よほど有効な施策や事業を進め、人口をどんどんふやしていかない限り、目標実現は不可能です。

そこで今回は、今の地域と市民、そして未来を生きる子供たちのために、市役所の力を100%発揮してもらいたいという観点から、日々公務を進める市の職場環境についての質問に入りたいと思います。

市民が、より住みやすく快適に暮らせるまちにしていくためには、住民一人一人の意識の向上や日々の努力はもちろん大切ですが、医療福祉の充実や産業振興、教育振興などなど、それら市民の暮らし全体をサポートする市役所の機能充実は欠かせません。

その役所が、住民のためのさまざまな施策や事業を進めていくためには、職員一人一人が心身の健康状態を維持し、職務に意欲的に取り組めるような、風通しがよく働きやすい職場環境に整える必要があります。

しかし近年、職員の中には、体調を崩し職務に専念したくても、それがかなわない職員も少なくないと聞いています。

その要因には、職場内外のさまざまなことが考えられますが、中には職場内の人間関係に起因するようなケースも見受けられ、組織全体の

機能低下を危惧する声もあるようです。

これらの背景には、平成17年から国の通知を受けて、全国の地方自治体で行政改革がスタートし、定員管理の適正化や行政サービスを民間などに委託する指定管理者制度などが急速に進められ、職務内容や職場環境全体が激変したということも大きな要因の一つであると考えております。

それによって、行政のスリム化、財政の健全化などの成果はあったと思います。しかし、その反面、現場ではさまざまなゆがみが生じていることも事実ではないでしょうか。

このスリム化された職員体制で、社会の変化もスピードを増し、市民ニーズの多様化への対応や、それに比例したさまざまな国・県の補助事業対応などの仕事量が増大している。それをこなすために四苦八苦しているというのが、近年の職場の状況ではないでしょうか。

このような状況は、全国どこの自治体でも起きています。それを問題視し、職員の心身の健康を守り、組織力の低下を防ごうと、既に積極的な改善策に取り組んでいる自治体もあります。

そこで、現在の職場環境を市長はどのように把握しているのでしょうか。また、新庄市では、現在まで、どのような規定や制度を設け、職員の心身の健康を守り、職場の快適な環境づくりを実践してきたのでしょうか。

さらに、今後はどのようにして職場環境を改善し、市民の福祉向上のために有効な市役所にしていこうとしているのか、聞かせていただきたいと思います。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、市民のさまざまな行政ニーズに応え、新庄市をより住みやすく快

適に暮らせるまちにしていくためには、これを責務として担う職員一人一人の心身の健康維持は基本であり、とても重要なことであると考えております。

しかしながら、けがや内科疾患といった治療期間がある程度わかる身体面の故障以外の心の健康、特にメンタルヘルス不全の職員は全国的にも増加の傾向にあります。

精神及び行動の障害で長期の病気休暇を取得した職員の割合を、地方公務員安全衛生推進協会がまとめた平成26年度の数値で見ますと、平成21年度には職員1万人当たり114人であったものが、平成26年には124人と1割近い伸びを示しています。

また、全国で長期の病気休暇を取得した職員のうち、精神及び行動の障害を理由とした職員の割合は、平成21年度には47%だったものが平成26年度には52%と、半数を超えてなおふえ続けている状況にあります。

本市の状況は、さまざまな要因から心の健康面に問題を抱え、職場の上司や医療機関に相談したり、治療のために休業する職員もいるのは事実であり、30日以上長期休業を取得した職員の割合は、平成21年度の1.7%から平成26年には2.3%にふえております。このうち、傷病による長期休業が1.6%、心の健康面から休業に至った職員の割合は0.6%となっております。

全国の精神的な疾患以外の疾病による長期休業は1.1%、心の健康面は1.3%で、本市における心の健康面から長期休業に至る職員の割合は、全国よりも低くなっておりますが、早期の対策と職場復帰に係る支援の必要性を十分に認識し、取り組みの強化に努めておるところでございます。

本市は、職員の健康維持に関連する規定として、新庄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例並びに施行規則新庄市職員安全衛生管理規則がございしますが、具体的には心の健康の重要性

を理解するため、新規採用職員、主任・主事クラス、係長・課長補佐クラス、課長クラスといった、それぞれの職階ごとにメンタルヘルスに問題を抱える職員への気づき、対応、職場復帰に向けた支援のあり方を学ぶ研修に派遣し、また、希望する全ての職員が受講できるような体制を整えております。

また、職員から相談があったときの対応として、市の保健師と相談する機会を設け、必要であれば医療機関の受診を促し、また人事担当部局も相談の場に入り、場合によっては家族からお話を聞き、産業医の助言を得ながら対応しております。

一連の対応や、その後の経過は、職場の所属長と共有し、職場全体で支援する体制を整えております。

このことは、新庄市労働安全委員会で検討を重ねた職場復帰支援プログラムに、病気休業開始と休業中のケアに始まり、職場復帰後のフォローアップまでの対応について整理しております。

また、心の健康を害する要因の一つとして、さまざまなストレスがあります。労働安全衛生法では、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するストレスチェックの実施を義務づけており、本市においても、健康診断の時期に職員のストレスに対する自覚症状や勤務状況など、チェックリストへの記入を求めています。

これまでは、新庄市労働安全衛生委員会において決めた判定表を使用していますが、今年度は、業務を公益財団法人やまがた健康推進機構に委託し、個人の結果評価並びに高ストレス者の選定と医師への面接指導の要否判定を行い、高いストレス者には、本人に保健師や産業医、専門医への相談を促しております。

また、職員の心身の健康を守るために、ワークライフバランスの推進、配慮が重要であり、

ノー残業デーを設置するなど、定時退庁の奨励や休暇取得の促進について、課長会やグループウェアを通じ周知を図っているところであります。

さらに、よりよい人間関係をつくり、組織の活性化を図るためには、職場のコミュニケーションは非常に重要であるということ認識し、各職階ごとにコミュニケーション能力を養成する講座や研修に職員を参加させております。

新規採用職員には、フレッシュパーソンサポーター制度を設け、先輩職員が新採職員のための相談役となり、助言を行うこととしています。

主査以上の職員にあつては、山形県市町村職員研修所が行う階層別研修のマネジメント研修等への研修派遣を通じ、職場環境づくりの手法について学んでおります。

このように、職員の心身の健康維持と職場の快適な環境づくりのために、悩みを抱える職員の気づきと対応、周囲のサポート、またコミュニケーションの重要性と手法を学び実践する取り組みを、今後一層充実していくと考えておりますので、御理解お願いいたします。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） では、再質問に入りたいと思います。

市長の答弁、大分横文字もいっぱいあつて、かなりの量でさまざまなことに取り組んでいると、そのように認識しております。具体的にいうと、今現在の職場の風通しというか、そういうところは、見た感じ、どう感じていらっしゃいますか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 風通しというお話でございますが、どういう視点で風通しを見るかによって違うのかなと思います。

職場の情報共有という面でいいますと、毎週月曜日にはマンデーミーティングということで、職場内での情報共有を図り、また職場におけるさまざまな課題等についても、それぞれの業務のカテゴリの中で話し合える環境の整備に努めております。

また、業務以外のことについても、先ほどありましたフレッシュパーソンサポーター制度ですけれども、そういったことでの相談相手、それから職場内での、要するにチーム以外の相談体制といったものも、少しずつでき上がっているのかなと思っております。

そういった意味では、若干といえますか、職場内での情報の共有という面では図られてきているのかなというふうに評価しているところがあります。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 部下からの意見などもスムーズに聞けるような環境は整っているということよろしいですね。

上下のコミュニケーションをとっていく、あるいは同僚たちとのコミュニケーションをとっていくということは、非常に大切なことだと思います。しかし、先ほども私、申し上げましたように、社会が激変している中で、業務の中身も、あと、こなすスピードも要求される、そのところも全く変わってきていると、私は感じるわけです。

仕事量、それぞれ職員の皆さんが抱えている仕事量の均一とまではいかないまでも、仕事量が、Aさんは非常に大量の仕事を抱えていて、Bさんはちょっと少な目の仕事になってしまっているということはあるのか。そして、それを均等にするような何かはやっているのか、そこを聞かせてください。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 業務の多い少ない、個人によって違うかというお話かと思います。

イベント等、その時期時期によって集中するような業務があったり、もしくは締め切りのあるような業務がございます。一方では、コンスタントに平準的にやる仕事ということも一方ではあるわけで、当然、個人によって仕事の繁忙というものは違って来る面は、確かにございます。

そういった面では、平成15年、16年から組織のまずフラット化というものに挑戦させていただいております。いっぱい係のあった縦割りを、少し大きな大係制、今の室制に変えまして、その中で室の中でお互いに仕事を協力し合える体制をつくってきたということで、そういった意味では、少しずつ環境整備はさせていただいております。

ただ現実的に、それでは、みんな同じ仕事になるかといえますと、やはり、業務の季節ごとの繁忙、締め切りの繁忙というのは、どうしても拭えない面はあるんだということがございまして、少し、上司がその点について配慮しながら、仕事についての振り分けを行えるような体制も、一方ではまた一つ整えているということで、それがうまく機能するように、研修等を通じながら、階層別研修等で職員への周知を図ってまいりたいと思っております。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 仕事の量のことも配慮しながら、市政運営を進めているという認識でよろしいですね。わかりました。

先ほど、メンタルヘルスの答弁なども、市長の中にありましたけれども、私も一番大切な部分ではないかなと思います。そういう職員の状態というか、そういうのをいち早く知るために、いろいろなことをなさっているようですねけれども、職員個人から相談を受ける窓口のようなもの

のはあるでしょうか。もしあったら、どういう内容の相談を過去に受けたことがあるか。それをどのように処理をするプロセスというか、仕組みになっているか、その辺を教えてください。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** まず、窓口の件でございます。

窓口を1本にしますと、そこに行ったというだけで、圧迫といいますか、そのようなことになると悪いということも、一方ではございますので、我々とすれば、3本ほど用意してございます。

1つは、保健師さんの相談窓口。これは前に、メンタルヘルス関係の研修を保健師さん方に受けていただいた後、集中講座を受けてもらって、そういった整備もさせていただいたということもございますので、そういった面では、まず保健師さんへの相談窓口。それからもちろん、職場上司の相談窓口、そういったほかということになりますと、まれではございますが、私ども総務課のほうへの直接の御相談というものもございます。

そうした御相談を受けた後でございますけれども、まずは、どういう状況なのか把握することが、まず前提であります。我々総務課は、仕事をする場でございますので、まずは仕事のできる状態なのかどうかというところの判断が、一番最初に考えるべき点。

それから治療を要する状況であれば、それは治療をしていただかなくてはいけない。職場に來ているよりも、どうしても治療が必要なのであれば、休んで治療していただく。治療が終わった後で職場復帰してもらおうということになってまいります。

その職場復帰する際には、先ほど市長のほうから答弁のありました、職場復帰支援プログラムということで、治療の各段階ごとに、ただいま申し上げた機関が、それぞれ総合的に本人も

しくは家族とかかわり合いながら職場復帰への支援を行っている。

それは、体制的に一様ではございませんので、そのケースケースによって違ってまいります。ただ、ただいま申し上げとおり、職場復帰支援プログラム、そういったものを根底にしながら、今のところ進めているというところであります。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** 3本ほどの窓口はあるということですが、それが現在機能していると、十分に機能しているとお考えですか。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 今のところは、想定の中の機能維持を持っているのかなど。ただ、一部残念なケースもございますが、なかなか予想のつかないところもございます。そういったところで、我々の力の及ばない点もあったことは確かでございます。

基本的には、相談を受ける窓口、職員との対応の仕方、そういったことについても十分検証を積み重ねながら、各階層別、もしくは我々自体、管理職自体も必ずメンタルヘルス関係の研修を受けることが必修になってございますので、そういったことでは、一応の対応について周知しているはずでございますし、そういった面では、ある程度機能しているんだろうと思っています。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** 今、ある程度ということだったんですけれども、ある程度では、多分、もともと体調を崩される職員の皆さんがふえてくると思います。

先ほど、3本の窓口とおっしゃいましたけれども、保健師さんが窓口になっている、これは理解できます。あとの上司、あと総務課。例え

ば、上司と部下とのコミュニケーションがなかなかうまくとれないで、部下が悩んでいると、そういうときに上司に相談できるわけがないですよ。

あと、総務課に、人事をつかさどる、人事の配分をするような仕事をしている総務課に、悩みを、職場での、課内での悩みを打ち明けに行く。実際、スムーズにいくと考えていますか。その2と3の部分。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 上司とうまくいかない場合に、その上司に相談するか。上司になかなか相談できないので、保健師、我々のほうに来るわけです。そういった面では、3通りの相談窓口を持っているというのは、そのケースケースに応じて対応するということであります。

また、我々総務課のほうに相談に来るかというふうな話ですが、自分に適さない、自分に職務が適さない、もしくは、人間関係で悩んでいるんだと、将来的には異動をお願いしたいという話も何う、そういう面では、やはり総務課でないと、なかなかうまくいかないという面もございます。

ですから、一様に全部が総務課、全部が保健師と段階的にいくのではなくて、窓口がケースケースによって動くということでもありますので、そういった面では、広く相談窓口は庁内に持っているんだと理解しております。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** 窓口が3本で、それでいいのではないかということだと思います。しかし、最近の、よくパワーハラスメントとかそういうものが話題になっておりますけれども、ハラスメントのところで訴訟が起きていますよね、御存じのように。損害賠償請求というものがされていて、相談体制の不備、しっかりした相

談体制がない、不備などところには、損害賠償の支払いが求められていると、そういう判例もありますよね。

損害賠償云々で言っているわけではないですけども、私は、職員の皆さんが非常に働きやすい環境で市民福祉に貢献してほしいという思いで言わせてもらっているんです。全ての基本ではないですか。

今、ハラスメントという言葉が出ましたけれども、厚生労働省の委託で、ある企業が全国の9,000人の従業員に対して調査を行ったと。パワーハラスメントを受けたことがあるかという質問に対して25%、4人に1人がパワーハラスメントを受けたという回答をしているんですね。新庄市役所ではないと思います。しかし、過去にそのような相談を受けたことがありますか。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** 個々具体的なケースは申し上げられませんが、相談はございます。

**4 番（小関 淳議員）** 議長、小関 淳。

**清水清秋議長** 小関 淳君。

**4 番（小関 淳議員）** それがどういうことかは聞きませんが、具体的なことも聞きませんが、ないことはないんですよ。

では、本気でやっていただかないと、それこそ若い職員たち、特に若い職員たちが大変ではないですか。では、今、いらっしゃる課長の方々、パワーハラスメント研修やハラスメント研修みたいなものは受けたことがありますか。

**野崎 勉総務課長** 議長、野崎 勉。

**清水清秋議長** 総務課長野崎 勉君。

**野崎 勉総務課長** パワハラ、セクハラ等に限っての単一でのものはございませんけれど、ただ、階層別研修の中では、一つ一つ研修項目として出てまいりますので、どういう定義でどういうふうに対応するんだというのは、その階層別研修の中で習熟しているはずでございます。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 一応やっているということでもよろしいですね。

でも、私、いろいろな職員からちょっと聞くと、パワーハラスメントと思えるようなこと、そこに完全に該当することは、非常に微妙なところがありますけれども、そのような、そこに近いようなケースも見受けられます。

ぜひ、チーム新庄市役所みたいな思いを持っていただいて、そのベクトルが市民の福祉につながっていくんだみたいな大きなベクトルを想定していただいて、何とか働きやすい職場をつくっていただけませんか。

さっき、損害賠償の話もしましたけれども、パワーハラスメントで訴訟を起こされて、負けているケースがいっぱいありますよね、自治体で。企業も含めてですけれども。

ぜひ、若い職員のことを思って、いい職場にさせていただきたいと思います。

あと、ストレスチェックを実施しているということで、非常にいいことだなと思いますけれども、それをどういう過程で実際対応しているかというか、それを聞かせてください。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 ストレスチェックについては、毎年、これまでは健康診断の際にセルフケアの一環としてやっておりました。そのセルフケア、アンケート調査みたいなものですけれども、それを我々とすれば、セルフケアの一環ということで、これまで回収もしてまいりませんでした。自分でチェックしてくださいということでしたけれども、今年度からは、ストレスチェックが義務化ということになりまして、先ほど申し上げたとおり、委託していきながら、自分の高ストレス状況かどうかというようなところを判断していただくと。

その判断の段階で、主治医の先生の御意見を頂戴しながら、外への相談が必要なのかどうか、これは我々のほうに相談するのではなくて、職員本人が判断しながら、自分のストレス状況というのはどういう状況にあるか把握しながら、自発的に治療行為につなげるというのが、その目的です。

そういったことで、自分のメンタルヘルスの状況を確認しながら、どのような仕事の進め方、もしくは治療があるのかというところの参考にするということでございまして、場合によっては嘱託医の御意見を頂戴しながら、専門医にかかるといった場合もあろうかと思えますけれども、そういったことでのチェック体制に、ことしから移行していくということになっております。以上です。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） わかりました。

東根市は、「子育てするなら東根市」というキャッチフレーズで、今、定住促進策を唯一成功させているところなんですけれども、そこでもやはり、職員のメンタルヘルスの部分で悩みを抱えていると。

東根市では何をしたかということ、そういう心の悩みを抱えている人たち、職員のために、外部からカウンセラーを入れて、職員の相談に乗っています。

恐らく、新庄市でもそのようなことをすれば、メンタルヘルスの点でも有効だと思いますが、そのような方向性は考えていませんか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 東根市の取り組みも一つの方法であろうと思っています。

どのくらいのメンタルヘルス不全の方がいらっしゃるのかというようなこともあるんですが、我々とすれば、まずはセルフケアという形で、



自分のメンタルヘルスの状況を確認しながら、自発的にメンタル面での治療に当たっていただきたいということが前提だと思っています。

そうでないと、なかなか、無理やり行かされても、なかなか治療効果が上がらないというようなどころもございまして、そういった面では、そういう場合については、例えば専門医の紹介でありますとか、共済組合にもそういった相談窓口がございまして、そういったところに御紹介、その際には、人事担当、人事にかかわる職員のほうには情報が来ないようなシステムになっています。

担当職員から、真っすぐ共済組合関係の窓口、もしくは情報がそこに来て、いろいろな医療機関等のほうに回るといった体制になってございまして、カウンセラーを自分のところで招き入れるということも一つですが、今ある外部機関をいろいろと使いながら対応していくというのも一つの手であろうと今のところ思っていますし、そこをまずやっていきたいと考えております。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 外部カウンセラーも窓口も変わらず、今の現状のままで進めていきたいということでもいいですね。そのようにしか聞こえてこないんですけど、私の耳が悪いんでしょうか。

職場ドックというのは御存じだと思いますけれども、そのことによってかなり効果を上げている職場が多いと聞いています。御存じだと思いますけれども。

その職場の職員の方々の満足度が8割を超しているんです。それも、職場ドックというシステムは、職場の悪いところをピックアップしてどうこうするというのではないんです。いい部分を膨らませて大きくして、どんどん大きくして職場環境を変えていくという装置なんですね。

そういうものを、これからいろいろ勉強していただいて、据えていくような方向性は持っていないですか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 確かに、大規模な市、自治体のほうでは、職場ドックということでメンタルヘルス対策の1次予防の手法として取り入れているということを伺ってございます。

いろいろな段階で、職員の相互のコミュニケーションをしながら、いいところ、悪いところ、いいところを出し合いながら、再認識してこうという形の方法だと思っています。そういった面では、一つ、研修の方法としても方向性の一つとしてはあるのではないかと思います。

大々的に職場ドックというように銘打ってやるかどうかは別にして、研修の一つの手法としては、方法としていいのかなという感じは持ってございまして、なお、どのようなやり方がいいのか、どう進めればいいのかというところを、もう少し研究させていただきたいと思えます。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 何しろ、職員の皆さんがいい状態で働いてほしいわけです。ぜひ、前向きに考えていただいて、ぜひ進めていただきたいと思えます。

あと1つ、安全衛生委員会というのがありましたよね。安全衛生委員会は、どれぐらいの頻度で、中身はどんな感じで話し合われたか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 安全衛生委員会は、年に3回ほど会合を持っております。まず最初に、前年度の健康診断の結果について、新庄市職員がどういう状況にあるんだというところを確認しながら、自分たちが注意しなくてはいけないの

は、どういう健康面なんだというようなところを確認していくのが1点と、それから、2回目としては、職場の安全ということで、施設面の安全を点検してまいります。補修すべきところは補修する。なかなか一気に補修できないところもございまして、計画的に補修するところは計画的に補修するんだと。

それが終わりますと、第3回目ということで、産業医の須藤先生から市の職員の健康診断全体を見ていただいて、特に指導の必要な人には、文書を通知して指導していただいたり、新庄市職員の健康面での特徴といったもの、もしくは健康に配慮すべき事項なんかについての御講演をいただきながら、また、我々職員自身の健康面について配慮すべき点について確認させていただける、そういったことで、今、進めております。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) そういう委員会が機能していれば、非常にいいと思いますが、もっともっと、やはりメンタルな部分の議論も検討も必要かと思えます。ぜひ、名ばかりの委員会とか言われぬように、充実した委員会にしていきたいと思えます。それから1つ確認なんですけれども、労働安全衛生法の中に、安全衛生委員会の設置義務というのがありました。そこには、月1度の開催が義務づけられていますけれども、今、年3回ということでしたけれども、どういうことでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 一応法律上、毎月というのが建前にはなっていますが、健康面でございましてとか、もしくは施設面、チェックというようなことについて、毎月集まって云々ということというのは、実態的には非常に難しいというようなことで、新庄市ばかりではなくて、ほと

んどの県内の市町村においては、毎月やっているとところというのは例が少ないのであろうと思っています。

そういった意味では、必要があれば、その都度開きますが、最低限3回は開くという格好で、今、運用しているところとございまして、何分、そういったことで、必要な対応はさせていただいていると思っています。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 法令で義務づけられているのは月1回ということだけれど、年に二、三回しかしてないというのは、これ、違法ということではないのでしょうか。

野崎 勉総務課長 議長、野崎 勉。

清水清秋議長 総務課長野崎 勉君。

野崎 勉総務課長 月1回開きながら確認するというところとございまして、月1回開く意味、形式的に開けばいいのかという話とは違うんだらうと思っています。労働安全衛生法の趣旨からして、職員が健康で安全に仕事ができる環境整備ということがメインでございまして、そういった面では、必要な会合は持たせていただいておりますし、必要な改善については、その委員会の中でその都度行っているというように感じております。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

清水清秋議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 今まで、いろいろ聞いてまいりましたし、私も発言してまいりましたが、執行部側も、大変重要な問題であるということは認識していますよね。しているのにもかかわらず、私は法令を守らないということは、違法なのではないかなと、そういう認識がありますけれども、とにかく真剣にやっていたきたいんですよ。やればいいというような、そういうものではなくて。

これで質問は終わりますが、職員の皆さんが

働きやすい環境の中、心身ともに健康な状態で職務に専念してもらわないことには、地域振興や市民生活にダイレクトに影響してくるわけです。

ただ、相談窓口があります、メンタルチェックは実施していますだけでは、何の意味も持たない。職員のために、そして市民のために、本気になって、ちゃんと機能するような体制にしてもらわないと、もうそれこそ新庄に住んでいるみんなが困るわけです。

職場環境についての問題は……、頑張ってください。よろしくをお願いします。

**清水清秋議長** ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前10時59分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

### 佐藤悦子議員の質問

**清水清秋議長** 次に、佐藤悦子君。

(1番佐藤悦子議員登壇)

**1番(佐藤悦子議員)** 日本共産党の一員として、一般質問を申し上げます。

最初の質問は、市民の重要な財産である公共施設について、削減ではなく長寿命化計画をということについてお聞きします。

8月に公表された新庄市公共施設白書についてですが、「白書作成の目的は、公共施設マネジメントの取り組みの中で人口減少や少子高齢化が進み、公共施設の更新問題が全国的な課題となっており……この問題に対策を講じるための第一歩として作成した」と述べています。

「また、今後の取り組みとして、現在新庄市

が所有している公共施設全てを将来にわたり維持していくことは、財政負担が大きく、非常に難しいと言わざるを得ません。このような状況をしっかり把握し、市民の皆様と情報を共有しながら、公共施設全体の今後のあり方を一緒に考えていかなければなりません。そのために、国の要請に基づき、公共施設等総合管理計画を平成28年度中に策定し、公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示す」としています。

「この計画を市民の皆様にご理解いただきながら、継続的に公共施設サービスが提供できるよう、公共施設マネジメントに取り組んでいきます」、こう述べています。

白書を読んだ感想ですが、1つは公共施設削減はやむなしとの結論先にありきが強く感じられました。

2つ目には、そのために人口予測値を、国立社会保障・人口問題研究所が、今後人口減少対策を何もしなければこうなるとした推計値を意識的に使っているのではないかということを感じました。

というのは、社人研と簡単に言っておきますが、社人研が予測した2040年の新庄市の人口は2万7,018人です。しかし、新庄市には、みずから決めた人口ビジョンがあります。その2040年の人口ビジョンで総合対策を進めて、2020年の出生率が2.07向上して人口移動が均衡すると仮定した推計人口について、3万2,925人という数字を掲げております。

その人口差は5,907人という大きなものです。市が目標に決めた予測値を使わないのでは、人口減少に歯どめをかける市の姿勢が問われかねないのではないのでしょうか。

3つ目は、今年度中に公共施設等総合管理計画を策定すれば、その方針がそのとおりに進められてしまうのではないかという危惧を感じます。市民の皆様のご理解を得ながらと言っているわけ

ですが、白書を読んだの1つ目と2つ目の感想とあわせて考えると、この危惧は拭えません。

そこで、提案です。

第1は、公共施設等総合管理計画を立てるに当たって、公共施設の削減ありきの立場では、小学校をなくす統廃合、公立保育所を民営化するなど、子供にかかわる施設の削減を進めることにつながり、人口減少、過疎化を加速させることになり、地方創生と逆行するものとなります。

公共施設削減ありきではなく、今後も公共施設サービスを維持するとの立場から、英知を結集し市民に納得の得られる計画に仕上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

第2に、今後もこれまでと同じように公共施設サービスを維持していくためには、人口ビジョンを実現する必要があると、同時に地方創生の地方版である市の総合戦略を実現することが必要だと強く思います。

その立場から、分析のあり方として財政計画の土台となる人口予測を、社人研ではなく、当市の人口ビジョンのシミュレーションを使うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

第3に、財源不足から公共施設削減を進めようとしているようですが、インフラやプラントも削減できないのか、よく検討すべきではないでしょうか。また、耐用年数を50年から60年ではなくて、ヨーロッパのように90年から100年として計画を練るべきではないでしょうか。耐震改修をし、長寿命化計画で維持管理させるようにすれば、削減する必要はないのではないかと思います。

以上について、市長のお考えをお聞きします。

2番目の大きな質問は、新庄市の農産物の消費拡大と産業の振興、市民の所得をふやす取り組みについてです。

第1に、ある市内の産直に取り組んでおられ

る団体は、首都圏の保育所と提携して、米、農産物の消費拡大に成果を上げているとお聞きしました。行政としても、実際の取り組みを見ていただき、その取り組みに学んで生かしていくことはできないか、考えるべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

第2に、市内での新庄産米の消費拡大について、どのように取り組んでいるのかお聞きします。例えば、学校給食週5日、米飯にする。これは、例えば新潟県など米を産地とするところは当然のようにやっております。

学童保育、保育所のおやつにおにぎりなど実施へ補助というのもどうでしょうか。これは、さきの産直の団体が行っている先の、ある保育所のおやつはおにぎりだそうです。私は、この考えはすばらしいと思います。買ったお菓子を食べるより、おにぎりを食べさせたほうが子供たちの健康には絶対にいいと思います。

第3に、ふるさと納税について。

このたび、大幅な拡大が図られております。その教訓に学ばせていただきたいと思います。と同時に、返礼品の割合を今の5割程度から、必要な経費を含めて8ないし10割に拡大を目指してはどうでしょうか。

産業振興にと寄附者の方から希望があるような欄をつくり、そこに希望があれば、返礼品によっては割合を10割を目指して、新庄市の農産物及び産業振興に直接役立たせていただくことはできるのではないのでしょうか。

第4に、市内の再生可能エネルギーによるエネルギー自給率は幾らでしょうか。エネルギーの自給率100%を目指して、自給率の向上に正面から取り組んでいくことで、地区内の産業振興、雇用拡大につながるのではないのでしょうか。行政として、どのような方策を考えておられるのかお聞きします。

第5に、TPP推進では、食料自給率が下がるとはならないかと関係者の皆さんは大いに心配

しているところです。地方創生の取り組みと逆行するTPP協定の秋の臨時国会での批准は行わないよう、市長が率先して声を上げていくことが求められているのではないかと思います。お考えをお聞かせください。

3番目の質問は、子育て支援の強化についてです。

第1に、児童福祉法第24条は、自治体に保育の責任があるという立場が継続されました。認可保育所への受け入れを、当市では8カ月からとしておりますが、実際、経済的な理由や仕事上から、産休明けから設備のより充実した認可保育所に保育をしてほしいと希望する保護者が少なくありません。それも待機児と見るべきだと思いますし、市でも、産休明けから受け入れ可能にし、認可保育所を増設すべきではないでしょうか。

第2に、年度途中の乳児の受け入れができるように、年度当初から保育士を配置すべきではないでしょうか。公立保育所でこそ、体制をつくるべきだと思いますが、できないでしょうか。できなければ、民間立の認可保育所で受け入れられるように、県の事業単独の補助もあるようなので、それも使ってできるのではないのでしょうか。また、小規模保育施設や認可外保育所で受け入れできるように、保育士配置の市独自の補助が、今、本当に必要ではないのでしょうか。

第3に、保育所の待機児童をなくすためには、現状は認可外保育所をお願いしなければなりません。さきの6月議会で、私は、認可外保育所が認可に比べて事故が多いと述べました。内閣府の2015年1年分の死亡事故集計などを参考にした発言でした。

しかし、新庄市においては関係者の努力によって、事故は起きていません。その一言が足りなかったために、御迷惑をかけた発言だったと反省し、ここでおわびをいたします。

新庄市では、認可外保育所でも、人間の基礎

をつくるために最高の保育を目指して頑張っておられるからです。先生方への信頼関係から、就学前まで子を預けるという保護者もいます。しかし、1歳児以上は認可外保育所は保育料のみの収入で運営しなければなりません。

人間の基礎をつくる最高の保育を全ての子に保障するために頑張っている認可外保育所へ、1歳児以上の補助や小規模並みの補助を行い、保育士の待遇改善、経営安定化を図るべきではないでしょうか。

第4に、認可外保育所に第1子が入所した場合、第2子が保育料半額となっているのでしょうか。私はなっていないのではないかと見ております。これでは、公平な扱いと言えないと思います。公平な扱いとすべきではないでしょうか。

4番目の質問として、山交バスの肘折線の廃止問題についてお聞きします。

大蔵村では、村営バスをということで、今までのルートとは違う使い方という要望が村民の皆さんから寄せられているとお聞きしております。新庄市としては、鮭川村とのコミュニティーバスのような、新庄市民も使えるような喜ばれるものにすべきではないかと思いますが、どのような取り組みを考えておられるのかお聞かせください。

以上、第1回目の質問を終わります。

**山尾順紀市長** 議長、山尾順紀。

**清水清秋議長** 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

最初に、公共施設等総合管理計画に関する御質問であります。

公共施設の更新問題につきましては、8月1日の市議会全員協議会にて新庄市公共施設白書の報告を行い、本市の公共施設の現状を御説明いたしました。

その中で、今後老朽化する市有施設全てを維持管理し、改修や更新を行うことは、財政状況を考えると困難であることから、公共施設全体の最適化に取り組む方向性をお示したところでもあります。

1つ目の、計画と地域振興とのかかわりについてであります。

公共施設は、人口増加への対応や市民生活の向上を図る目的で、市民ニーズに合わせて整備してまいりましたが、人口減少や少子高齢化の進展により、その市民ニーズも変化しております。当然、学校や保育所などの施設は重要であることは変わりませんが、変化する市民ニーズに対応し、限られた財源で持続可能な行財政運営を行うためには、真に必要な公共サービスか否かを見きわめ、施設の機能や規模を見直していくことが必要になります。

これからの公共サービスは、施設ありきを前提にするのではなく、施設の持つ機能を重視し機能を維持しながら、複合化や多機能化により公共施設の有効活用を進めることで、魅力あるまちづくりの拠点とすることが必要であると考えています。

2つ目の人口ビジョンのシミュレーションについてであります。

新庄市公共施設白書では、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計値を使用していますが、現状把握という観点から参考資料にとどめ、人口減少を見据えた財政計画は具体的に示しておりません。

財政状況は、人口減少に伴ってさらに厳しくなることが予想されますが、今年度策定する公共施設等総合管理計画の中では、新庄市人口ビジョンを踏まえた財政シミュレーションを示すよう検討しております。

最後に、インフラプラント施設との関連、長寿命化対策に関する点でございますが、インフラやプラント施設は、建物系施設よりも市民生

活に直結しており、大きく削減することは影響が大きく難しいと考えます。

道路や上下水道などのインフラ施設については、維持管理の効率化を図るとともに、ごみ処理施設などのプラント施設は、今まで同様、広域化による効率的な運用を図ってまいります。

また、長寿命化計画による維持管理については、橋梁などのインフラの一部で既の実施しており、安全管理や経費削減の面で効果的であると考えています。

しかし、建物系施設の場合、長寿命化により財政負担の平準化を図ることができそうですが、結果的には、施設の生涯コストがふえる可能性もあり、安易に長寿命化することは適切ではありません。

施設の利用状況や老朽化状況を踏まえ、将来にわたって使用を継続するものについては、長寿命化も視野に検討し、それ以外のものについては、複合化や集約化により統廃合を進めることも必要だと考えております。

現在、市役所も築50年以上たっているわけですが、耐震化もオーケーだということで、耐震を図りながら丁寧に使ってまいりたいという考えであります。ただし、耐震に追いつかないものは新たに廃止あるいは統合しながら、市民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、市農産物の消費拡大と産業の振興、市民の所得をふやす取り組みという御質問であります。農産物の消費拡大についてですが、議員御指摘のとおり、生産者が消費者と直接つながることは、食の安全・安心や流通ルート確立といったさまざまなメリットがあり、農産物の消費拡大にはこうした取り組みもあろうかと思えます。

次に、消費拡大として学校給食や保育所でのおにぎり、おやつ提案ですが、小中学校の給食においては、食育の視点から食のバリエーシ

ョンを考慮した上で、各校の栄養教諭が献立を作成しており、週4日の米飯給食としております。また、公立保育所においては、年少から年長児は各家庭から白飯持参、ゼロから2歳児へは保育所において自己炊飯し提供している現状で、米の消費拡大に取り組んでいただいております。

なお、学童保育保育所のおやつ時のおにぎり提供については、調理器具や人員体制、衛生面、家庭での夕飯への影響などに対する保護者の理解が得られるかなど、さまざまな問題があり、実施は難しいのかと思っています。

また、提案で、いつも週5日の米飯給食というふうなお話を言っておられますが、きのうの学校教育課の答弁の中にありましたように、週5日で御飯を出しますと、献立により残渣が多くなるということもあり、それは消費拡大という観点ではないのではないのかという御意見もあることもお知らせしておきたいと思っております。

本市のふるさと納税、市の農産物の消費拡大と産業の振興、市民の所得をふやす取り組みについてという御質問であります。本市のふるさと納税は、昨年同時期に比べ、申し込みベースで3倍の実績となったり、その歳入増加分とさらなる実績上積みに向けた必要経費について、今議会で補正予算審議をお願いしているところであります。

昨今の報道でも明らかなように、ふるさと納税制度は、もともとの趣旨である地方に対する支援に加え、地域産品の通信販売的な側面も強くなってきており、特に、食品においては同品質の場合は寄附額が低くて量が多い自治体に申し込みが集中する傾向にあります。

こうした状況を鑑み、他自治体との競争力を高めるため、米と牛肉に関しては、これまで商品購入経費の率が5割のところ、6割へふやす対応を今年5月から行っております。

また、御指摘の返礼割合についてですが、前

述の6割返礼とした後は、本市の米の人気の高まっており、現在受け付けている新米予約については、ふるさと納税ポータルサイトの最大手である「ふるさとチョイス」のお礼品お気に入りランキング米部門で全国トップを一月以上、現在維持していることから、この程度の返礼率であれば、寄附者にも納得いただけているものと考えております。

国が高い返礼率に対して自粛を求める動きを見せていることや、制度の改正があった場合には生産者、流通業者ともに大きな影響が懸念されることから、基本的には5ないし6割の現状レベルを維持しながら、市の製品のPRの場として大いに活用していく考えでおります。

ただ、この制度への取り組みが全国的に激化している中、多くの人の寄附先として本市を選んでいただくためには、インパクトのある何らかの特徴が必要であり、寄附金の使い道の部分で特徴を打ち出すことは、今後、重要性を増すと考えています。

これを踏まえ、いただいた寄附金をどう使うべきか、どのように地域に還元していくべきか、またそれをどのように周知すれば、より多くの人から協力をいただけるのか、今後も検討してまいりたいと思っております。

エネルギー問題についてであります。本市における再生可能エネルギーによる産業についてですが、まず、エネルギー自給率は幾らかとの質問ですが、議員がおっしゃられたエネルギー自給率とは、地域のエネルギー需要に対し地域内の発電で賄われる割合のことと思われませんが、本市における再生可能エネルギーの自給の多くは、自家発電、自家消費によるものだと認識しております。

なお、再生可能エネルギー自給率については、国・県ともに3.2%であります。市町村単位での把握は難しく、国・県単位で捉えるのが妥当な指標だと考えております。

次に、エネルギー自給率の向上が地域内の産業振興、雇用拡大につながるのではとの御質問ですが、平成30年末に新庄中核工業団地に大規模バイオマス発電が稼働する予定であります。発電事業や供給事業のみならず、燃料となる材料の輸送や機械整備、施設整備など、さまざまな業種での産業振興、雇用の拡大が見込まれるものと思われまます。

山形県では、個人、法人向けの補助制度を設けている一方、市では個人向けの太陽光発電設備や個人事業所向けのペレット、まきストーブの導入補助を行っており、場面ごとに適切な支援を活用し、家庭や企業での再生可能エネルギー普及向上を図ることにより、再生可能エネルギーの自給率向上と産業振興につなげていければと考えております。

T P Pで食料自給率が下がるのではないかと関係者は心配していると、地方創生の取り組みに逆行するのではないかという御質問ですが、平成28年6月に農林水産省が作成した「T P Pに関する疑問にお答えします」によれば「交渉で獲得した措置と合わせ、国内対策により自給率の維持は可能と考えており、その上で基本計画に基づく各種施策を総合的かつ計画的に講ずることにより、自給率の向上に向けた取り組みを進めます」としており、地方創生と逆行することのないよう、食料、農業、農村基本計画に基づく各種施策の確実な実行を期待しているところであります。

次に、子育て支援の強化に関する御質問のうち、認可保育所での生後8カ月からの受け入れと、それに合わせた保育施設の増設についてであります。佐藤議員のおっしゃるとおり、本市では認可保育所の受け入れ年齢を生後8カ月からとしております。しかしながら、近年、保護者の要望もあることから、受け入れ年齢の見直しについて、市立保育所のみならず民間立保育所や小規模保育所事業所の意見も聴取しなが

ら検討を進めているところであります。

認可保育所の増設につきましては、今年4月に民間立認可保育所が2所開設され、定員数が106名の増、また市が認可した小規模保育事業所も、同じくこの4月に5所開設され、定員数で新たに91名の増加となっております。

そのうち、小規模保育事業所につきましては、原則3歳未満児の受け入れに特化した定員19名以下のいわゆるミニ保育園的な施設でございますが、児童の受け入れに際しての年齢の下限を設けておりませんので、施設の受け入れ体制に応じてではあります。産休明けからの受け入れも行っております。

さらに先日、国の通知により、その定員数について、保育士配置基準や施設の面積要件など、小規模保育事業所の設置運営基準を満たす場合に限り、定員を超過しての受け入れを認めることとされましたので、今後、各小規模保育事業者と協議検討を重ね、効果的な定員枠の拡大を図ってまいります。

なお、小規模保育事業所は認可保育所同様、児童福祉法によって法定化された事業、施設でありますので、設置認可及び運営基準も認可保育所に準じるものとなっております。認可保育所に比べて設備等が著しく劣るとは考えておりません。

いずれにいたしましても、今後、新庄市子ども・子育て支援事業計画を子育て支援の根幹に据え、増大する保育ニーズと保育の質の向上を目指して適切に対応してまいります。

続きまして、乳児の年度途中の入所希望に対する保育士配置の御質問でございますが、4月2日以降に3歳未満児が認可保育施設へ年度途中で入所した人数は、認可保育所13名、小規模保育事業所3名の計16名で、うち公立保育所への入所は7名となっております。

認可保育施設への入所は、市町村が利用調整を行うものの、保護者が入所施設の選択を行う



ことが基本であるため、保護者の意向が最も優先されます。そのため、3歳未満児のみならず、年度途中の入所については、公立保育所のみで受け入れを行うことは考えておりません。

また、保育士配置の市独自補助につきましては、各施設の認可された面積要件内での受け入れが必須であること、さらには法令によって施設事業の定員の上限が設定されているものもあることから、あらかじめ年度の途中入所を見越して新たな保育士を配置したとしても、途中入所の児童の受け入れが可能となるという単純なものではありません。

さらに、市内の保育施設では、先ほどの面積要件、定員をもとに既に上限で運営しておりますので、県補助事業の活用は非常に困難である状況にあります。

加えて保育士の処遇改善については、各施設に支弁している運営費総額の基準となる公定価格が、平成27年4月にさかのぼって約1.4%に改定されたため、本市も国・県とともに当該増加分の負担を行っております。これらのことから、現時点では市単独補助事業の創設に関しては、考えておりません。

いずれにしても、3歳未満児の保育需要が依然高い状況にあるということには変わりがございますので、支援事業計画、新制度に移行していただく予定の幼稚園について、認定こども園化を視野に入れるなどの対策を検討してまいりたいと考えております。

次に、認可外保育施設への補助についての御質問でございますが、本市では、平成12年度から新庄市認可外保育施設乳幼児育成支援事業費補助金を交付するとともに、平成16年度には新庄市認証保育所制度を設け、認可外保育施設の運営基盤の安定化と入所児童の保育の充実を図ってきたところであります。

同補助金の今年度当初予算額は2,717万7,000円を計上しており、また、当該予算には昨年度

から開始された子ども・子育て支援新制度が過渡期にある中で、新制度への移行を行いつつも、待機児童対策のため、今年度も認可外保育施設を継続して運営する事業者に対し、市単独の待機児童対策費補助金344万5,000円が含まれております。

今年度一般児童の受け入れを行っている認可外保育施設は、事業所内保育事業型の認可外保育施設1施設を除き4施設であります。この4施設の事業者については、認可保育施設も同時に運営いただいておりますので、当該4施設についても、各事業者との協議をさらに重ねながら支援事業計画に従い、早い時期で新制度への移行を完了させることによって、各施設への支援強化を図ってまいります。

続きまして、第2子の保育料半額についての御質問でございますが、本市の保育料の設定につきましては、従来から国基準に準拠して設定しており、実際の保育料額についても、国基準で示された保育料額の約67%で設定しております。

第2子の保育料半額につきましては、これも国基準に準じていることから、第1子が認可外保育施設に入所している場合であって、第2子が認可保育所施設の入所の場合は、同時入所とみなされず、第2子であっても保育料半額が適用されないこととなりますが、この取り扱いは従来から同じであり、また、新制度の開始によって国基準の保育料制度が子ども・子育て支援法施行令で規定されたため、実際の保育料以外にかかる保育料の段階区分設定や、多子世帯における適用条件も国基準に従うこととなります。

また一方で、本市では少子化対策の一環として、多子世帯における経済的負担軽減を図るため、市の独自事業である第3子以降の保育料免除事業に、平成25年度から積極的かつ集中的に取り組んでまいりました。今年度は、これをより一層拡充し、ほとんどの第3子の保育料を無料化することとしております。

今後は、この第3子の保育料無料化の効果を検証するとともに、認可外保育施設を新制度に誘導し、新制度対応施設とすることによって、第2子の保育料が半額となるよう努めるなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、山交バス肘折線の廃止についてですが、山交バス株式会社が運行する県立病院肘折線は、市町村をまたぐ地域間幹線系統であり、この路線の廃止に伴い、大蔵村におきましても村営バスの導入に向けて検討を進めていることについて、さきの全員協議会で御報告させていただきました。

これまで定住自立圏構想の枠組みを利用し、大蔵村と協議を行っておりますが、鮭川村営バスと同様、新庄市の乗り入れを行うことの意向を伺っております。

市としましても、大蔵村営バスの乗り入れにより市民が利用できることは、生活の足を守ることができる上、市単独でバスを運行するよりも効率的と考えております。

村営バスのルートについては、大蔵村の考えもあるかと思いますが、現状の路線の継続を前提とした市の意向も伝えながら、効果や効率性も考えながら、大蔵村との協議を進めていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 丁寧な答えありがとうございました。再質問をいたします。

公共施設の総合管理計画については、市長を先頭に腹をくくり、市民も含めた組織を立ち上げ、市民的な討論を起こし、英知を結集していくことが、どうしても必要だと考えます。

長野県飯田市では、あえて公共施設の廃止などの数値目標を出さずに、基本的政策の方向のみを住民に提示し、市内の各地区に将来の人口ビジョンそのものを委ね、地域ごとの下からの

計画づくりを住民自身に問いかけています。住民に、地域にある公共施設をどうしたいか考えてもらうとのことです。

公共施設は、住民のものであるという原点に立って、地域住民の潜在的な自治力が発現し、地域社会の再活性化に必要な公民協働の取り組みを展開させようとしています。住民による下からの自治計画が大事と思いますが、その点について、どうお考えでしょうか。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 総合管理計画に関しての策定方法、いわゆるどういうスタンスで進めるかという御質問でございますが、基本的に現在、白書として現状をお示ししております。今後の取り組みとしましては、この白書に関するシンポジウムを開きながら、現状の御理解を、市民並びに関係者の方に御説明しながら意見交換をしていくという場をまず設けたいと考えております。

一つ、今年度中に総合計画を策定するという御説明申し上げておりますが、基本的に、総合計画の中では一定の方針を示すと。全体的に、複合化なり統合についての前提条件を示すという形になっておりまして、具体的にどの地域にどのような施設を配置する、もしくは統合を進めるという計画については、これからの平成29年度以降の個別計画の中で策定する形になるかと思われま。

したがって、現状としましては、とりあえず方針的なものをまず策定いたしまして、今、おっしゃる地域的な課題については、それぞれの個別計画の中で整理していくのが妥当かと思っております。

ということでありまして、今年度の総合計画の中で、全て方向性並びに施設の対応が決まるということではございません。今年度の総合計画の中では、全体的な白書を踏まえた今後の課

題を整理していくということで、まずお考えいただきたいと思います。

ですから、個別計画の策定に当たりましては、佐藤議員のおっしゃるように、地域の方々の御意見、それぞれお聞きしながら、当然、現在の白書の状況を見れば、なかなか厳しいということは、まず前提としてはあるわけですが、さらにその地域としての特徴性を生かしながら、やはり新庄市としては地域の創生、地域の活性化にまずつなげていきたいと考えておりますので、そういうことで進めてまいりたいという考えでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今年度策定する総合管理計画に、公共施設の統合や廃止の方針が盛り込まれたとしても、絶対に強行しない、時間をかけて話し合い、住民の理解を得て進めていくことを約束していただきたいのですが、どうですか。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 公共施設等の総合管理計画の問題が出ましたのは、この5年ほどの問題でありまして、非常に財政担当者としては、非常に将来的には厳しいものだと思っております。

その中で、施設の統合化並びに機能強化というのは必要になってくるわけですが、今、おっしゃったように、一方的に施設を廃止するとか、一方的に進めるという形には、どこの団体も考えていないはずだと思っております。

やはり、市民のための施設をつくったわけですので、それを市民の意見を参考にしながら、今後の維持管理並びに施設のあり方も含めて御意見をいただきながら進めていくという立場には変わりありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。

将来の地域福祉の観点から、中心市街地にある公共施設の跡地については、秦野市に学び、社会福祉法人に貸し出すという方針はどうか。高齢者や障害を持つ方のための施設建設に当たって、経済的に弱い社会福祉法人は、土地代の安い郊外へと考えがちであります。中心市街地ならば、離れた家族が通いやすくなるからです。その点についてはどうでしょうか。

小野 享財政課長 議長、小野 享。

清水清秋議長 財政課長小野 享君。

小野 享財政課長 ただいま、将来のまちづくりに関しての御質問に類するかと思ひます。

この部分に関しては、まちづくりの観点もございまして、今の立場では明確にはお答えできませんけれども、そういう意見もあるということは踏まえながら進めさせていただきたいと思ひます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。

次に、子育て支援の強化についての①について再質問ですが、市民から、民間の保育関係者には積極的な情報提供をし、助成制度などあれば知らせて援助を強化することが重要ではないかという意見が寄せられておりますが、どうですか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 お話の情報提供ということなんですが、例えば、第3子以降児童の保育料免除等の申請行為につきましては、漏れなく全ての保育施設さんのほうに情報提供してございますし、さらに細かい部分、例えば、その制度の変更であったり、何し

たいということが、日々国・県から来るわけなんです、それに関しまして、メール等で全ての施設のほうに配信している状況でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） ありがとうございます。

3の②の質問の再質問ですが、ある認可保育所では、4月以降に途中入所児童7名を受け入れていますが、それ以上は施設としては無理ということで断っているそうです。途中入所児童のために保育士の募集をかけても、なかなか集まりにくいということをおっしゃっていました。

県の単独補助、入園安心サポート事業を使えば、年度当初から保育士配置が民間立保育所で行えるのではないかと思います、その点についてはどうですか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 市長の答弁にもございましたが、今現在、新庄市に所在する保育施設につきましては、施設要件、それから保育士の要件、全ていっぱい状況で実施してございます。要は、その施設で保育できる定員を見ていただいているということで、今現在、余裕がないということでもあります。

また、その施設面、いわゆる設備面でございますが、子供1人当たりに対して何平米と、そういった施設の要件がありますけれども、その要件に関しまして、全て上限でもって運営をしていただいております。今現在におきましては、県の補助金を活用できるような状況にはないというようなことでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 公立保育所でこそ、体

制をつくるべきではないかと思いますが、その点についてはどうですか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 佐藤議員の一貫した質問の流れの中で、保育の定員が少ないのではないかとというような印象だと思っておりますけれども、確かに、絶対量として考えた場合なんです、今現在におきまして、3歳以上児に関しましては、まだ定員が余っていると。ただ、3歳未満児に関しては定員以上の申し込みがあるというようなことでございます。

教育保育施設それぞれの絶対量ということでお話をさせていただいておりますが、今後、全体のバランスを見ながら、例えば教育施設のほうで余っている3歳以上児の部分について、3歳未満児のほうの活用ができないか。例えばの話なんです、幼稚園が認定こども園のほうに移行していただくと、そういった考え方をもとにしまして、今後進めていきたいと考えてございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 今後ということなんです、今現在、入れなくて悩んでおられるお父さん、お母さんがおられるということだと思っております。市でできない場合は、小規模保育施設や認可外保育所で受け入れできるように、やはりここは、今すぐにでも市独自で補助をつけてお願いすることが必要ではないかと思うんですが、どうですか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 確かに

今現在、困っていらっしゃる保護者の方がいらっしゃることも存じてございます。ただやはり、市独自で例えば補助をすると、その考え方につきましては、受け入れ先の状況もございまして、現状としては考えてございません。子ども・子育て支援新制度における支援事業計画、そちらをまずもとにしまして、来年度、例えば増員であるとか、そういったことには結びつくとは考えているんですが、今すぐどうこうできるといえるようには考えてございません。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 例えば、4月当初の児童数で、保育士が2人要らなくなったとって解雇するケースがよくあるわけですね。それよりも、年度途中の入所の児童のために雇用を続けて、受け入れしやすい体制をつくるべきではないかと考えるんです。保育士確保の体制をつくるのが、児童福祉法第24条の自治体の責任ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 その年度当初の保育士の解雇というような話は、確認して聞いたことはございませんが、こういったところをおっしゃっているのかわからないんですけども、少なくとも、保育に関しては地方自治体の責務であるというようなことは認識してございますので、保育士の確保も含めてですが、定員の確保、そういったところも、今後頑張っていきたいと考えてございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 多子世帯の保育料軽減は、大変喜ばれています。第3子保育料無料化について、保育関係者に先ほど周知していると

いうお話でしたが、本当に今、漏れなく支援につなげているのでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 第3子以降の保育料免除というようなことでの御質問だと思えますけれども、そちらに関しましては、市内に現有する全ての保育施設のほうに漏れなく御通知申し上げて、漏れなく申請をいただいていると考えてございます。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) それは大変よかったですと思います。

兄弟2人が認可外になっている場合、第2子の保育料が半額になっているのでしょうか。認可外にいる第2子には、1万2,000円の補助と聞いております。認可外の保育料も半額、認可外保育所というのは、保育料だけで運営しているわけですから、その保育料の半額を、新庄市で市単になると思いますが、こういう場合補助すべきではないでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 子供さんお二人が認可外であった場合については、新庄市の、先ほど市長が申し上げた補助金でもって救うことが可能でございます。

ただ唯一、上のお子さんが認可外、いわゆる認証保育所ですね、下のお子さんが認可保育施設、そちらに入った場合のみ、これが該当しないというようなことになります。

これは、私どもも以前から取り扱いについては不公平感があるのではないかと考えておった

部分でございます。既に検討はしておったところであるんですが、ちなみに今年度に関しましては、こういったケースがないというようなことで、今後につきましては、新制度への移行というようなことで考えていきたいというふうに考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 第2子保育料の半額について、第1子が小学校入学と同時になくなると聞いております。子育て支援拡充ということから、第1子が小学校以上であっても、半額保育料となるようにして支援することは考えられないでしょうか。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。

清水清秋議長 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 今、議員おっしゃったのは、県の制度としての補助だと思います。おっしゃるとおりで、国の制度、県の制度につきましては、同時入所というような部分が原則となっておりますので、おっしゃるとおりでございます。

それに関しましては、今後の国の制度変更等ございますので、それを見ながら検討してまいりたいと思います。

清水清秋議長 以上で、今期定例会の一般質問を終了いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を9月14日から9月25日まで休会し、9月26日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集願います。

本日は以上で散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時50分 散会

散 会

清水清秋議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日9月14日から9月25日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

平成28年9月定例会会議録（第4号）

平成28年9月26日 月曜日 午前10時00分開議  
議長 清水 清秋 副議長 石川 正志

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	山科正仁	議員	6番	佐藤卓也	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	小野周一	議員	12番	高橋富美子	議員
13番	下山准一	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	野崎勉	総合政策課長	小野茂雄
財政課長	小野享	税務課長	田宮真人
市民課長	加藤美喜子	成人福祉課長 兼福祉事務所長	佐藤信行
子育て推進課長 兼福祉事務所長	板垣秀男	環境課長	井上章
健康課長	小松孝	農林課長	齋藤彰淑
商工観光課長	渡辺安志	都市整備課長	土田政治
上下水道課長	松坂聡士	会計管理者長 兼会計課長	伊藤洋一
教育委員長	山村明德	教育長	武田一夫
教育次長 兼教育総務課長	荒川正一	学校教育課長	齊藤民義
社会教育課長	関宏之	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	高山学	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会  
局長

滝口英憲

農業委員会  
局長

荒澤精也

### 事務局出席者職氏名

局長	森隆志	総務主査	三原恵
主査	沼澤和也	主査	早坂和弥

### 議事日程（第4号）

平成28年9月26日 月曜日 午前10時00分開議

#### （決算特別委員長報告）

- 日程第 1 議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第55号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第56号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第57号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第58号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第59号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第60号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第61号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

#### （総務文教常任委員長報告）

- 日程第10 議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 請願第5号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続についての請願書
- 日程第12 請願第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について

#### （産業厚生常任委員長報告）

- 日程第13 議案第53号市道路線の認定について
- 日程第14 請願第4号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書提出についての請願
- 日程第15 請願第7号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願
- 日程第16 議案第63号平成28年度新庄市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第64号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）



- 日程第18 議案第65号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第66号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第67号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第68号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第69号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）

## 本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

- 日程第23 議会案第2号東日本大震災自主避難者への「住宅無償提供」の継続を求める意見書の提出について
- 日程第24 議会案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
- 日程第25 議会案第4号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について
- 日程第26 議会案第5号TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書の提出について

## 開 議

清水清秋議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

### 決算特別委員長報告

清水清秋議長 日程第1議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長森 儀一君。

（森 儀一決算特別委員長登壇）

森 儀一決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

決算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、要点のみを御報告させていただきます。

それでは御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託された案件は、議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの計9件であります。審査につきましては、9月16日及び20日の両日にわたり活発な質疑が行われたところであります。

初めに、議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の討論、また今田浩徳委員より認定することに賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第55号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第56号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第57号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第58号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第59号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第60号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第61号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

最後に、議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決及び認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託されました案件、議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第61号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決

算の認定についてまでの8件については、いずれも認定すべきものと決し、議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、可決及び認定すべきものと決しました。

議長よりよろしくお取り計らいくださいますよう申し上げ、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、委員長報告のうち賛成多数で認定すべきものとした件について採決いたします。

初めに、議案第54号平成27年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について採決します。

議案第54号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**清水清秋議長** 起立多数であります。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第60号平成27年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

議案第60号については、委員長のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**清水清秋議長** 起立多数であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第61号平成27年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決します。

議案第61号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**清水清秋議長** 起立多数であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、全員異議なく認定すべきものと決した議案第55号平成27年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号平成27年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成27年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号平成27年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号平成27年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての5件及び全員異議なく可決及び認定すべきものと決した議案第62号平成27年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第58号、議案第59号の5件は委員長の報告のとおり認定し、議案第62号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決しました。

## 総務文教常任委員長報告

**清水清秋議長** 日程第10議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第12請願第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に

係る意見書採択の要請についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長高橋富美子君。

(高橋富美子総務文教常任委員長登壇)

**高橋富美子総務文教常任委員長** おはようございます。

私から、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件、請願2件であります。審査のため、9月14日午前10時より新庄市民プラザ第5研修室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については、担当課の職員の出席を求め審査を行いました。選挙管理委員会より説明を受けた後に審査に入りました。

選挙管理委員会からは、この条例はお金のかからない選挙、立候補の機会均等と候補者間の選挙運動の機会均等を実現することを目的に設けられた制度である。本市条例の根拠は、公職選挙法並びに公職選挙法施行令の規定に基づいており、具体的には市議会議員選挙については、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成に係る費用、市長選挙については、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成に係る費用に加えて選挙運動用ビラの作成にかかる費用が対象となっている。このたび公職選挙法施行令の一部が改正され経費の限度額が改正、施行された。条例に規定する各単価については、公職選挙法施行令に準拠していることから必要な改正を行うとの説明がありました。

また、選挙管理委員会より、公費負担に関する単価については、国で3年に1度の参議院議員通常選挙の年に額の見直しを行うこととなっ

ている。このたびについては、消費税率が平成26年4月に5%から8%に引き上げられたことを踏まえて改正を行うものである。また、適用される選挙については、条例施行日以後に告示される市が執行を管理する選挙からとなり、次の新庄市議会議員選挙から適用となるとの説明がありました。

審査に入り、委員より、3年に1度参議院議員選挙の年に見直しされ今回9年ぶりに改正されるということだが、消費税の問題だけで改正されたのかといった質疑があり、選挙管理委員会からは、前回平成25年7月に参議院議員選挙が執行され、ことし7月10日に執行された参議院選挙までに消費税の改正があり、レンタカーの使用やビラ、ポスターの関係で見直しがなされたといった説明がありました。

委員から、選挙運動用自動車の使用ということで、全部が対象と考えていたが、タクシーの場合は見直しの対象となっていない理由についてといった質疑があり、選挙管理委員会からは、見直しの根拠の詳細については把握していないといった説明がありました。

また、委員より、限度額を引き上げることによって立候補しやすい環境になればいいことだといった意見がありました。

委員よりほかに質疑はなく、採決の結果、議案第52号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続についての請願書についてであります。

現状確認のため総務課職員の出席を求め、審査を行いました。

委員より、住宅無償提供について、新庄市の状況、新庄市に避難してきた理由、支援が打ち切られた後の意向調査についての質疑があり、総務課からは、新庄市には現在13世帯31名の避難者がいる。避難指示区域以外からの避難につ

いては、来年度からの住宅の支援が打ち切られることになっている。新庄市においても5世帯13人が影響を受けることになるといった説明がありました。

また、新庄市には縁がなくて来た方もいるが、勤め先が新庄と関係がある、親戚がいるというのが大半である。今後の意向ということについては聞いていないが、将来的には帰りたいというのが本音であると思うとの説明がありました。

委員から、解除されても帰りたくないという意見を持っている方もいる。逆に新庄にいてもらいたい。受け入れの方法を考えていくべきだと思うが、そういった支援とかについての考えはないのかといった質疑があり、総務課からは、被災自治体では避難指示の解除があればできる限り帰ってほしいというのが本音であり、このため他県での住宅支援が廃止されることとなった。新庄市に5年も住んでいる方々もいる。新庄にいるうちは支援していきたいと考えているといった説明がありました。

また、福島県の住宅支援については、無償での貸与が平成29年3月31日で打ち切られるというかわりに平成29年度から2年間という限度だけが民間アパート家賃の補助が始まる。初年度に家賃の2分の1、2年目に3分の1を補助する新しい支援策が予定されているとの説明がありました。

委員より、国とか福島県の方針は絶対なのか。新庄市独自で支援事業をするというのは可能なのかといった質疑があり、総務課からは避難者に対する住宅支援は災害救助法の法律の中で都道府県が行うことになっており、福島県、宮城県、岩手県も山形県に対して住宅支援の要請をしている。その関係で県営住宅等への入居が無償であったり、民間にも支援があるのはそういうことである。こうした法律上の枠組みとは別に支援することは可能であり、新庄市も定住促進住宅に住宅を提供していた経過があるので、

希望があれば検討する余地があるとの説明がありました。

委員から、避難者の方は住宅問題だけでない。相談を受ける体制をとっていくことが大事であるといった意見。5年半が経過しているが、住宅問題に限らずいろいろな問題がある。それを全部まとめたものを意見書として出すべきといった意見が出されました。

また、請願者については福島原発被災者フォーラムだけで請願を提出する形のほうがよかったのではないかと。また、請願の審査については請願者の意見を聞く場を設けた方法をとって審査していくべきだといった意見が出されました。

また、委員から、国に対して再考すべきと要請するのはいいと思うが、県に対しての要請というのはいかがなものかといった意見。また、別の委員から、国のエネルギー政策の流れの中でこのような事故が起きた。国に絞って意見書を出していくのがいいといった意見が出されました。

その他意見が出されましたが、採決の結果、請願第5号については、全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請については、現状確認のため学校教育課職員の出席を求め審査を行いました。

審査において、委員から、3分の1になったということで教育の中身がどうなったのかといった質疑があり、学校教育課からは、基準額掛ける教職員定数という形で山形県に教職員の給与の費用が支払われることになる。給与を下げた分で加配教員を各県でふやすということで臨時の教員がふえてきている。それが教育の質を落としているのかどうかということは判断が難しいとの説明がありました。

また、学校側の要望として、個別学習指導員

の配置の要望が多くなっている。発達障害と  
われている子供がふえているということもあり、  
市で配置していただいているといった説明があ  
りました。

委員から、文科省はどういう方向性を持って  
いるのかといった質疑があり、学校教育課から  
は、文部科学省としては2分の1を堅持したい  
という方向であったが、3分の1になったとい  
うことで、2分の1という考えは持っている  
と思うとの説明がありました。

委員より、通常の小・中学校と萩野学園のよ  
うな義務教育学校の負担率はどうなっている  
のかといった質疑があり、学校教育課からは、負  
担率は同じであると説明がありました。

委員より、実際の学校の現場は大変だ。現場  
のことを理解して応援してあげるべきであり、  
意見書を出して応援してもらうようにするべき  
であるといった意見が出されました。

委員より、現実的に先生方の仕事量が多いと  
すれば維持するためにもとに戻してもらうよう  
なお願いをするべきであると思うとのことで、  
意見書提出には賛成だとの意見がありました。

その他委員間で討議をした後、採決した結果、  
請願第6号については全員異議なく採択すべ  
きものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました  
案件の審査の経過と結果についての報告を終わ  
ります。よろしくお願ひいたします。

**清水清秋議長** ただいまの総務文教常任委員長の  
報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第52号新庄市議会議員及び新庄  
市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等  
の公営に関する条例の一部を改正する条例の制  
定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 消費税が5%から8%  
になったことを受けてこの改正が行われている

ようだという新しい話が聞かされました。

ちょうど市議選挙を考えてみますと、4月か  
ら消費税が上がったように思います。その時点  
で今までの公営内の金額で不十分だった候補者  
がおられたのかお聞きします。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 議長、高橋富美  
子。

**清水清秋議長** 総務文教常任委員長高橋富美子君。

**高橋富美子総務文教常任委員長** そのことにつ  
いては、委員会では特に発言はありませんでした。  
以上です。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 私も候補者の一人でこ  
の公営を使わせていただいて選挙をした者の一  
人ですが、今までの公営の金額でこの項目につ  
いては、私は十分だったと受けとめております。  
ふやす必要はないと考えております。それにつ  
いてそういった話はなかったのか。

また、もう一つは、市民は年金が下がり収入  
も下がり、税や税外負担の重さで苦しんでいる  
市民がふえております。そういう中でこの公営  
の十分と私は受けとめているような内容を上げ  
る必要があるのかという話はあったのかお願ひ  
します。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 議長、高橋富美  
子。

**清水清秋議長** 総務文教常任委員長高橋富美子君。

**高橋富美子総務文教常任委員長** 先ほども申し上  
げましたが、委員会では特に発言はありません  
でした。上位法の改正ということですので、よ  
ろしく御理解お願ひします。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**清水清秋議長** ほかに質疑なしと認めます。よっ  
て、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ  
討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君、反対討論ですか、賛成ですか。

1 番（佐藤悦子議員） 反対討論です。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

（1 番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について委員長はこれによしという立場でありましたけれども、2つの理由から私は反対です。

1つは、市民の状況が年金は下がり、収入は下がり、税が税外負担の重さに苦しむ市民がふえております。そういう中でこの部分を上げていいのかということです。

もう一つは、今までの公営の金額で十分にやっていると感じております。そういう意味でこの部分についてふやす必要はないと考えます。

以上です。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思いません。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第52号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定については反対討論がありますので、起立採決いたします。

議案第52号については委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

清水清秋議長 起立多数であります。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第5号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続についての請願書について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第5号「福島原発事故避難者への住宅無償提供」継続についての請願書については委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって請願第5号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の要請については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって請願第6号は委員長報告のとおり採択されました。

### 産業厚生常任委員長報告

**清水清秋議長** 日程第13議案第53号市道路線の認定についてから日程第15請願第7号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願の3件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤義一君。

(佐藤義一産業厚生常任委員長登壇)

**佐藤義一産業厚生常任委員長** おはようございます。

それでは、私から産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案1件、請願2件です。審査のため、9月15日午前10時より、市民プラザ第5研修室において委員9名全員出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第53号市道路線の認定については、都市整備課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

都市整備課の説明では、常葉町1号線については、民間の宅地開発に伴う道路について市に寄附を受けたことにより新庄市市道認定要綱に基づき認定するものと説明がありました。

審査に入り、委員からは、接続する市道である上万場町・常葉町線は道路の幅が狭いのでし

っかりとした除雪が必要だといった意見や流雪溝整備も必要ではないか。また、緑地の管理は徹底してほしいなどの意見が出されました。

都市整備課からは、開発地内に売却していない土地が今のところ随分あるので、そちらのほうに当分の間、排雪した雪を置けるのではないかと。また、その後については、緑地を利用するなどとし影響が出ないような除雪を考えていきたいとの説明がありました。

また、流雪溝整備や緑地の管理についての委員からの意見に対し、都市整備課からは、沖の町・常葉町線については、現在流雪溝整備が進んでおり、例えばこの水を操作して開発地に振り向けることも可能だと思うが、現在整備中であり今後検討してまいりたい。緑地等の管理については、現在直営で草刈り等を行っているが、何分その箇所が多くなってきているため今後は外注も含め管理をしていかなければならないと考えているとの説明がありました。

採決の結果、議案第53号については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第4号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書提出についての請願については、請願の紹介議員の出席を求め審査を行いました。

また、説明員として成人福祉課の職員の出席を求め、福祉用具、住宅改修の給付実績等についての現状を伺いました。

審査において、委員からは、願意に反対するものではないが、やはり給付と負担というところの両輪を考えていかないとこのような助け合いの法則がだんだん崩れつつあるので背景としては非常に厳しいといった意見や、今まで軽度の介護者の人たちが福祉用具1割、2割で借りられたものを全額支払うことになれば、逆に介護度の重篤化を招くものではないかといった意見などさまざまな意見が出されましたが、採決の結果、請願第4号については全員異議なく原



案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、請願第7号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願については、請願の紹介議員の出席を求め、審査を行いました。

また、説明員として農林課の職員の出席を求め、TPPの現状を伺いました。

審査において、委員から、国の主権、国民に対して主権を守るというような立場である方々が、国民に対して対外的な行為義務がある等の協定があるにしても明らかにできないことはおかしいといった意見や、アメリカで大統領選に立候補している2人がTPPには反対しているという状況の中で、全世界に先駆けて日本が最初に批准することはおかしくないか。また、今月から始まる臨時国会においてもTPPの十分な協議を踏まえ、内容を明らかにし、農業への支援策についてもう一回真摯に議論していただきたいといったほうが現実的ではないか。また、前回新庄市議会として提出した意見書の継続性という観点からも情報開示の徹底や今後の支援策についての意見書を出したほうがよいのではないかとさまざまな意見がありましたが、採決の結果、請願第7号については、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について報告を終わります。ありがとうございます。

**清水清秋議長** ただいまの産業厚生常任委員長報告に対して質疑に入ります。

初めに、議案第53号市道路線の認定について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討

論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第53号市道路線の認定について、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書提出についての請願について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第4号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書提出についての請願については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択されました。

次に、請願第7号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願について、質疑あり

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 賛成ですか、反対ですか。

1 番(佐藤悦子議員) 賛成です。

**清水清秋議長** 原案に賛成討論として佐藤悦子君。(1番佐藤悦子議員登壇)

1 番(佐藤悦子議員) 請願第7号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願に賛成討論を行います。

私は、国民の食の安全を守る立場から賛成討論を述べたいと思います。

第1に、アメリカの食の基準をTPPによって押しつけられるおそれがあるということについてです。アメリカの食品異物混入基準は、ウジ虫、ハエの卵、ネズミの毛、カビが食品に混入していてもオーケーなのです。TPPでこのようなアメリカの基準が押しつけられるおそれがあります。

9月26日付の新聞農民によれば、レーズンに混入するハエの卵227グラムのレーズンに対して35個の未満ならオーケーだそうです。マカロニに混入するネズミの毛はマカロニ225グラム当たり4.5本ならオーケー。トマト缶詰に混入するウジ虫はトマト500グラム当たり2匹未満ならオーケー。冷凍イチゴは菌糸、いわゆるカビの存在率45%以下ならオーケー。サクランボジャムでは菌糸、いわゆるカビの存在率が30%以下ならオーケーというのです。

アメリカの食品医薬品局(FDA)が、こんな食品異物混入基準を定めていることがホームページから明らかになりました。

FDAは、保健福祉省に属し、農務省が所管する食肉等加工品、卵加工品以外の食品全般の

安全規制を担当している政府機関です。

異物混入基準は、「欠陥ハンドブック」に記載されており、加工品113品目について定められています。欠陥レベルは、FDAが食品衣料品化粧品法に基づく差し押さえなどの法的措置を発動するかどうかを決定する基準です。逆に言うと、基準未満であれば人間が食べても健康を害さないとして許容するというものです。カビについては、ハワード法という計測方法で、顕微鏡で観察される菌糸の存在率をパーセントで示します。これは菌糸数ではありませんが、食品へのカビの混入を認めていることは紛れもない事実です。

FDAは、加工食品について適正製造規範を定めていますが、同時に自然由来で不可避の異物を認めています。その理由は、異物を全く含まない食品の生産は、経済的に実現困難であるからと言っています。つまり、経済効率優先でウジ虫やハエの卵、ネズミの毛、カビを含んだ食品も合法とするというわけです。FDAは、これらの異物を無害で自然に発生する不可避の異物としています。しかし果物にたかり、ふん便や腐敗動物には接触しないとされるショウジョウバエの卵やウジだけでなく、「欠陥ハンドブック」はその他のハエも含めて基準を定めています。ネズミや昆虫、カビが無害とは到底言えないでしょう。こういう基準の結果、アメリカでは食虫の習慣のない人でも年間およそ450グラムの虫を口にしているとも言われています。

日本では、2014年12月にインスタントカップ焼きそばペヤングにゴキブリが1匹混入していたことから保健所はメーカーに製品回収を命じ、メーカーは5カ月にわたって製造を中止し、工場改修などの再発防止策をとりました。日本の食品衛生法は、不潔、異物の混入または添加、その他の事由により人の健康を損なうおそれのある食品の製造・販売などは禁止しています。

異物の定義は定められていませんが、通常食

品に入っていないはずのものが異物と判断されます。ゴキブリは異物であり、どのような病原菌を持っているかもわからないので、人の健康を損なうおそれがあります。日本の法制度は、こういう異物が混入した食品の流通を認めていないのに対して、アメリカでは一定のレベルまでは許容するというわけです。

もちろんTPPが発効したとしてもアメリカの異物混入基準をクリアした食品がすぐに日本に入ってくるわけではありません。しかし、TPPの食品安全基準の原則は科学原理主義であり、科学的証拠がない限り規制措置を認めない立場です。WTO（世界貿易機関）が、科学的証拠が不十分な場合にも暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができるという予防の原則を認めているのとは大違いです。

FDAは、今や食品衛生のグローバルスタンダードとなった感があるHACCP（ハザップ）の開発者です。TPP流、科学原理主義のルールのもとではFDAの基準は科学的証拠に基づく基準として絶対化されるおそれがあります。TPPのもとでウジ虫やハエの卵、ネズミの毛、カビの混入を認めるFDA基準をクリアした食品の輸入を拒否した場合、アメリカ政府の圧力にさらされるおそれがあります。

また、アメリカの食品企業がISD（投資家対国家紛争解決）提訴を突きつけることも大いにあり得ると言わなければなりません。

第2に、TPP協定には食の安全に脅威となる規定が設けられているということです。

第2章第27条によって遺伝子組み換え食品の輸入が増え、私たちの食卓に一層進入することになるとともに遺伝子組み換え食品表示に対しても脅威になり得ることになります。

第5章第10条では48時間で通関させることが明記されています。2009年の財務省の調査でも輸入手続の平均所要時間が一般貨物で62時間余り、動植物検疫では92時間余りかかっているの

です。それを48時間にさせることになりますと、検査体制の規制緩和、輸入食品の安全チェックの空洞化で食品の安全が脅威にさらされることになります。

第7章の衛生植物検疫（SPS）措置のことですが、これまで狂牛病と言われるBSEがアメリカ国内で発生した場合、アメリカから牛肉輸入が全面禁止されていましたが、この規定によって発生地域の牛肉だけの禁止となり、ほとんどのアメリカ産牛肉の輸入は継続されます。これは、狂牛病と言われるBSEに限らない鳥インフルエンザから口蹄疫、さらに植物のウイルス汚染、病害虫も対象となるのです。

第8章の貿易の技術的障害（TBT）措置については、日本の食品表示のあり方を決めるときアメリカ関係者やアメリカ多国籍企業関係者が審議会に参加できることになります。製造年月日表示がアメリカ政府の要求で撤廃させられたような事態が恒常的に起き得ることになります。

第9章がISDS条項です。対象外となっているのはたばこの規制だけです。食の安全が対象外とされていません。ISDS条項の発動を避けるために政府の食の安全に対する規制が後退することになることが想定されます。

第25章規制の整合性では、規制の廃止を含めた変えざる規制の見直しを義務づけています。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、簡潔に委員長報告に対しての趣旨をきちっと述べて賛成討論してください。

**1 番（佐藤悦子議員）** はい。

ということで、途中になりましたが、言わせていただきますが、規制改革ということでTPPと一緒に非関税障壁の撤廃に向けて動き出すことになり非関税障壁の最大の関門と言える食の安全規制にとって最大の脅威となるということが書かれているのです。

3つ目の理由として、日本で認めてこなかっ

た食品添加物も認めねばならなくなるということもあります。

そして、第4に、輸入急増が食の安全を脅かすということです。日本の食料自給率は39%です。先進国の中で最低と言われる食料自給率となっています。現在世界から3,200万トン、国民1人当たり252キログラムの食品を輸入しています。そのうちTPP加盟輸入11カ国からの輸入量は61.88%です。これが、TPPが批准されて進めていけば輸入額は3.2兆円、そこから増加すると国会で大臣が答弁しています。今でも輸入食品の検査率が低い。8%です。さらに違反とされたそのものが全量消費されていたということが2014年明らかになっています。TPPによる輸入食品の急増の中で、食品衛生法違反輸入食品の国内流通、消費、販売はあり得ると当時の厚生労働大臣は4月22日に認めました。

最後に、TPPはアメリカ政府と多国籍企業が主導で進めており、事実上の日米FTAとも言えるものです。アメリカ政府はBSE規制の全面撤廃、米国並みの食品添加物の早期承認、コストハーベスト農薬の食品添加物表示の撤廃、残留農薬違反に対する措置の緩和などの要求をもち続けています。

アメリカ政府がTPPの食品安全に係る状況を通じて日本に対する対日圧力を強めてくることは明らかです。

臨時国会でのTPP法案は批准せず、廃案にするしかないとは私は考えます。そういう意味でこのたびの委員長発議の臨時国会でのTPP協定に批准しないことを求める請願は不採択ということには異議を申し上げます。

以上です。

**清水清秋議長** ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時52分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

請願第7号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願について、委員長報告は不採択であります。請願第7号については原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**清水清秋議長** 起立少数であります。よって、請願第7号は不採択とすることに決しました。

## 日程第16議案第63号平成28年度新庄市一般会計補正予算(第3号)

**清水清秋議長** 日程第16議案第63号平成28年度新庄市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関しましては既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

**16番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番(石川正志議員)** 私のほうから1点だけお伺いいたします。

補正予算書12ページ、2款1項7目企画費の中のふるさと納税システム初期構築という補正予算を計上されておりますが、事業の効果をお

伺いたします。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** ふるさと納税のシステムの関係で今回補正予算をのせてございます。

ふるさと納税につきましては、昨年度を超える寄附が集まっているような状況でございます。それで、ふるさと納税の管理をする、あるいは問い合わせに対して対応するということでの件数もかなりふえているところでございます。

それで、管理するところでは一般的な表計算ソフトのエクセルを使っておったわけでございますけれども、既存の一般的なソフトでございまして、1万件を超えると1つのファイルでは処理し切れないという状況になっております。

それで、問い合わせがあったときにお名前とかそういったところを確認しているいろいろな状況を受け答えするわけですが、その部分でかなり時間がかかってしまうということもあわせて、そういったシステムを変えるということが1つございます。

あと、返礼品の問い合わせというところはかなり多くウエートを占めております。これにつきましては、個人情報ということもあわせて、商品の問い合わせにつきましては発送元への個人情報もお知らせしますよというところで合意をもらっているわけなんですけれども、いろいろな証明書のものでありますとかも来たりして一元的にEメールで対応していたところでございますけれども、今回システムの改修に伴いまして、いわゆる商品のものにつきましては、直接、実際にはもがみ物産館で対応になりますけれども、そちらのほうに真っすぐ行くというシステムに変えているところです。それにつきましては、一般的な証明書、つまり行政で発行すべきものについては直接私どもに来る。返礼品については真っすぐ発送元に行くということで、こちらでの事務量も減らすというところがございます。

います。

また、いろいろこちらから発送物がございす。そういったところでの封入封緘機も導入する予定でございますので、事務的にはかなりシステムとしての効率性がよくなるのではないかと考えているところです。

以上です。

**16番(石川正志議員)** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番(石川正志議員)** 答弁はわかりやすくお願いしたいのですが、今期定例会においてもふるさと納税に係る質疑の中で例えば今年度から予定だったとは伺っておりますが、米の部分で農協が入ってくるということで、これまで例えばふるさとチョイスで市の担当課に連絡が入って、もがみ物産館を通じて返礼品の発送の流れが一本だったところが、私は例えば農協が入ったりということの事務の煩雑化を防ぐためのシステム改修と伺っていたんですが、そのような捉え方で間違いないのでしょうか。

**清水清秋議長** ただいまから10分間、休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時06分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 今のインターネットサイトの中では再大手でありますふるさとチョイスを活用して寄附を募っているというところがございます。中にはほかにもいろいろなサイトが出てきているところでございまして、そういったところもどうかというところは検討していたところでございますけれども、やはりシステムを構築していく上でさまざまなサイトにしていきますと、お客様への対応という面でどうして

もおくれてしまうとかということがございますので、今のところはふるさとチョイス一本でやっていきたいと考えているところでございます。

**16番（石川正志議員）** 議長、石川正志。

**清水清秋議長** 石川正志君。

**16番（石川正志議員）** 今、一番初めの入り口のところは当然一本でいくと。ところがこれまでの経緯で行政側で随分頑張ってもらいまして、まだまだ想定している額には達していないんですが、頑張りが見えると、その中でやはり例えば昨年度から今年度までかかって品切れという状態があったと、例えば牛肉、米が私たちでは一番供給できると捉えても、例えば牛肉の高騰であったり、例えば米の在庫不足があったというお話を聞く中でやはりこれまでポータルサイトが1つあって、そこにもがみ物産館を通しての流れが1本しかなかったので恐らく新庄市内の生産者といったらいいんでしょうか、販売元がなかなかひとつ連携できなかったということが反省点にあるのかなと思ったものですから、システムを改修することによって当然職員の事務量の負担軽減を図るのは当然ですけども、その部分で余った部分の余力、ないかもしれませんが、ぜひ地域内の産地をもう少し光を当てるというところにエネルギーを費やすシステム改修であればいいなという思いで質問させていただきました。

答弁あればよろしくをお願いします。

**小野茂雄総合政策課長** 議長、小野茂雄。

**清水清秋議長** 総合政策課長小野茂雄君。

**小野茂雄総合政策課長** 品数につきましては、52品目から今109品目、いろいろ細かいところもございますけれども、ふやしてきたところです。これにつきましては、自分の商品を返礼品としてしていただきたいということにつきましては、特に問題がなければ受け付けているというところがございますし、今もがみ物産館を中心として受け付けしていただいておりますけれども、

もがみ物産館でも五差路のところに専用の集積所をこしらえまして、その中で人もふやしてやっていくということでございます。なるべくスムーズに、しかも売り切れということも当然品数の上限というのはございますので、その辺のことにつきましてはサイトの中で上限設定というところをつけてございますので、そういった管理もできるようにしているところでございます。

物産振興という面で今後も努力して市内の産業育成ということにも寄与していきたいと考えております。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

**6番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6番（佐藤卓也議員）** それでは、ページ数で言いますと19ページになります。7款1項3目観光費エコロジーガーデンの交流プロジェクト実行委員会負担金なんですけれども、その具体的な内容をお知らせください。

それとページ数が25ページになります。10款5項6目ユネスコ無形文化財登録記念事業実行委員会負担金なんですけれども、そこら辺の詳しい内容。

次のページ、26ページになります。同じくここにもユネスコ登録記念企画展山車場面制作業務委託料なんですけれども、そこら辺の詳しい内容。

そして、またその下です。12目体育施設の修繕料。

以上、その4点の説明をよろしく申し上げます。

**渡辺安志商工観光課長** 議長、渡辺安志。

**清水清秋議長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** それでは、まず初めに私のほうから19ページのエコロジーガーデンの交流拡大プロジェクト実行委員会負担金100万円ですが、これは9ページにあります商工費寄附

金のところに観光費寄附金100万円がありますけれども、こちらは企業より寄附をいただいた部分がありまして、こちらを活用させていただくということで、今後この寄附につきましては特にこのエコロジーガーデンは新庄市でのすばらしい交流の場だということにさせていただいて、このエコロジーガーデンの推進に使ってほしいという目的性のある寄附金をいただきました。本日皆様方から可決いただきましたらエコロジーガーデンの交流プロジェクトの実行委員会の中でさまざまにこの趣旨に応えられるような企画や備品をそろえるように検討してまいりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**関 宏之社会教育課長** 議長、関 宏之。

**清水清秋議長** 社会教育課長関 宏之君。

**関 宏之社会教育課長** 2点目のユネスコ無形文化遺産登録記念事業実行委員会負担金でございますが、この内容としましては、ユネスコ登録を前提とする事業でありまして、決定セレモニーや登録を祝う会、さらには看板や垂れ幕の製作、祭りガイドブックやのぼり旗の製作費になります。

そして、3点目、ユネスコ登録祈念企画展山車場面制作業務委託料でございますが、これはふるさと歴史センターの事業費の中で行ってまいります。山車がどうやってできるかという場面を設定する、山車の場面の制作料になります。

そして、4点目、体育施設の管理運営事業費でございますが、これは市民球場の発動機蓄電池交換修繕と福田運動広場の高圧気中開閉器更新修繕ということで、市民球場については発動機が起動しなかったことによる修繕、福田運動広場につきましては電気設備点検の指摘による修繕になります。

以上でございます。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

19ページのエコロジーガーデンのところなんですけれども、せっかく企業の方から寄附をいただいているわけです。そしてまた今もそうなんですけれども、キトキトマルシェで多分、多くの方が新庄に訪れております。特に県外の方も多数見えていると感じていますし、この寄附金をしっかりと利用させていただきたいんですけれども、そういった意味でも備品などしっかり買っていていただく、そしてまた企画もしっかりしていただくことが非常に新庄にとってもいいことだと思いますので、ぜひとも発展のためにも使っていただきたいと思ひます。

また、使うに当たっても要は年次計画であったり、しっかりお金の管理もしていかなければいけないので、そういうこともしっかりしていただきたいんですけれども、そういう計画がもしございましたら、報告お願ひします。

また、25ページのユネスコ記念のところなんですけれども、そこら辺でもこれはユネスコ登録になってほしいという期待もございまして、なったらしっかりやっていただきたいと思ひます。そういう意味でもセレモニーやお祝いを、これは新庄市内ではなくてもっと県内の人にも知っていただきたいと思ひますので、そういったところにも広く発信していけるような、また山形県にもしっかりお知らせして県内で祝うような形もできると思ひますので、そういう考えがあったら伝えていただきたいと思ひますので、お願ひします。

また、ユネスコ登録の山車場面なんですけれども、たしか250周年のときは野川陽山展でしたか、たしかなさったと思うんですけれども、そういった企画をもっともっといっぱいすれば外国人の方も多分来られると思ひます。そういった方もわかるようなことをしていかなければいけないでしょうし、そういった作業をここにもしっかり盛り込む必要があると思うんですけれども、今後の展開をよろしくお願ひいたしま

す。

**渡辺安志商工観光課長** 議長、渡辺安志。

**清水清秋議長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** それでは、エコロジーガーデンのことですけれども、今佐藤議員からいただいた貴重な意見はプロジェクトの中で十分検討させていただきたいと思っております。

それで、確かに寄附をいただく際も大変キトキトマルシェの評価、高くいただいております。そして、もっともっとすばらしい事業ですのではという御意見もいただきましたので、それに応えられるような形で計画を練ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

**関 宏之社会教育課長** 議長、関 宏之。

**清水清秋議長** 社会教育課長関 宏之君。

**関 宏之社会教育課長** 県内でも幅広く祝うような体制をという御質問でございますけれども、先日県からも話がございます、市としてはどういう支援を望んでいるのかということもありましたので、県のPRやさまざまな市が考えている事業への支援というお話をしたところがございますので、今後そういう支援をいただけるような話をさらに行ってまいりたいと考えております。

**6 番（佐藤卓也議員）** 議長、佐藤卓也。

**清水清秋議長** 佐藤卓也君。

**6 番（佐藤卓也議員）** わかりました。

特にユネスコのほうでは、海外の方が来ることが予想されますので、そういったときにも外国語表示だったりとか、そういうことももう少し含めていかないとセレモニーやただけではいけませんので、そういったところももうちょっと配慮していただきたいと思っております。

また、エコロジーガーデンもそうなんですけれども、やっぱりこういう企業の方がたくさん見ておられますので、しっかりとした計画を練ってもっともっと元気な形で、それが新庄市内の活性化にもつながりますので、ぜひしっかり

とした取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

**1 8 番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**1 8 番（佐藤義一議員）** 私からは短く1点だけ。

15ページ、3款民生費1項社会福祉費の9目臨時福祉給付金等ですけれども、今回歳入歳出両方出ていますけれども、臨時福祉給付金2,100万円、年金生活者等支援臨時給付金、これは、受給者数は何人おられますか。まずそれを教えてください。

**佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長** 議長、佐藤信行。

**清水清秋議長** 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。

**佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長** ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、臨時福祉給付金でございますけれども、これは平成26年度から始まったものを毎年継続おるわけですけれども、今年度もほぼ同規模ということで、金額的には1人3,000円でございますけれども、これは7,000人ぐらいを想定してございます。

それから、もう一つの年金生活者等支援臨時福祉給付金でございますが、これはその7,000人のうちで低所得の障害遺族基礎年金受給者の方限定ということで、お一人3万円が支給されるものでございますけれども、こちらは先ほどの7,000人の内数として500人ほどと見込んでおります。

以上です。

**1 8 番（佐藤義一議員）** 議長、佐藤義一。

**清水清秋議長** 佐藤義一君。

**1 8 番（佐藤義一議員）** ありがとうございます。

該当者約7,000人ということなんですけれど



も、全ての該当者が申請にお見えになられますか。

**佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。**

**清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。**

**佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 約7,000人の方全てとはいかないかとは思っております。ただ、一応市報等に載せることは当然のこととして、該当しそうな方全てに対して申請書も含めパンフレット等も含めた御案内を差し上げてございますので、できるだけ漏れなく申請をしていただきたいと思っております。**

**18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。**

**清水清秋議長 佐藤義一君。**

**18番（佐藤義一議員） 確かにそういうような通知、案内差し上げているわけなんですけれども、来られない人もいるわけですよ。足が悪いとか、あるいは乗り物がないとか、あと家族がないとか、そういう人方に対してのアフターはどうなさっているのかなということと、あと実はことしの議会報告会の中で出た話なんですけれども、該当するんですよ、その人は、年金等の。ところが、息子と別居してひとりで暮らしているんですけれども、やはり子供が利口なのかずるいのか私は判断しかねますけれども、一応会社に届けるときに自分の親を扶養にしているわけですよ。扶養になっている場合は該当になりませんよね。そういった見えない、本当は手を差し伸べなければならぬ人がいるんです。でも、行政の縦割りであなたは息子さんの扶養になっているので対象になりませんよという話がかわいそうだなという気がするので、今言ったどうしても来られない人がいると、通知を出そうが市役所まで来て申請するわけですよ。例えばそういう公式な帳票に記入ができないとか、そういう人もいますので、来られない人への救済をこれからどうやって考えていくのか。**

それから、今言ったたまたま息子が勤めているところで扶養申請していて対象にならない。でも実際は、本当は手を差し伸べるべきではないかという人方に対して、この2点について最後にお尋ねします。

**佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、佐藤信行。**

**清水清秋議長 成人福祉課長兼福祉事務所長佐藤信行君。**

**佐藤信行成人福祉課長兼福祉事務所長 まず、足腰等が悪くてなかなかおいでになれないという方についてでございますけれども、人数的にはごく少ないんですが、地域の民生委員の方にお声をかけていただいて、その方を通じて申請していただくというケースがございますが、これについてはさらに周知を図ってまいりたいと思っております。**

それから、息子さんの扶養になっている、課税者の方の扶養になっている場合は、これは該当にならないわけなんですけれども、申請にお見えになったときにはそういったところがよくわからずに一通りの手続が済んで、交付決定になるという場合があるんですが、後ほど遠隔地に住んでおられる息子さんの扶養になっていたということがわかって、結局は失給の決定をせざるを得ないというケースもございます。これはできるだけ事前にそういうケースもあるのではという確認しながら申請を受け付けるしかないのかなと思っておりますので、ちなみに春に低所得の高齢者向けの給付金、7月19日まで申請を受け付けておりましたが、これは3,952名の方に対して御案内を差し上げて、うち3,809の方に支給決定なっているということで、非常に高い比率になっております。その辺どうしても漏れがあり完璧に100%というわけにはいきませんが、できるだけ事前の受け付けの際にそういったことがないように進めていきたいと思っております。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） ページ数、24ページで、10款新しく出ました4項で義務教育学校費というのが出ておりますが、大変萩野学園に特化して見られるなど非常によいと思っています。これの説明欄ですけれども、義務教育学校管理運営事業費の修繕料と入っています。89万5,000円です。これの内訳を教えてください。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 義務教育学校萩野学園の修繕料ということになります。

これにつきましては、屋上にございます冷暖共用のエアコンが、雪害によりましてとても支障を来しているということが前例として前のございました。それで、今冬前にその修繕を回ろうということで、融雪マット等、電源なんかも施しながらこの冬に向かって積雪、風雪に対して支障のないように回ってまいりたいというところでございます。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） わかりました。

私6月の定例会のときに伺いましたグラウンドのフェンス関係なんです、今一応仮囲いのような程度ですが、大変効果は上がっておりまして、ボール等が転がっていったのをそこで止まって子供の安全が大変図られていると思います。ただ、修繕費に入るのか、ちゃんとした工事費に入るのかどうかわかりませんが、早急にきちんとしたフェンスを設置するというのが優先順位は先ではないかと非常に思っております。仮に今回の修繕にはなっておりますけれども、公衆トイレの改修で300万円ぐらい入っ

ていますけれども、それよりも優先すべき事項ではないかと私は思っております。

大変予算的な面なんでしょうけれども、優先順位を考えた場合、どのようなポジションにあるのかと、それを伺いたいと思います。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。

清水清秋議長 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

荒川正一教育次長兼教育総務課長 6月議会的一般質問の中で御指摘いただきました。今お話のありました萩野学園のグラウンド西、南、東側に一部ずつそれぞれやはり安全を確保したいというところのございまして、それぞれ機能的なことを学園側と話し合いながら最初施すことができるところからやっただころでございます。今議員言われたとおり、西側と南側は、その機能性を学校と考えながら配置しておりますが、東側につきましては、優先度は高いとは思いますがやはり考えますと少しどのようなものにしたらいかと検討の時間も学園側と持ってございます。それで、一旦設定したらなかなか変更しづらいような形のものが見込まれるのかなと、固定式のものということでないとかなり効果性はどうかということもありますので、一旦工事をしてそれをもう一回やり直すということではできませんので、少し時間をかけながらということで大変御迷惑をかけておりますけれども、安全面についても学園側と確認しながら対策を練りながら予算をしっかりと考えた中で進めなければいけない部分かなと思っております。

5 番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

清水清秋議長 山科正仁君。

5 番（山科正仁議員） 大変前向きに考えてもらっているということで、安心しております。

いろいろな父兄の方からもいまだに言われることありますので、なるべく早目の対応ということで、できるのであれば12月の補正か何か

入ってくれば一番いいかなと思いますが、ちょっと期間的に無理でしょうけれども、ぜひなるべく前向きに先生ともお話をしてもらって進めていただきたいと思います。

以上です。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

**17番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**清水清秋議長** 小嶋富弥君。

**17番(小嶋富弥議員)** 私2点ほどお願いします。

12ページの市民生活対策費、LEDの事業補助金、この内容ですね。

あともう一点は、21ページの土木費の公園管理事業費の内容について、まずお願いいたします。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** LEDの現状とこれからのという灯数だと思います。現在春から順次進めておるわけですが、現在は66町内598灯に設置を終わっております。この補正の中で現在申し込みを受けている町内が15町内ほどございまして177灯、そのほかにも予定があると思いますので、50灯ほど見ております。合計で227灯ほど、補正で準備をさせていただきたいと思います。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 私からは21ページの公園関係の事業費について御説明をさせていただきます。修繕と委託費が計上されておりまして、修繕に関しましては3公園における遊具等の修繕に要する金額を計上させてもらっております。それから委託費につきましては、3つの公園における樹木の剪定等に使用のお金として計上させていただいております。

**17番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**清水清秋議長** 小嶋富弥君。

**17番(小嶋富弥議員)** LED、やはりこれ、

町内の皆さん、待望しているわけで、6月の補正でも約600万円ぐらい組んでまた補正で希望の町内に対応すると、大変いいことだと思うんです。それで、今後また12月の補正なんていうことはあるかどうかわからないけれども、来年度の当初予算でもっと需要があると思うんですけれども、もっともっと行政としても普及に力を入れていろいろな管理等が軽減になるわけです。管理費、電気料も安くなる。交換料も10年ほどもかからないということで大変メリットあるわけですので、今後もどのような補正、補正でなくて、今後どのような対策をしていって、しっかり普及を進めるべきと思うんですけれども、そのようなお考えどのように来年以降持っていくかまずお聞きしたいと思います。

**井上 章環境課長** 議長、井上 章。

**清水清秋議長** 環境課長井上 章君。

**井上 章環境課長** 当初予算が400万円でしたので、町内の希望が非常に高く、毎回補正をさせてもらっております。最初から予定していれば補正なくてよかったですと思いますが、来年度につきましては、今希望調査をさせてもらっております。今年度の補正も含めて今年度予定のところ、また来年度予定のところということで希望を、今伺いを出すところでございます。町内の負担もございまして、当初の見込みが甘かったということは反省しておりますし、現在9月補正で可決させていただきますと、全体の26%の進捗率になりますので、早くつけられただけ環境にも町内の負担にも軽減になりますので、なるべく早くと思っておりますが、来年度につきましては希望をとらせてもらいたいと思っております。

**17番(小嶋富弥議員)** 議長、小嶋富弥。

**清水清秋議長** 小嶋富弥君。

**17番(小嶋富弥議員)** 26%だとまだ4分の1なんですね。考えてみますと、最初は全部市で順次町内ごとに全費公費でやるという考えだっ

たけれども、そうじゃないよと、補助金制度で政策を転換して、そうしたら、地元の町内会でも負担してもいいよと、早くつけていただきたいという希望があるわけですので、やはり政策ですね。何もかも全部行政でやればいいでしょうけれども、新庄市の財政ではやはり無理で、ちょっとした補助金制度を使えばいいんでないかといったらこのように非常に進むということで、やはり政策も柔軟な政策を展開していけばこのように市民のニーズに、自分たちでもお金を出してもいいよと、多少は出してもいいよという行政のやり方も大事ではないかという一つの例ではないかと思っておりますので、やはり柔軟な発想で行政を進めていったいい例だと思っても大変喜んでおるところでございます。

あと、公園なんですね。これは臨時でやっていますけれども、実は公園にもいろいろ遊具ももちろんありますし、砂場もございます。その砂場の入れかえがなかなかないのので、やっぱりやっていただきたいというようなことが市民のニーズとしてあったんですね。春先に子供たちが、雪が消えて砂遊び、土に触れることが人間としても非常に感性としてあるわけですが、砂場の入れかえが定期的になされていないのではないのかなと。

あと、遊具の点検もなされていないのではないのかなと思ったんです。最近私の近くの公園のところに業者さんが入って遊具の改良とかやっていますけれども、これももう少し当初予算等で組んで子供の遊園地というものもしっかりやっていかなければならないのではないかと思います。特に砂場の入れかえなんかはどういう現状なんでしょうか。教えてください。

**土田政治都市整備課長** 議長、土田政治。

**清水清秋議長** 都市整備課長土田政治君。

**土田政治都市整備課長** 砂場の件なんですけれども、定期的に砂の入れかえ、それから現状にお

いて固まった部分の天地返しをして柔らかくするという部分で対応させてもらっております。動物等のふんなどがあってなかなか砂場そのものが汚染されているなどということもございまして、定期的にそこは対応してまいりたいと思います。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

**1 番（佐藤悦子議員）** 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

**1 番（佐藤悦子議員）** 1つは、13ページの2款3項1目、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金549万4,000円の内容についてお願いします。

2つ目は、15ページの3款2項3目で保育所運営事業費の備品購入費の内容についてお願いします。

19ページの7款1項2目で商業地域空き店舗支援事業費補助金の内容をお願いします。

次に、23ページの10款1項2目で県若者定着奨学金返還支援事業出捐金、この内容についてお願いします。

最後に、25ページの10款5項6目、ここに文化財保護管理事業費384万8,000円が載っております。ここでこれに関連して市の重要文化財がありますが、その点検についてはしておられるかお聞きします。

**加藤美喜子市民課長** 議長、加藤美喜子。

**清水清秋議長** 市民課長加藤美喜子君。

**加藤美喜子市民課長** 13ページの2款戸籍住民基本台帳事業費の通知カード・個人番号カードに関連する事務の委任に関する交付金に関する御質問です。こちらに関しては、昨年10月から始まりましたマイナンバー制度でございますけれども、全国全ての市区町村が通知カードを個人番号カードの作成と発行を地方公共団体情報システム機構に委任しております。その委任に対する市が支払う負担金ということになりまして、具体的にいいますと、通知カード等の作成、発

送事業、あとは個人番号カード申し込み処理の事業と個人番号カードの製造、あとは住民に対する郵送費等が含まれております。これらの委任に対する経費を全国の交付枚数で割り返して市町村ごとの個人番号カードの交付形態とか交付枚数を掛けまして交付金額を算出しております。

以上でございます。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、板垣秀男。**

**清水清秋議長** 子育て推進課長兼福祉事務所長板垣秀男君。

**板垣秀男子育て推進課長兼福祉事務所長** 続きまして、15ページの保育所運営事業費の備品購入費の内訳でございます。

65万3,000円のうち、泉田保育所の食品消毒保管庫、こちらに59万4,000円。それから、中部保育所の業務用の掃除機、こちらが5万8,320円という内訳になってございます。

**渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。**

**清水清秋議長** 商工観光課長渡辺安志君。

**渡辺安志商工観光課長** それでは、私から19ページの商業地域空き店舗等支援事業費補助金ですがけれども、こちらにつきまして内容としては、空き店舗の出店3件分対応できるように予算化させていただきました。

今年度当初予算で2件分ほどの予算をとらせていただいたんですが、空き店舗2件出店していただきました。そのうちの1件が3分の1補助の50万円上限なんです、上限までいかなかったということで2件分、仮置き50万円の満額分と36万8,000円分しか該当にならなかった空き店舗の企業がありましたので、その部分を補充するという形で今後3件空き店舗への進出を予定するような方があった場合にも対応できるようにということで予算化しております。

現在、2件ほど相談があるんですけども、ことしじゅうに開業できるのかどうかわかりま

せんけれども、そのような相談状況もあるということをお知らせしておきたいと思っております。

**荒川正一教育次長兼教育総務課長 議長、荒川正一。**

**清水清秋議長** 教育次長兼教育総務課長荒川正一君。

**荒川正一教育次長兼教育総務課長** 23ページ、県若者定着奨学金返還支援事業出捐金につきましては、県の新規事業ということで、昨年度から始まっているものでございまして、県内の高校に在籍していた方々、あるいは在籍している方々を対象として、その先大学等に進学され奨学金を受けた場合にまた県内に戻ってきていただく、さらにその先には県内の職についていただく、さらに3年間定着していただくということを条件といたしまして、奨学金の返還を総額受けた奨学金と単価2万6,000円に奨学金を受けた月数を掛けた総額の低いほうを県と市の折半で支援するという、向こう5年間ほどの計画の地方創生の延長線上にある政策的な制度でございます。そのために昨年度から募集をかけておりまして、今年度出捐して、いわゆる出資してそれぞれの市町村、県で将来奨学金を返還する場合の返還方式、あるいは人数というものを確定いたしましたので、その部分の金額を算出して出捐する補正を組んだというところでございます。

基金を県でつくることになりまして、向こう5年間市町村からのこのような対象者がおられれば認定されて、その分だけの基金を造成していくと、その基金からの取り崩しをもって支援するという形になります。

**関 宏之社会教育課長 議長、関 宏之。**

**清水清秋議長** 社会教育課長関 宏之君。

**関 宏之社会教育課長** 25ページ、文化財保護管理事業費のうち測量設計業務委託料でございますが、これは新庄藩主戸沢家墓所6号棟の保存修理工事実施設計業務委託になります。これは、

来年度は4号棟の1棟を修繕する計画でありましたが、6号棟の屋根の傷みがかなりひどいため、来年度2棟の修繕を行うための実施設計を行うものでございます。

また、もう一つ、重要文化財等の点検でございますが、これは毎年大体3回ぐらいに分けて県の担当者と巡回いたします。それによって傷みがひどいところについては来年度以降修繕の計画を立てるということになっております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） どうもありがとうございます。

最初に、通知カード・個人番号のカードの関連事務委任に係る交付金のことで地方公共団体支援機構に委託、お金を交付するというのですが、個人番号カードの発行を委任するところの機構の状況はどうなっているのか。申請に対して発行が平成27年度の決算の中でおくれているような感じがしたんですが、そういうことはないのか状況をお聞きします。

加藤美喜子市民課長 議長、加藤美喜子。

清水清秋議長 市民課長加藤美喜子君。

加藤美喜子市民課長 ただいま御質問の件でございますけれども、発行がおくれていないかどうかということになります。

新庄市のマイナンバーカードの申請の受け付け状況は8月末現在で2,832名の方が申請しております。また、そちらの申請に対して市役所に着いている分が2,559名分ということになりまして、既に交付を終えている数でございますけれども、2,145名という数になっております。

マイナンバーカードを交付した1月以降ですけれども、2月の下旬ぐらいまではカードを管理するところのシステムのふぐあいが生じまして、窓口を訪れたお客様の中では新庄市にあっては4名ほどが即日交付できなかつたと、大変

御迷惑をおかけしたケースもございましたけれども、それ以降については順調に交付できていると感想を持っております。

以上でございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） わかりました。

次に、保育所の運営事業費のことに関してですが、これに関して備品のことにはわかりましたが、現在待機児童がおられると聞いておりますが、その状況や対策はどのようにお考えになっているかお聞きしたいんですが、だめでしょうか。

清水清秋議長 佐藤悦子君、補正予算でありますので、補正予算に合った質問をしてください。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 残念ですが、では次に行きます。

19ページの空き店舗支援事業補助金というのは、大変頑張っていてくださったおかげで空き店舗が使われてきているという方向に向かってるのが大変ありがたいことのように思います。

一方、また空き店舗がふえているような状況があるように思いますが、そういったことを防ぐ対策みたいなことは考えておられないかお願いいたします。

渡辺安志商工観光課長 議長、渡辺安志。

清水清秋議長 商工観光課長渡辺安志君。

渡辺安志商工観光課長 空き店舗につきましては、近年この補助金を御利用いただきまして開業していただけるということで、昨年も空き店舗のこういった補助金があるということでチラシ等を作成して、たしか全戸配布させていただいたということで、今後もこういった形で空き店舗の活用を進めていきたいと思っております。

また、商工会議所と一緒に創業支援という形でも窓口となってやっておりますので、起業意

欲のある方につきましては、どんどん御紹介してまいりたいと思っています。

**清水清秋議長** ほかにありませんか。

**7 番（今田浩徳議員）** 議長、今田浩徳。

**清水清秋議長** 今田浩徳君。

**7 番（今田浩徳議員）** それでは、17ページの農業振興行政事業費の産地パワーアップ事業補助金ですけれども、この事業補助する際の対象であったり、その内容のことについてまずお伺いしたいと思います。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** 産地パワーアップ事業につきましては、TPP関連の事業で来ておりまして、対策のポイントとしまして水田、畑作、野菜、果樹等の産地が高収益な作物、栽培体系への転換を図るための取り組む全ての農作物を対象とするということで、政策目標として担い手への集積やコスト低減技術の導入によって生産、出荷コストを10%以上低減する、また、販売額を10%以上向上するという条件をもとに対象としている事業でございます。

**7 番（今田浩徳議員）** 議長、今田浩徳。

**清水清秋議長** 今田浩徳君。

**7 番（今田浩徳議員）** 大変取り組む事例が近年ふえておりますし、市内を見ましてもその取り組みをやっている最中の方も大変おります。金額云々もあるんですけれども、この中で対象金額が大変少なくなる可能性があります。希望する金額と相違する方々も大変いると思うんですけれども、その補助する際、先ほどもお伺いしたんですけれども、その一番の中心となるところの対象を選ぶ際の選択に関しては、例えばJAを通してJAにお願いしたところの方々にするとか、あとは市独自の考えでの補助であったりと思われるんですけれども、そのあたりはいかが考えておられますか。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** ただいまの産地パワーアップ事業につきましては、第3次募集が入りまして、これからの予定ですが、10月の農業だよりと一緒に全農家配付ということでこの事業のPRを図ってまいりたいと。それで、窓口としては当然市農林課でも受け付けますし、農協等へも相談ありますし、どちらの窓口を訪れたからといって優先順位が高いということはありません。ただ、やはり山形県の高性能機械であれば山形県の高性能機械導入基準というのがありますし、やはり過大コストにならないように最低限の面積等がありますので、その辺勘案しながらできるだけそういった要望があるものについては採択に向けて相談に乗っていきたいと考えてございます。

以上です。

**7 番（今田浩徳議員）** 議長、今田浩徳。

**清水清秋議長** 今田浩徳君。

**7 番（今田浩徳議員）** 確かにこれもさまざまふるさと納税の返礼品とかそういうところを目指したところでの6次産業をプラスした考えでの産地づくりということを考えている方もたくさんいると思います。

ぜひよく精査いただいて、しっかり皆さんが使えるような補助金になれば大変いいかなと思います。

それでは、もう一点、そばまつり実行委員会負担金のことについてお伺いします。

もうかなりの認知度がありまして、大変盛況であります。それで、昨年も本当に次から次へとお客さんが見えられて実行委員会の苦労ぶりが大変わかりました。それに合わせてなんですけれども、ソバの消費がふえていると思いました。昨年のお話では市内の2つの農協よりソバを購入いたしまして利用しているというお話を伺いましたが、実はことしのソバの作が大変よいという話になっております。ぜひこのそばまつ

りを介しまして市民の皆さんへの還元であったり周知は当然ではありますけれども、そういう大規模利用、実需者へのPRであったり、宣伝であったりということも含めながら考えてほしいのですが、いかがでしょうか。

**齋藤彰淑農林課長** 議長、齋藤彰淑。

**清水清秋議長** 農林課長齋藤彰淑君。

**齋藤彰淑農林課長** ことしで7回目を迎えます新庄そばまつり、本日から前売り券が発売を開始したところです。それで、当日におきましては県内の製粉会社の方にもぜひ会場に足を運んでいただいて新庄そばのおいしさを知っていただきたいということで招待券を送ってそういった実需者向けのPRもしているところでございます。

**清水清秋議長** ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号平成28年度新庄市一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

## 日程第17議案第64号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

**清水清秋議長** 日程第17議案第64号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 34ページの9款1項1目で国民健康保険給付基金積立金が1,862万7,000円となっております。現在のこの結果の基金現在高は幾らになっているのでしょうか。現在黒字になっているということなんでしょうか。

**小松 孝健康課長** 議長、小松 孝。

**清水清秋議長** 健康課長小松 孝君。

**小松 孝健康課長** 基金の現在の積立額につきましては、約1億3,000万円でございます。それにこのたびの補正予算で基金へ繰り入れするための準備としまして1,862万7,000円を計上させていただいたところであります。その理由でございますけれども、32ページの歳入でございますが、同額で診療報酬支払基金預託金返還金とございます。この金額を国保連合会から受け取った経過がございますので、その分をこのたび基金へ積み立てする準備として同額を計上したということでございます。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。



清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 基金の現在高が1億3,000万円になり、プラス基金が積み立てられるということがわかりました。これは国から独自の交付された補助金といえますか、それがあるといことはこういうことになっているということで、全国の市町村では国保税の引き下げに充てている市町村が出ていますが、そういった考えはないのかをお願いします。

小松 孝健康課長 議長、小松 孝。

清水清秋議長 健康課長小松 孝君。

小松 孝健康課長 先ほどの収入の点で若干つけ加えて説明させていただきますけれども、この基金は昭和45年2月に国保連合会が不測の事態に備えるということで積み立てを始めた預託金ということでございます。その預託金を全市町村にこのたび議決を経て返還するというところで計上したところでありますけれども、御質問の国保税の引き下げ関係、基金との関係での引き下げでありますが、現在1億3,000万円ありまして、その部分については医療費、今後も増加が予想されますので、保険者としては安定的な運営を基本と考えておりますので、今現在は引き下げということについては難しいと考えております。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号平成28年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

## 日程第18議案第65号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

清水清秋議長 日程第18議案第65号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号平成28年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

**日程第19議案第66号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）**

清水清秋議長 日程第19議案第66号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号平成28年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

**日程第20議案第67号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）**

清水清秋議長 日程第20議案第67号平成28年度新

庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第67号平成28年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

**日程第21議案第68号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）**

清水清秋議長 日程第21議案第68号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 別に質疑なしと認めます。よって、

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第68号平成28年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

## 日程第22議案第69号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)

**清水清秋議長** 日程第22議案第69号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 説明のときの内容をもう少し詳しく教えていただきたいのですが、収入のところで経営戦略のためにということをおっしゃっていましたが、その内容をお願いします。

それから、資本的支出の支出の部分で補正の理由にトウメキ地区の設計変更とおっしゃって

いましたが、どのような内容なのかもう一度お願いします。

**松坂聡士上下水道課長** 議長、松坂聡士。

**清水清秋議長** 上下水道課長松坂聡士君。

**松坂聡士上下水道課長** 経営戦略について御説明申し上げます。

総務省の通知によりまして、上水道部分でございますけれども、経営戦略を作成した場合には特別交付税措置をするということに通知がございまして、それに伴いまして上水道事業に関しましては現在基本計画と経営戦略を作成しておりますので、その部分の上限額1,000万円の2分の1ということで500万円を計上したということでございます。

この経営戦略といいますのは、今後水道事業を進めるに当たってこれからいわゆる老朽化対策、それから耐震化対策を進めていく上で非常に重要な計画でございます。厚労省が進めます新水道ビジョンを作成するための基礎的なものでございます。それを進めた上で水道事業のこれからの経営戦略といいますか、経営方針を固めていくという非常に重要なものでございますので、それに伴った経費については特別交付税措置がされるということでございます。

それから、もう一点、トウメキ地区につきましては、現在下水道事業におきまして設計委託を進めております。あわせまして水道事業にも新たにJRを横断する部分が生じておりますので、それを一緒にするために上水道部分の負担がふえたということでございます。

以上です。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 水道ビジョンで経営戦略ということなんですけど、間違っていたら済みませんけれども、民営化とか民間委託化とかそういうことも国から進めるようなことは言われているんでしょうか。

松坂聡士上下水道課長 議長、松坂聡士。

清水清秋議長 上下水道課長松坂聡士君。

松坂聡士上下水道課長 国からは、現在基盤対策ということで一番進めている部分につきましては、広域的な連携ということを言われております。水道事業統合そのものにつきましてはまだ先の考えはございますけれども、まず基盤経営の策を固めた上でということで将来的な新水道ビジョンを策定するというところでございます。議論の中でそういう部分をしていくかとは思いますが、まだその辺につきましてはまず基礎的な部分の計画を作成するというところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

清水清秋議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 民営化とか民間委託というんでしょうか、そういうことも話も聞いたような気もしますが、私は、これは民間委託みたいなことはしないで、あくまでも全額市民のものということで市民のために働く公営でやっていただきたいという思いでありますが、その辺のところはどう考えておられますか。

松坂聡士上下水道課長 議長、松坂聡士。

清水清秋議長 上下水道課長松坂聡士君。

松坂聡士上下水道課長 現在のところ、今の水道事業そのものを基盤強化ということで考えております。民営化そのものにつきましては、まだまだそこまで検討に至るかどうかというのはこれからだと思います。ただし、現実的に水道事業におきましては、技術者の不足等ございます。老朽化もだんだん進んでまいります。ある程度は民間の力もかりることを考えていかなければならないと思っております。

以上でございます。

清水清秋議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第69号平成28年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

清水清秋議長 御異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時16分 休憩

午後1時23分 開議

清水清秋議長 休憩を解いて再開いたします。

## 日程の追加

清水清秋議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長森 儀一君。

（森 儀一議会運営委員長登壇）

森 儀一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午後1時19分から、議会運営委員6名出席のもと、議会事務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議会案第2号東日本大震災自主避難者への「住宅無償提供」の継続を求める意見書の提出について、議会案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について、議会案第4号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について、議会案第5号TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書の提出についての議会案4件を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、議会案4件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案4件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後1時26分 休憩

午後1時27分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

## 議案2件一括上程

**清水清秋議長** それでは、追加日程に入ります。

日程第23議会案第2号東日本大震災自主避難者への「住宅無償提供」の継続を求める意見書

の提出について及び日程第24議会案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長高橋富美子君。

(高橋富美子総務文教常任委員長登壇)

**高橋富美子総務文教常任委員長** それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議会案第2号東日本大震災自主避難者への「住宅無償提供」の継続を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成28年9月26日。新庄市議会議長清水清秋殿。提出者は私、新庄市議会総務文教常任委員会委員長高橋富美子でございます。

それでは、次のページをお開きください。

東日本大震災自主避難者への「住宅無償提供」の継続を求める意見書。

東日本大震災に伴う福島原発事故から5年が経過しましたが、今なお多数の被災県住民が県境を越えた避難を余儀なくされております。山形県においては2,833人、うち新庄市では31人が自主避難の生活を送っております。現在のところ、事故収束の見通しは立っておりませんし、放射性物質の除去作業や復興住宅の建設などの現状から避難者が避難元に安心して帰ることができるまでにはまだまだ時間がかかるものと思われまます。

さらに、避難生活が長期化するにつれ、自主避難されている方々もそれぞれ事情が異なってきており、避難者に関する問題の複雑化、多様化のほか、体調面で心配されることが多くなり、懸念されるところであります。

そのような中、平成29年3月末日をもって自主避難者への避難先の住宅の無償提供を終了することが明らかになりました。これに対し経済的にも子供の教育環境からも何とか現在の住居

に住み続けたいとする声が数多く寄せられています。

よって、国においては今後とも自主避難者が負担なく継続して居住できるよう下記の事項について強く要望いたします。

#### 記

- 1 平成29年4月以降についても東日本大震災自主避難者への住宅支援を継続すること。
- 2 住宅支援については、自主避難者を含め避難当事者の意見を十分に聴取する機会を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先についてでございますが、請願者からは国及び福島県知事宛てということでしたが、先ほど委員長報告でも報告いたしましたが、総務文教常任委員会で協議した結果、国の政策の中でこのような事故が起きているということから、国に対して意見書を提出すべきという結果になりました。したがって、提出先は衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て、復興大臣宛てでございます。

よろしく申し上げます。

続きまして、議会案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成28年9月26日。新庄市議会議長清水清秋殿。提出者は私、新庄市議会総務文教常任委員会委員長高橋富美子でございます。

それでは、次のページをお開きください。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書。

日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見

通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。一人一人の子供たちへのきめ細やかな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するには教職員定数改善が不可欠です。

また、新しい学習指導要領により授業時数や指導内容が増加しています。いじめ・不登校の問題、日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応などの課題もあります。こうしたことの解決に向けて少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要です。

幾つかの自治体においては厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をすべきです。

三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員もふえています。

子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上明記されています。子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

よって、国においては、2017年度政府予算編成において次のことを実現されるよう強く求めます。

#### 記

- 1 子供たちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、

内閣総理大臣宛て、総務大臣宛て、財務大臣宛て、文部科学大臣宛てでございます。

よろしくお願ひします。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第2号東日本大震災自主避難者への「住宅無償提供」の継続を求める意見書の提出について及び議案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号及び議案第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第2号東日本大震災自主避難者への「住宅無償提供」の継続を求める意見書の提出について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号東日本大震災自主避難者への「住宅無償提供」の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、

議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

## 議案2件一括上程

**清水清秋議長** 日程第25議案第4号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について及び日程第26議案第5号TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書の提出についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤義一君。

(佐藤義一産業厚生常任委員長登壇)

佐藤義一産業厚生常任委員長 それでは、よろしくをお願いします。

議会案第4号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。提出日は平成28年9月26日。新庄市議会議長清水清秋殿。提出者は私、新庄市議会産業厚生常任委員会委員長佐藤義一でございます。

それでは、次のページをお開きいただきます。

次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書。

平成27年6月30日に閣議決定された「骨太の方針」の中で、次期介護保険制度改正に向けて軽度者に対する福祉用具貸与等の給付に見直しを検討することが盛り込まれました。現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒、骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎおくらせることに役立っています。また、安全な外出機会を保障することによって、特にひとり暮らしの高齢者の閉じこもりを防ぎ、社会生活の維持につながっています。

仮に軽度者に対する福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、特に低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具、住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自律的な生活を阻害し、給付費が増大するおそれがあります。

以上の理由から次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しにおいて、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生

活を支える観点から検討を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、以下のとおりで内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てです。

続きまして、議会案第5号T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成28年9月26日。新庄市議会議長清水清秋殿。提出者は同じく私、新庄市議会産業厚生常任委員会委員長佐藤義一でございます。

それでは、次のページをお開きいただきます。

T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書。

T P P交渉は昨年10月に大筋合意がされ、その中で農林水産物の約8割が関税撤廃されることになりました。

政府の試算によると、「総合的なT P P関連政策大綱」に基づく政策対応を考慮してもなお、我が国の農林水産物の生産額は1,300億円から2,100億円減少する見込みであると公表されるなど、生産者は今後の農業経営の継続に対し大きな不安を抱いています。

さらに、衆議院T P P特別委員会において、交渉経過や合意内容等が議論されましたが、政府は保秘義務契約を理由に情報開示を拒み、国会承認と関連法案の審議が深まることなく秋の臨時国会に持ち越され、T P Pに対する国民の不安や懸念は増すばかりであります。

よって、政府はT P P特別委員会等におけるT P P協定承認案及びT P P関連法案の国会審議において、大筋合意の内容や影響、国会決議等の整合性等について、国民のT P Pに対する不安や懸念が払拭されるよう十分な情報開示と



明確な説明を行うとともに、生産者が安心して営農継続できるよう、将来を見据えた中長期的な農業政策の確立に向けた慎重な国会審議を行うよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は以下のとおりであります。

今回、提出いたします議会案第5号は、先ほどの産業厚生常任委員会の委員長報告におきまして、請願第7号臨時国会でTPP協定を批准しないことを求める請願については不採択すべきものと決しましたと報告しましたが、請願審査中において委員から前にも新庄市議会として意見書を提出しましたが、本日より開催される臨時国会で十分な審議や情報開示の徹底と今後の支援策の要請を委員会としての意見書を出すべきという意見が出されたことを踏まえ、請願の審査終了後に全員で協議を行いまして、委員会として意見書を提出することといたしましたので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

どうもありがとうございました。

**清水清秋議長** お諮りいたします。

ただいま説明のありました議会案第4号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について及び議会案第5号TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第4号及び議会案第5号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議会案第4号次期介護保険制度改正

における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出について質疑ありませんか。

**1 番(佐藤悦子議員)** 動議。

**清水清秋議長** 暫時休憩します。

午後1時47分 休憩

午後1時51分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子君、動議の内容をお知らせください。

**1 番(佐藤悦子議員)** 趣旨は、産業厚生常任委員会をもう一度開いて、案につけ足しをすべきだということです。なぜかということですが、請願を見ますと、福祉用具と住宅改修の見直しだけではなくて、デイサービスや訪問介護といった生活支援サービスのことについても触れております。

ところが、委員長が作成された意見書にはデイサービスや訪問介護、そういった生活支援サービスは欠落しております。私は、本当は委員長に賛成すべき立場であります。委員会の場でこのことを入れるように最後に意見書提出の話の中において意見を述べましたが、そのことが、委員長においては、出した意見書には盛りられず、欠落させたのか、それとも落ちてしまったのか、私はもう一度委員会を開いてデイサービスや訪問介護、そういった生活支援サービスの部分も含めた意見書として出すべきだと考えます。ですから、私は趣旨をもう一度修正案を委員会で修正して提出すべきだと思います。

**清水清秋議長** ただいま佐藤悦子君から産業厚生常任委員会の再開の動議が出されましたが、ただいまの動議に賛成の方は挙手願います。

(挙手なし)

**清水清秋議長** 賛成者がおりませんので、ただいまの動議は成立いたしません。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第4号次期介護保険制度改正における福祉用具、住宅改修の見直しに関する意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。よって、議会案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議会案第5号T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書の提出について、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 別になしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

**清水清秋議長** 佐藤悦子君、反対討論ですか、賛成討論ですか。

1 番(佐藤悦子議員) 反対討論です。(「常任委員会でもやったんじゃないか」の声あり)

**清水清秋議長** 反対討論として佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) T P Pに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書に反対討論を行います。

理由は、この内容はT P P批准に不安を感じ

ている人はふえているとはっきり言っておりますが、そういうならば批准に明確に反対すべきだと思います。反対せずにこの意見書はT P P批准を前提とした内容になっているからです。この内容で総合的なT P P関連政策大綱に基づく政策対応をやったとしても農林水産物の生産額が減ると政府が言っていると言っておりますが、まさに農業の振興のために願っているさまざまなことがやられたとしてもこのように減ると政府がはっきり言っているわけです。さらに先ほどの私の話の中でも前の請願に対する賛成の討論の中で述べましたが、T P Pが進められれば2014年比で3.2兆円も農産物などの輸入が増加すると大臣が答弁しております。そうなりますと、どんなに農業のためにいろいろな政策をやったとしても減ると政府がはっきり言っているし、さらに輸入がふえることは間違いないと政府は言っている中で、この意見書を出すことは、私はまずいと思います。

市民の中にT P Pに対する不安、懸念、これはやめていただきたいという声が非常に高まっています。だからこそこの前の参議院選挙の結果にもなったんだと思います。この意見書はT P P批准を前提とした内容になっているということで私は反対をいたします。

**清水清秋議長** 暫時休憩いたします。

午後1時57分 休憩

午後1時58分 開議

**清水清秋議長** 休憩を解いて再開いたします。

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** ほかに討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**清水清秋議長** 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会議案第5号TPPに関する情報開示の徹底と持続可能な農業経営の実現に向けた農業政策の確立を求める意見書の提出については、反対討論がありましたので、起立採決いたします。

議会議案第5号については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**清水清秋議長** 起立多数であります。よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

午後2時01分 閉会

**清水清秋議長** ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

**山尾順紀市長** 9月9日から始まりました今議会、18日間の長期にわたった決算議会、まことにお疲れさまでございました。この間各地で台風、あるいは大雨などによる被害が出ている地域の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。おかげさまで当地区においては、稲も先ほどのソバも順調に生育しているということではありますが、昨年は刈り取り数日前の台風でソバの実が全て飛んでしまったということもありますので、ここ一月ほど本当に我々の期待を裏切らないような天候であつたらいいなと思つているところであります。

今回また決算議会ということで、議員の皆様から多くの御意見、御指摘等いただいたこと、今後の予算編成にしっかりと対応させていただきたいと思つております。

また、議会の初めのときに職員の不祥事があつたこと、ここで謝罪させていただきましたが、今後味覚まつり、あるいはそばまつりなど地域

のイベントが重なる中で、二度とそうした不祥事が起こらないように職員各位、襟を正しながら市民の信頼を勝ち得る行動に移ってまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも何とぞよろしく御指導のほうお願いいたしまして、簡単ですが御礼の挨拶とさせていただきます。

今回は、まことにありがとうございました。

**清水清秋議長** 以上をもちまして、平成28年9月定例会の日程を全て終了いたしましたので、閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

新庄市議会議長 清 水 清 秋

会議録署名議員 遠 藤 敏 信

〃 〃 小 野 周 一